

第3次こまつ環境プラン



小 松 市



SDGs未来都市 こまつ
SDGs FUTURE CITY KOMATSU



目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1	計画の背景・目的	1
2	計画の役割	3
3	計画の位置付け	3
4	計画の範囲	4
5	計画の期間	4

第 2 章 環境を取り巻く国内外の動向

1	世界の動向	5
2	国内の動向	7

第 3 章 第 3 次こまつ環境プランの基本方針

1	主要テーマとチャレンジ目標	8
2	施策の体系	10

第 4 章 第 3 次こまつ環境プランの施策の展開

テーマ 1	みんなでアクション	13
テーマ 2	地球環境への思いやり	22
テーマ 3	健康で豊かな自然との共生	42
テーマ 4	循環型社会を形成	68
テーマ 5	美しく快適な生活環境	86

資料編

1	第 2 次こまつ環境プランの進捗状況	113
2	第 3 次こまつ環境プランの策定経緯	118
3	第 3 次こまつ環境プランの目標値根拠・出典	119
4	小松市環境基本条例	121
5	用語解説	127

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景・目的

小松市は環境の保全及び創造を図るため、平成13年3月に小松市環境基本条例を施行し、同条例第8条に基づき、第1次こまつ環境プランを平成16年3月に策定しました。その後、第1次こまつ環境プランの満了に伴い第2次こまつ環境プラン（以下、「前計画」という）を平成26年4月に策定し、「～良好な環境を次世代へ～」自然と共生するエコロジー※ こまつ”」を目指して、市民、事業者、各種団体の方々のご理解とご協力を得ながら取り組んできました。

前計画の策定から7年が経過し、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。世界においては、「持続可能な開発目標(SDGs)の採択」(平成27年9月)や「パリ協定の採択」(平成27年12月)など、温室効果ガス※の排出削減をはじめ、資源循環※や自然共生※などを取り入れた持続可能な発展のための取り組みが進められています。一方、国内においては、国際的な動向に沿って「地球温暖化※対策計画」（平成28年5月）、「第五次環境基本計画」（平成30年4月）が閣議決定されました。

こうした社会情勢の変化のもと、小松市では令和3年3月をもって前計画の計画期間が満了となることから第3次こまつ環境プラン（以下、「本計画」という）を策定します。

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示す指針である「小松市都市デザイン」で掲げる都市像の実現を図るための環境面における計画として位置づけられています。

これまで、よりよい環境づくりのため「市民総ぐるみ」で諸課題に臨んできた市民の力は、地域や市民活動により受け継がれ、環境を守り、向上させる原動力になっています。

今後も豊かな自然と市民の力を両輪に、市民一人ひとりが環境を見つめ直し、知恵を出し合い、良好な環境づくりをさらに目指していきます。



小松市は、はるかに白山連峰を望み、そのすそ野に連なる緑の丘陵地や、梯川を中心とした幾筋もの河川が織りなす自然に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然の中で先人たちが培った伝統文化をはぐくみながら、住みよいまちを築き上げる努力を重ねてきた。

しかし、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや利便性を追求してきた結果、環境汚染や自然破壊など環境への負荷が増大し、地域の環境問題にとどまらず、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは良好な環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵みある地球環境を損なうことなく、将来の世代に継承していく責務を有している。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調のもと、人と自然とが健全に共生する良好な環境を保全するとともに、持続的発展が可能な社会を構築していくことを決意し、この条例を制定する。

小松市環境基本条例 前文より



木場潟と白山



梯川

2. 計画の役割

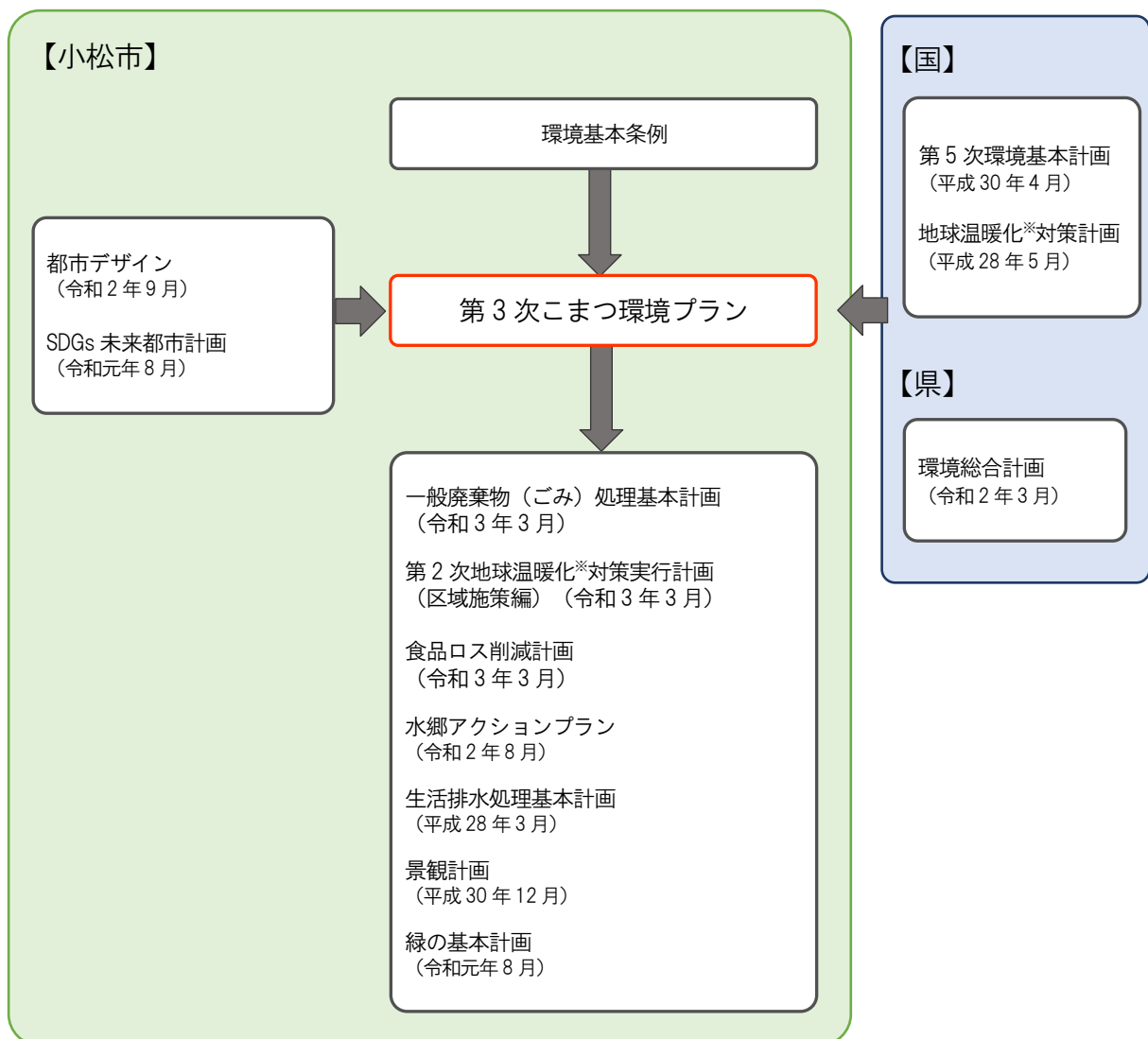
本計画は、小松の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、長期的な視野に立った共通目標を掲げるものとし、本市で生活や活動を行う人々が環境保全に関連する行動を進める際の基本的な方向性を示すものです。

また、市民・事業者・市などがそれぞれの役割を果たし、協力しながら実行するための方策を示すものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、『小松市環境基本条例』に基づき、本市における環境保全に関する最も基本的かつ総合的な計画とします。

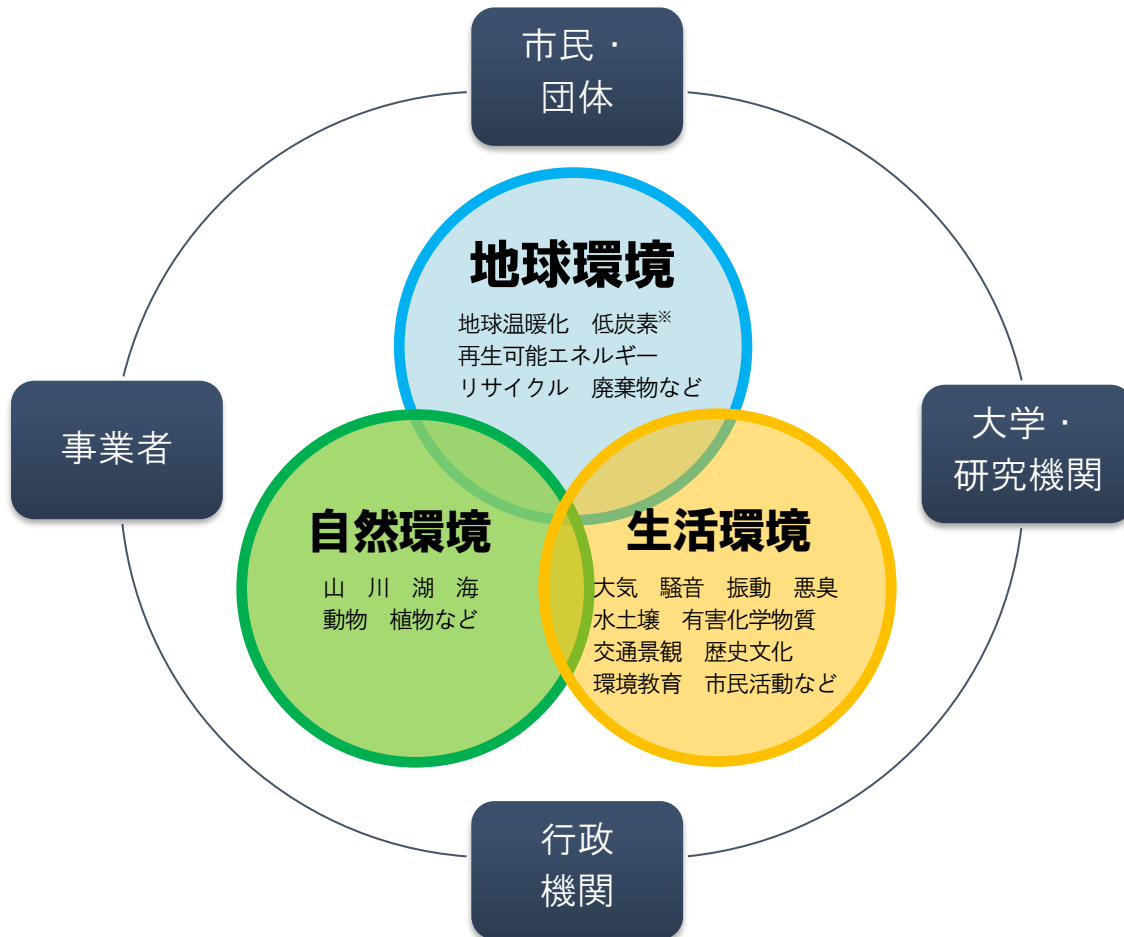
また、国の環境基本計画や県の環境総合計画をはじめ、本市が進めるまちづくり上位計画や環境関連計画との整合を図りながら推進していくものです。



4. 計画の範囲

本計画の対象とする地域は小松市全域とし、対象者は、小松市民、市内の事業者、大学・研究機関、市を主体とし、市外からの通勤者や通学者、観光客など市内に来訪する全ての人とします。

また、対象とする環境の範囲は、市民の生活や事業者の社会・経済活動に関わる環境要素として次のとおりとします。

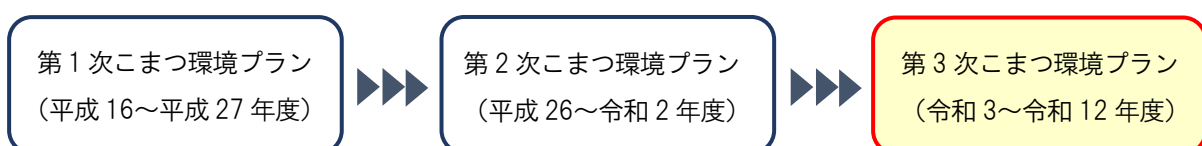


未来へつなぐパートナーシップ※

5. 計画の期間

本計画の計画期間は、目標年度を令和12年度までの10年間とします。

なお、小松市都市デザイン等のまちづくり上位計画や環境関連計画、社会情勢、科学技術の進歩等の変化に合わせ、他の計画と調整を図りつつ適宜見直していくものとします。



第2章 環境を取り巻く国内外の動向

1 世界の動向

持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年9月の国連総会において、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す国際目標「SDGs」が採択されました。

「SDGs」は平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標で、貧困や飢餓の撲滅、環境保全、気候変動※への対応、男女平等の実現など17のゴールと169のターゲットで構成されています。

日本では、平成28（2016）年にSDGs実施指針を策定し、特に注力すべき8つの優先課題を提示しました。環境分野では「省・再エネ、気候変動対策、循環型社会※」と「生物多様性※、森林、海洋等の環境保全」の課題が掲げられています。

現在、国内外の多くの企業・団体、学校、自治体などでSDGsの取り組みが始まっています。小松市が将来を見据えてこれまで進めてきた「10年ビジョン」や「NEXT10年ビジョン」によるまちづくりや「共創※とひとづくり」などの取り組みが評価され、令和元（2019）年7月1日に「SDGs 未来都市」に選定されました。本計画は、令和12（2030）年のあるべき姿の実現を目指した「小松市SDGs未来都市計画」を反映しています。



SDGsの17の目標アイコン
（出典：国際連合広報センターHP）

SDGsの17のゴール

目標1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標2	飢餓をゼロに
目標3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5	ジェンダー※の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※を図る
目標6	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
目標7	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標8	すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク※を推進する
目標9	レジリエント※なインフラ※を整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション※の拡大を図る
目標10	国内および国家間の不平等を是正する
目標11	都市を包摂的、安全、レジリエント※かつ持続可能にする
目標12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標13	気候変動※とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標14	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性※損失の阻止を図る
目標16	公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
目標17	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップ※を活性化

パリ協定

平成 27（2015）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、地球温暖化※対策の世界共通の目標としての「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、平成 9（1997）年に採択された「京都議定書」に代わる新たな枠組みの構築を目的としたものです。

世界的な平均気温上昇を産業革命※以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、今世紀後半に温室効果ガス※の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することを目指すこと等が規定されました。

日本では、パリ協定を踏まえて平成 28（2016）年 5 月に地球温暖化※対策計画が策定されました。この計画では温室効果ガス※排出量を令和 12（2030）年までに平成 25（2013）年度に比べて 26%削減することを中期目標としています。また、令和 2（2020）年 10 月に「カーボンニュートラル※」を宣言し、令和 32（2050）年までに温室効果ガス※排出量を全体としてゼロとすることを目指しています。

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年に G20 大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択されました。令和 32（2050）年までに新たな海洋汚染プラスチックをゼロにすることを目指しています。

実現に向け、マリーン・イニシアティブが設立され、①廃棄物管理、②海洋ごみの回収、③イノベーション※、④能力強化の 4 つに焦点を当て、海洋プラスチックごみ対策に取り組んでいます。

グリーンリカバリー

令和 2（2020）年に欧州でグリーンリカバリー連合が発足されました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による経済への影響は甚大で、日本経済は極めて厳しい状況におかれています。世界的にもこうした経済状況からいかに回復するかという議論が始まっており、欧州連合（EU）を中心に、温室効果ガス※排出抑制など環境対策への投資を増やし、環境課題の解決と経済復興とを両立させるという「グリーンリカバリー」の考え方が、注目されています。環境制約が急速に高まる中、環境と経済の好循環を実現する取組を進めていく必要があります。

「グリーンリカバリー」では、気候危機、環境対策に重点を置き、持続可能な社会※の再構築を目指しています。脱炭素社会※への移行、循環経済への移行、自律分散型社会※への移行の 3 つの移行を同時に進めることで、経済社会のリデザインを図ります。

2 国内の動向

第五次環境基本計画

平成30（2018）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会[※]の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を掲げています。

SDGs の考え方も活用しながら、「環境・経済・社会」の統合的向上の具体化のため、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されています。

地域循環共生圏

○各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
→地域の特性に応じて補完し、支え合う



地域循環共生圏の考え方（出典：第五次環境基本計画の概要）

第5次エネルギー基本計画

パリ協定の発効を受けた令和32（2050）年を見据えた対応、より長期には化石資源枯渇に備えた超長期の対応、変化するエネルギー情勢への対応など、エネルギー選択を構想すべき時期にきています。このため、第5次エネルギー基本計画は、令和12（2030）年のエネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）の確実な実現へ向けた取組の更なる強化を行うとともに、新たなエネルギー選択として令和32（2050）年のエネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を掲げています。

4つの基本方針の下、取組を行っています。

1. エネルギー政策の基本的視点（安全最優先、資源自給率、環境適合、国民負担抑制）
2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向
3. 一次エネルギー[※]構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向
4. 二次エネルギー[※]構造の在り方

第3章 第3次こまつ環境プランの基本方針

1. 主要テーマとチャレンジ目標

第3次こまつ環境プランでは、令和32（2050）年の未来を見据え、令和12（2030）年までの10年間の主要施策・プロジェクトを「Eco Action 2030」として、パートナーシップ※のもと推進していきます。

Komatsu Eco Action 2030

テーマ①

みんなでアクション

Challenge①：SDGs 宣言 500 団体

多様なパートナーシップ※で、地域づくり・人づくりを推進します

- ▷ 環境に関心を持ち、環境に配慮した行動を行うため、環境学習・環境教育の推進
 - ・ 高等教育機関や環境団体と連携した環境学習の実践
- ▷ 共創※のチカラと地域力で森林再生や水辺クリーン活動、ごみ減量化・リサイクルの推進
 - ・ 環境団体のネットワーク強化や地域の特性に応じた環境活動の推進
 - ・ 企業・団体の宣言によるオールこまつでの SDGs を推進

テーマ②

地球環境への思いやり

Challenge②：CO₂ 排出量 35%OFF

CO₂排出が少ない暮らしと脱炭素社会※の実現を目指します

- ▷ 地球温暖化対策のため、再生可能エネルギー等の活用や省エネルギーの推進
 - ・ 創エネ※によるエネルギーの地産地消※や再生可能エネルギーの導入拡大
 - ・ 省エネ型のライフスタイル※への転換
- ▷ 次世代エネルギー※の利活用と技術開発を支援
 - ・ 水素・蓄電等、次世代モビリティ※による脱炭素社会※へのチャレンジ（水素を新たな資源に位置付け）
 - ・ 災害・非常時の業務継続に必要なエネルギーの確保（自立型エネルギー※）

テーマ③

健康で豊かな自然との共生

Challenge③：木場潟 Visitors※120 万人

生物多様性※と自然の恵みが豊かな社会を目指します

- ▷ 森林、里山、河川、里海のつながりの回復による多様な生態系※の保全
 - ・水源地である奥山や環境王国こまつのシンボルである木場潟をはじめとした水環境の再生と保全
 - ・環境保全型農業※の推進による汚染負荷の低減
- ▷ 企業や市民の積極的な関わりによる里山地域の再生
 - ・企業の森づくり・共生の森づくり活動の拡大
 - ・適正な水辺空間と里山の管理による生物多様性※の保全と野生生物との共生

テーマ④

循環型社会※の形成

Challenge④：ごみダイエット 50%OFF

ものを大切に、ごみができるだけ発生しない暮らしと社会を目指します

- ▷ ゼロエミッション※の循環型社会※の推進
 - ・家庭・企業・地域との共創※による7Rの推進
 - ・食品ロス・食品廃棄物の抑制によるごみ減量化の推進
- ▷ 廃棄物の適正処理や新たな環境マネジメントシステム※の推進による健全な社会の構築
 - ・住民や事業者の意識向上による不法投棄の撲滅
 - ・公共施設の長寿命化や省エネルギー化

テーマ⑤

美しく快適な生活環境

Challenge⑤：フローラルパートナー3,000 団体・個人

水や空気、景観が美しい安全で快適なまちづくりを目指します

- ▷ 市民の健康を守り、安全・安心で衛生的な生活環境の確保
 - ・大気や騒音、振動、化学物質※などの監視や公害等の発生の防止による地域環境の保全
 - ・災害や感染症の蔓延など非常時にも対応できるごみ処理体制の構築
- ▷ 魅力ある都市環境・農村環境・自然環境へ美しいまちなみや景観の保全
 - ・フローラル活動による花と緑が美しいまちを次世代へ継承
 - ・自然や歴史・文化に溢れる環境を活かした交流人口※の拡大による地域の活性化

2. 施策の体系

5つの基本目標を達成するため、施策の体系を掲げます。

みんなでアクション

施策1 多様な主体による環境保全活動の促進

- 省エネやエコ活動の実践
- 新たな環境ビジネス[※]や技術開発の展開
- 自然環境保全や体験活動への参加促進

施策2 産官学が連携した環境学習・教育の推進

- 環境保全活動を支える人材の育成・確保
- 大学・研究機関等による調査研究や指導・助言
- 環境教育プログラムの一層の推進

施策3 パートナースhip[※]による普及啓発活動の推進

- 共創[※]によるSDGsの達成への貢献
- 市民・事業者・大学・行政等とのネットワークの強化
- 環境保全の情報発信・活動支援

地球環境への思いやり

施策1 地産地消[※]のエネルギーを有効活用（創エネ[※]）

- 取組① 再生可能エネルギーの利用拡大（太陽光、バイオマス[※]、小水力[※]など）
- 取組② エコロジーパークで創エネルギー[※]拡大（焼却熱で発電）

施策2 進化する技術を活かし環境負荷[※]軽減

- 取組① エネルギーを賢く使うスマートグリッド普及
- 取組② 水素などの次世代エネルギー[※]の利活用推進
- 取組③ 環境・エネルギー産業の設備投資等への支援

施策3 スマートモビリティ[※]システムの導入

- 取組① 次世代モビリティ[※]の開発や普及促進
- 取組② カーシェア[※]、コミュニティサイクル[※]の活用

施策4 ゼロカーボン[※]型のライフスタイル[※]推進

- 取組① カーボン・オフセット認証商品の購入・利用
- 取組② 省エネ住宅・建築物の普及や屋上・壁面緑化[※]の推進
- 取組③ 気候変動[※]の影響に関する情報提供・注意喚起

施策1 木場潟の再生と水郷空間の創造

- 取組① 木場潟の水質浄化を官民連携で推進
- 取組② 木場潟の環境調査、環境学習の推進
- 取組③ 水辺クリーンデーなど景観美化活動の推進

施策2 生物多様性[※]の保全と野生生物との共生

- 取組① 企業の森づくりなどCSR活動[※]拡大
- 取組② 里山・水辺空間の管理で希少な生物を保全
- 取組③ 野生生物との共生、特定外来生物[※]対策の推進

施策3 自然資源や歴史文化の活用と価値の創造

- 取組① 間伐材[※]の有効活用とビジネス創出
- 取組② 歴史・文化遺産や体験コンテンツ[※]の発掘

施策4 農業の生産性と付加価値の向上

- 取組① 農業のブランド化推進と特産品の開発
(特別栽培米や酒米の生産拡大、体験農園)
- 取組② 農作物の6次産業化の推進

施策1 7R（発生回避・発生抑制・再使用・修理・改良・返却・再資源化）の推進

- 取組① 家庭・企業・地域での7R活動運動
(環境教育・普及啓発や環境配慮経営[※])
- 取組② 企業や地域のリサイクルステーションの拡大
- 取組③ 使い捨てプラスチックの削減・分別の徹底
(容器包装のリユース・リサイクル)
- 取組④ 食品ロス・食品廃棄物への対応
(フードドライブ[※]・フードバンク[※]の支援と拠点設置)

施策2 廃棄物の適正処理

- 取組① ばい捨てゼロ・マナーアップ運動の推進
- 取組② 不法投棄の防止
- 取組③ 災害に伴って発生する廃棄物への対応

施策3 公共施設等の適正な維持管理と有効活用

- 取組① 公共施設の長寿命化・新たな環境マネジメントシステム[※]を推進
- 取組② 遊休施設[※]や旧ごみ焼却施設の有効活用

施策1 安全・快適な地域の生活環境を保全

- 取組① 車からの環境負荷※軽減や生活排水対策の推進
- 取組② 騒音・振動など環境監視※や発生源対策を徹底

施策2 環境を知り・学ぶ地域学習を推進

- 取組① 里山自然学校などでの塾活動を推進
- 取組② 子どもたちへの環境教育を推進（施設見学や自然体験学習、副読本の制作）
- 取組③ 市民団体等とともに環境リーダーを育成

施策3 美しいまちなみや景観の形成

- 取組① 自然景観・農村景観の保全と創造
（フローラル活動や屋外広告物デザイン向上）
- 取組② 歴史的・文化的資源の保全と活用
（文化財・古民家等の保全活用のマッチング）

施策4 災害や感染症など非常時の対応

- 取組① 健康被害の予防
- 取組② 新しい生活様式やデジタルシフト※を実践

第4章 第3次こまつ環境プランの施策の展開

テーマ1 みんなでアクション



SDGs 宣言 500 団体

- 市民、民間団体、事業者、行政の連携によってこまつ環境プランの施策を展開します。
- 小松市 SDGs 未来都市計画の（環境）ゴール、ターゲットを目指します。
- SDGs 出前講座によって広報活動を進めます。

【サブ目標】

- ① わがまち美化ピカ隊数 300 隊（273 隊）
- ② SDGs 出前講座（累計） 200 件（一）
- ③ 環境王国こまつ交流人口※75 万人（64 万人）

※（ ）は現況値（令和元年度実績）

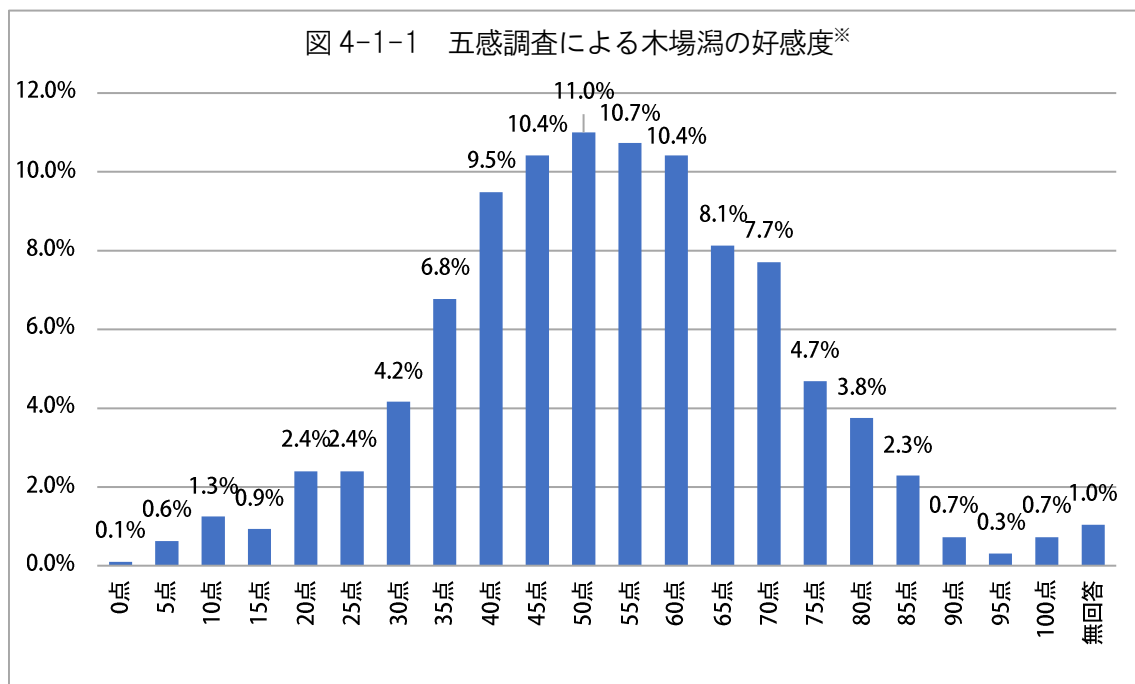
（施策 1）多様な主体による環境保全活動の促進

■現状と課題

本市では、平成 24 年 3 月、地域コミュニティ※を活かしながら、市民生活の様々な分野において「市民協働」の取り組みを充実させ、小松市に住む幸せを感じられる市民満足度※の高いまちの実現を目指して「小松市市民協働指針」を策定しました。また平成 30 年 12 月には「小松市はつつとした地域とひとづくりの推進に関する条例」を制定し、やさしさと活力ある地域社会の形成を目指し、市民共創のまちづくりを進めており、市民の様々な分野での協働に加え、更に一歩進んだ取り組みを進めることにより「まちの総合力」を高めることに努めます。

本市では木場潟と水郷空間の再生・保全プロジェクトなどに取り組む市民団体や道路や公園緑地などの清掃に協力する町内会、企業、グループが活発に活動し、多くの個人や地域団体、学校が公園や街角に花壇やプランター等で花を植えて管理しています。また、平成 25 年～26 年には大学・市民・関係団体が協力して、木場潟の「過去」から「現在」の自然環境と水辺文化についての総合調査が行われました。

令和 2 年には、木場潟に関するアンケート調査を実施し、市民の木場潟への関心や満足度、理想像などについて、たくさんの意見を頂きました。アンケートの結果、五感指標※による木場潟の好感度※は 52.5%となり、今後も好感度※の向上を目指し、理想の木場潟にするために、市民、事業者、行政それぞれが環境保全活動に取り組むことが求められています。（図 4-1-1）



■方針

エコ活動の実践や体験活動への参加、新たな環境ビジネス※・技術開発の展開により様々な環境保全活動の促進を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・SDGs 出前講座に参加します。
- ・省エネな暮らし方を心がけます。（電灯オフ・冷暖房は適正温度に、水を大切に）
- ・食品ロスを減らします。（もったいない。買いすぎない・作りすぎない）
- ・もっと徒歩や自転車で出かけます。（環境にやさしく健康にも良く）
- ・再生可能エネルギーを使います。（太陽光・木材燃料を活用）
- ・地域の環境保全活動に参加します。（環境美化や自然保護活動）
- ・地球市民スピリッツ※を志します。（地球温暖化※、プラスチック問題を考える）

（事業者）

- ・環境マネジメントシステム※を導入します。（環境にやさしい商品・サービス）
- ・新たな環境ビジネス※を展開します。（官民連携）
- ・積極的に取り組みを発信します。（環境に配慮した事業活動）

（市 場）

- ・プランを計画的に推進します。（成果の公表）
- ・環境活動を実践します。（再生可能エネルギーの導入、資源循環※、情報発信など）
- ・学校では、自然体験、地域活動、環境配慮型の行動を実践します。
- ・高等教育機関では、研究、技術開発、人材育成、環境課題解決を進めます。
- ・社会学習では、学びを深め、地域活動を実践します。



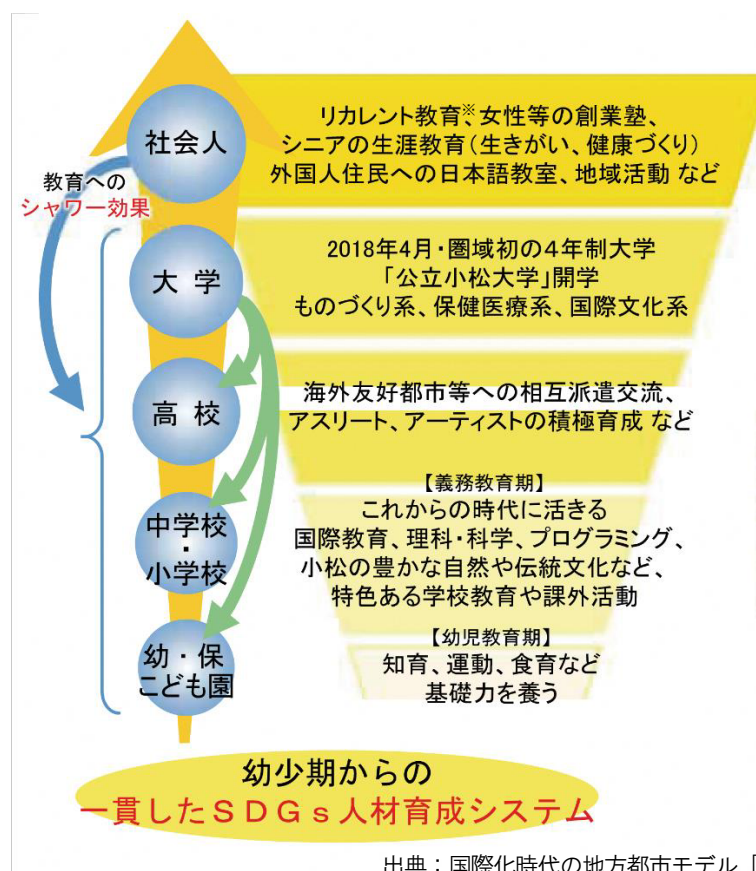
（施策2）産官学が連携した環境学習・教育の推進

■現状と課題

将来においても持続可能な社会※を構築するためには、市民・団体、事業者、大学・研究機関、行政等の各主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切です。「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」が平成15年に制定され、その後、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成23年6月公布、平成24年10月施行）と名称変更し、環境保全活動・環境教育の一層の推進、実践的人材づくりと活用を目指しています。

小松市では、平成24年に木場潟環境共生プロジェクトを立ち上げ、木場潟の環境美化や調査などを産学官民一丸で取り組んでいます。市民の地道な水質改善活動とともに、水質や生態系※の調査を国・県・金沢大学と連携して展開し、その活動と成果を世界に発信しています。木場潟では、40年ぶりにニホンイシガメやマシジミが見つかったことや県の絶滅危惧種のカガブタやアサザなどの水生植物の移植・再生に成功するなど水質の改善傾向が見えています。

今後もこのような産学官民が連携した環境保全活動を推進するため、人材の育成などの環境教育プログラムの推進が期待されています。



【こまつ環境パートナーシップ※】

平成16年8月、第1次こまつ環境プランの実現を目指し、市民・事業者・行政により、「こまつ環境パートナーシップ※」を設立し、次の5つの活動を主に行っています。

- ① 「こまつ環境プラン」の各施策をプロジェクト事業として推進する。
- ② 市民・事業者・行政間のネットワーク化とパートナーシップ※づくりに努める。
- ③ 市民・事業者・行政が行う活動、事業への情報提供、相談、調整
- ④ 「こまつ環境プラン」の進行管理と政策提言
- ⑤ その他、目的達成のために必要な事業を行う。

「こまつ環境パートナーシップ※」の取り組みが、より親しまれ、愛着のあるものにしていくためには、まず活動の中身を理解してもらうことが大切であることから“今、私たちができること”を考え、具体的な実践をしていくために、16のプロジェクトが活動しています。（表4-1-1）

今後も、こまつ環境パートナーシップ※を中心に環境保全団体のネットワークの強化やプロジェクトの充実と推進が求められています。



出典：こまつ環境パートナーシップ

表 4-1-1 こまつ環境パートナーシップ※ プロジェクト一覧（令和3年3月1日現在）

1	木場潟再生プロジェクト(H16.10.13 設立)
	木場潟の水質浄化と生態系※の保全を目的に、ヨシ原の保護、絶滅した水草の再生、小学生の環境学習の支援などの活動を行っています。
2	里山いきいき再生プロジェクト(H16.10.13 設立)
	里山で「遊ぶ・学ぶ・楽しむ」をテーマに、身近な里山の自然環境の再生を考えます。 里山の保全活動の楽しみ方を学び、一緒に心地よい汗を流してみませんか。
3	魚よみがえれ郷谷川再生プロジェクト(H16.11.17 設立)
	郷谷川本流には、魚の生息は少ないものの、支流には生息していることが分かっています。数々の実験や調査をはじめ、大学教授などとの交流で魚の生息が少ない原因がわかってきました。目下、従来の実験や調査内容を整理し、まとめ上げた後に、次のステップに移る予定です。
4	11万人、地球エコの日開催プロジェクト(H17.4.13 設立)
	未来を担う子供達を対象に、エコの意識を育む様々な取り組みを行っています。活動を通じ、子どもたちの環境問題への関心を高めます。
5	こまつエコスクールプロジェクト(H17.6.21 設立)
	現在、市内全ての小・中・高等学校がいしかわ学校版環境ISO※の認定を受け、それぞれの学校で環境教育を進めています。大杉谷川、郷谷川流域学校におけるサケ・イワナ等の放流にも力を入れています。
6	ごみダイエットプロジェクト(H17.7.20 設立)
	私たちの生活に密着したところからごみの減量を目指し、「マイバッグ運動」や、ボカシ※を使った「生ごみリサイクル」によって、地球にやさしい環境づくりに取り組んでいきます。
7	もったいないねプロジェクト(H17.8.20 設立)
	日本にしかない「もったいない」の精神。しかし日本ほど使い捨ての国はありません。自然環境の悪化は人間の活動が深く影響しています。大切なのは、一人ひとりの生活を見直し、できることから始めることです。 「捨てない、無駄にしない、大切に使う」をモットーに、皆さんの声を集めてさらに広く紹介します。
8	つくろう蛍と住むまちプロジェクト(H23.6.28 設立)
	ホタルを見たことがないという子供たちの声を聞き、みどり町にホタルを飛ばそうということで平成17年頃からホタルの飼育、放流を始めました。小川の整備も進み、多いときには60匹以上のホタルが乱舞します。
9	中海郷片栗と里山を守るプロジェクト(H25.1.28 設立)
	軽海町に咲く片栗の群生地、神社山道歩道の草刈りや整備を行っています。また、周辺の里山に生息するギフチョウ、ホタル、ジャコウアゲハチョウや梯川に遡上するアユ、サケの観察などを行っています。
10	木場小学校星の城プロジェクト (H26.3.4 設立)
	モリアオガエル、ササユリ等の貴重な動植物の保護育成と木場小学校周辺の里山、原野の草刈り等、環境整備を目的としています。クマの出没情報が多いことから、平成29年度より草刈りの対象エリアを倍増の20,000平方メートルに拡大しました。
11	今まく希望の“エコのたね”プロジェクト (H27.2.26 設立)
	様々な観点から“エコ”についての啓発を展開し、幅広い世代（特に子育て世代）へ発信する活動をしています。
12	おおかわを守る会プロジェクト (H28.3.24 設立)
	郷谷川、大杉谷川において、魚の生息や水質調査を行っています。また、魚が上流に上がれるように、魚道※を設置したり、稚魚を放流したりしています。
13	鈴ヶ岳出づくり小屋の水芭蕉保護プロジェクト (H28.3.24 設立)
	鈴ヶ岳登山道にある「出づくり小屋※」周辺の水芭蕉を保護するため幼苗を一箇所に移植して獣害から守るための作業を行っています。また、梯川源流域にある樹木や花を紹介するための活動を始めています。
14	千恵子桜を育てるプロジェクト (H29.3.24 設立)
	松岡町にある千恵子桜は、平成20年に石川県から「健康優良樹※」に認定され、平成29年に幹周り3mを越す巨樹となりました。これからも地元町内会、ファンクラブをはじめとするボランティアの皆さんとの協働で樹木の手入れや周辺整備を進め、花見の時期には市内外から訪れるたくさんの皆さんに桜とともに里山の風景を楽しんでいただけるよう活動しています。
15	明後日朝顔小松 人と資源循環※プロジェクト (H30.3.25 設立)
	朝顔を通じ、人の循環が資源の循環につながることを目的に活動をしています。
16	食品ロス削減プロジェクト (R2.5.20 設立)
	フードドライブ※、フードシェア※、フードバンク※。家庭で不要になった食品を集め、必要としている方へ届ける活動をしています。

資料：小松市エコロジー推進課調べ

■方針

環境保全活動を支える人材の育成・確保や大学・研究機関等による調査研究との連携を推進します。

■役割分担

（市 民）

- ・地域の環境保全活動に参加します。（環境美化や自然保護活動）
- ・地球市民スピリッツ[※]を志します。（地球温暖化[※]、プラスチック問題を考える）

（事業者）

- ・社員への環境教育を推進します。
- ・SDGs 宣言による積極的な SDGs への取り組みを進めます。
- ・新たな環境ビジネス[※]を展開します。（官民連携）
- ・積極的に取り組みを発信します。（環境に配慮した事業活動）
- ・地域のつながりを深めます。（地域や環境団体とのパートナーシップ[※]）

（ 市 ）

- ・産学官の環境連携ネットワークを企画します。
- ・パートナーシップ[※]の形成と充実に努めます。（専門的知識、技術の活用）
- ・学校では、自然体験、地域活動、環境配慮型の行動を実践します。
- ・高等教育機関では、研究、技術開発、人材育成、環境課題解決を進めます。
- ・社会学習では、学びを深め、地域活動を実践します。

（施策3）パートナーシップ※による普及啓発活動の推進

■現状と課題

小松市では、平成23年に概ね10年後のまちの将来イメージとなる「10年ビジョン」を策定しました。また、平成27年にはSDGsの歩みとともに、長期構想の制定とともに構想を具現化した「NEXT10年ビジョン」を策定し、明るく持続的な未来に向けたまちづくり・ひとづくりの将来像を描いてきました。

令和元年7月1日には、本市が国の「SDGs未来都市」に選定されました。「SDGs未来都市」とは、全国の自治体の中から、国連が定める「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた優れた取り組み・提案を行う自治体を、地方創生※分野における日本の「SDGsモデル」として国が選定し、その取り組みを広く普及・展開していくものです。

これまで進めてきた「10年ビジョン」などによるまちづくりや「共創※とひとづくり」などの取り組みが認められたもので、今後も国際化時代にふるさと小松を未来につなぐ、まちづくり・ひとづくりを展開していくため、取り組みの普及啓発活動等を推進していきます。

【SDGs宣言とは】

市内の各事業者や団体などで、SDGs達成のために「現在取り組んでいること」あるいは「これから取り組むこと」を宣言して掲示することで、SDGs活動を促進することを目的としています。令和3年3月1日現在で、31の事業所がSDGs宣言を行っています。

【金沢大学小松サテライト】

金沢大学の本市での地域貢献拠点として、平成26年に科学館内で開設し、企業ニーズと大学シーズ※のマッチング支援や、遠隔ライブ配信による大学公開講座などを行っています（公開講座は平成30年より別施設で移転実施）。金沢大学は本市のSDGs推進の重要パートナーであり、普及啓発の場として本サテライト※を活用することも想定しています。



スマイル木場潟（第66回全国植樹祭）

■方針

市民・事業者・大学・行政等とのネットワークを強化し、環境保全の情報発信・活動支援に努めます。

■役割分担

（市 民）

- ・ 地域の環境保全活動に参加します。（環境美化や自然保護活動）

（事業者）

- ・ SDGs 宣言による積極的な SDGs への取り組みを進めます。
- ・ 新たな環境ビジネス※を展開します。（官民連携）
- ・ 積極的に取り組みを発信します。（環境に配慮した事業活動）
- ・ 地域とのつながりを深めます。（地域や環境団体とのパートナーシップ※）

（ 市 ）

- ・ 産学官の環境連携ネットワークを企画します。
- ・ 学校では、自然体験、地域活動、環境配慮型の行動を実践します。
- ・ 高等教育機関では、研究、技術開発、人材育成、環境課題解決を進めます。
- ・ 社会学習では、学びを深め、地域活動を実践します。
- ・ パートナーシップ※の形成と充実に努めます。（専門的知識、技術の活用）
- ・ 環境活動を実践します。（再生可能エネルギーの導入、資源循環※、情報発信など）

テーマ 2

地球環境への思いやり



CO₂ 排出量 35%OFF（平成 30 年度暫定値 △17.0%）

- 「令和 32（2050）年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会※の構築に向け、オール小松で地球温暖化対策を推進します。令和 12（2030）年までに CO₂ 排出量 35%削減（平成 25 年度比）を目指します。
- 徹底した省エネルギーを進め、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や水素などの次世代エネルギー※の利活用推進に取り組みます。
- 気候変動※の影響への適応策を推進します。

【サブ目標】

- ① エネルギー自給率※ 12%（7.5%）
- ② 低公害車※（電動車 xEV※）保有率 40%（12.0%）
- ③ バイオマス※設備の設置補助 140 件（64 件）
- ④ 木質バイオマス※チップ出荷量 8,000t（5,643t）
- ⑤ 人口あたり上水道使用量 8%OFF（平成 20 年度比）（△3.9%）

※（ ）は現況値（令和元年度実績）

（施策 1）地産地消※のエネルギーを有効活用（創エネ※）**■現状と課題**

国連の気候変動※に関する政府間パネル（IPCC※）は、平成 25 年 9 月に第 5 次評価報告書を発表し、人類の活動が気候システム※に影響を与えていることは明らかであるとしたうえで、この事実が世界のほとんどの地域ではっきり表れていると結論づけました。

気候変動※は、いわゆる地球温暖化※を通して私たちの生存基盤である環境を大きく損なうことから、あらゆる主体が真剣に取り組まなければならない問題です。

私たちの身のまわりには、土地や水、風、熱、生物資源などが豊富に存在しています。有限でいずれは枯渇する化石燃料※などと違い、これらは、自然の活動などによって絶えず再生・供給されており、環境にやさしく、地球温暖化※防止にも役立つものとして注目を集めています。これらのエネルギー（太陽光、風力、小水力※、地熱、バイオマス※など）を積極的に有効活用することで、地球温暖化※対策及び将来的なエネルギー政策として地域経済の活性化につなげることが可能となります。

本市では、省エネ・省CO₂活動の一つとして再生可能エネルギーの導入を促進しており、導入容量は平成 26 年度の 16,728kW に対し、令和元年度では 42,923kW となり、156.6%増加しています。この結果、市内において発電された再生可能エネルギーの電力量の割合をエネルギー自給率※とすると平成 26 年度では 2.5%であったのに対して、令和元年度では 7.5%まで増加しています。（図 4-2-1）

また、二酸化炭素の排出量が少ない薪ストーブや木質ペレット※ストーブなどのバイオマス※設備を設置する住宅または事業所に対し、本体購入費の一部を助成しています。年々着実に増加し、令和元年度で 64 基が設置されています。（図 4-2-2）

一方、コマツ栗津工場では平成 27 年 4 月にバイオマス※蒸気ボイラシステムを、せせらぎの郷では平成 29 年 4 月にバイオマス※ボイラを導入し、重油からバイオマス※エネルギーへの転換を図っています。これらに使用される木質バイオマス※チップは、主としてかが森林組合から供給されており、エネルギーの地産地消※と同時に里山の保全も推進します。（図 4-2-3）

今後も、太陽光をはじめ、バイオマス※、風力、小水力※など、多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地域社会で取り組む地球温暖化※対策を進めるとともに、エネルギーの地産地消※を通じて、地域経済の活性化につなげていく取り組みが求められています。

再生可能エネルギー

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

強み
課題

- 相対的にメンテナンスが簡易。
- 非常用電源としても利用可能。
- 天候により発電出力が左右される。
- 一定地域に集中すると、送配電系統の電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。

風力発電

風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。陸上に設置されるものから洋上に設置されるものまであります。

強み
課題

- 大規模に開発した場合、コストが火力、水力並みに抑えられる。
- 風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。
- 広い土地の確保が必要。
- 風況の良い適地が北海道と東北などに集中しているため、広域での連系についても検討が必要。

水力発電

水力発電は河川などの高低差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーで水車を回して発電します。現在では農業用水路や上水道施設などでも発電できる中小規模のタイプが利用されています。

強み
課題

- 安定して長期間の運転が可能で信頼性が高い。
- 中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。
- 中小規模タイプは相対的にコストが高い。
- 事前の調査に時間を要し、水利権や関係者との調整も必要。

地熱発電

地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

強み
課題

- 出力が安定しており、大規模開発が可能。
- 昼夜を問わず24時間稼働。
- 開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。
- 温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。

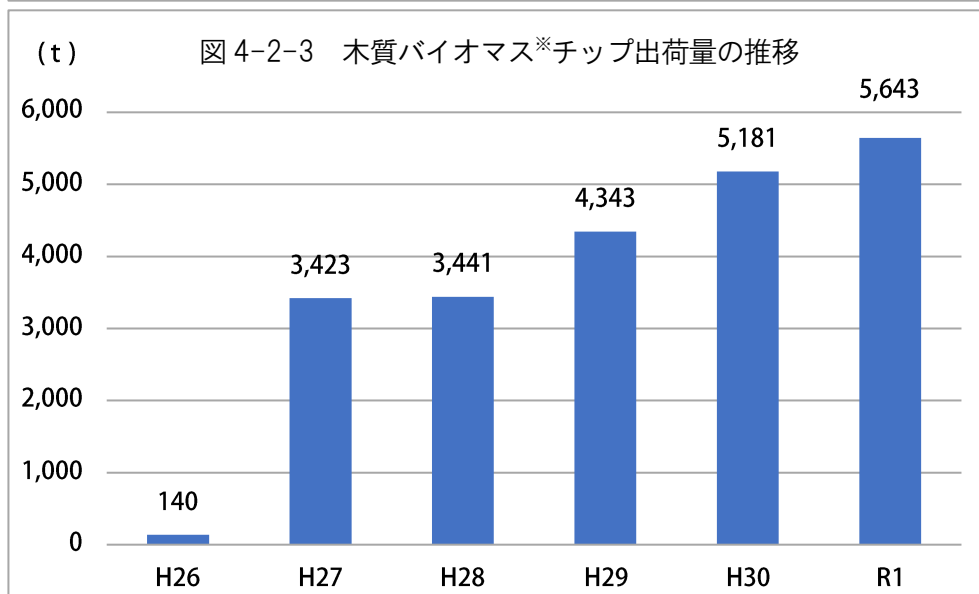
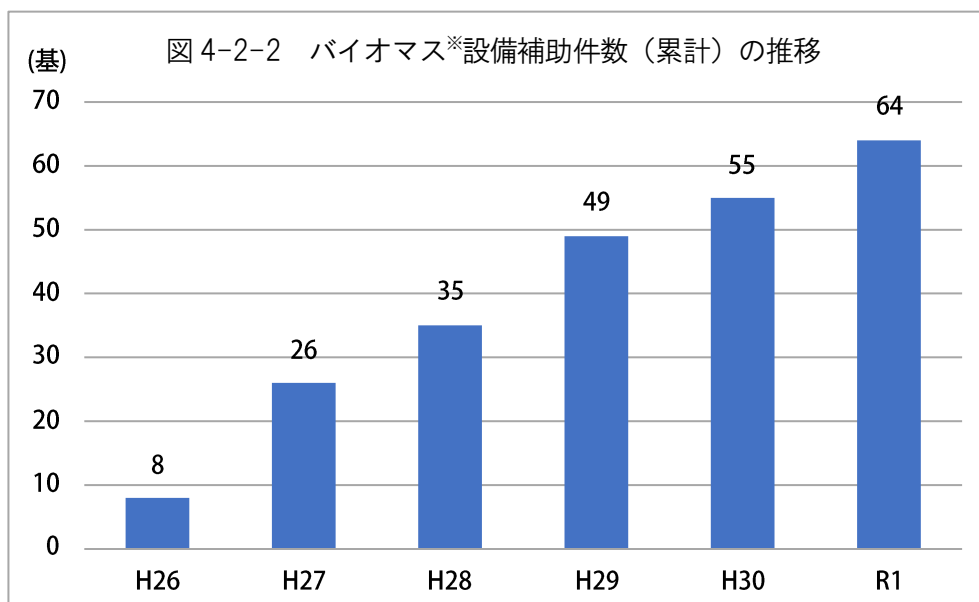
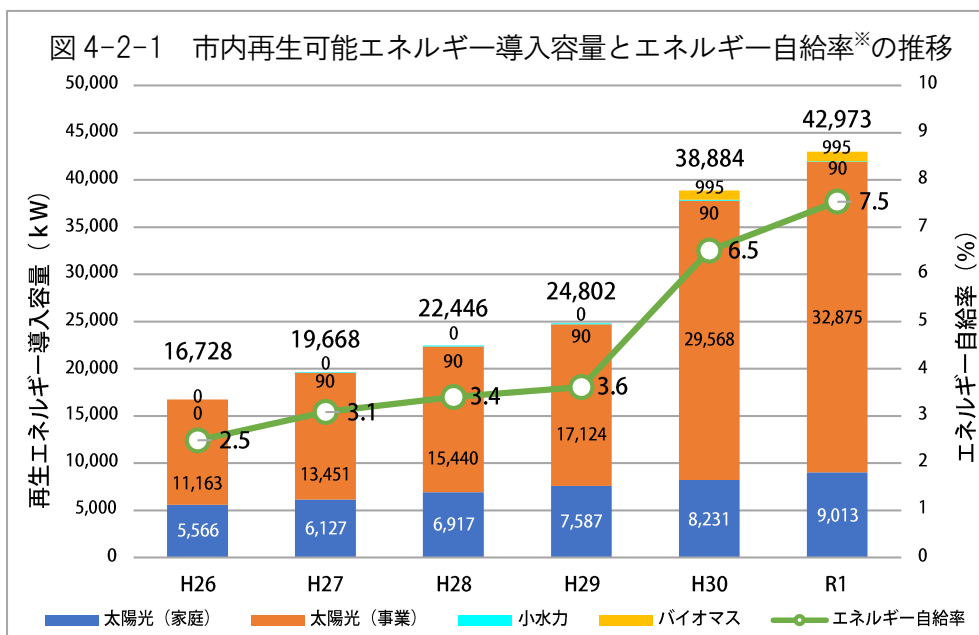
バイオマス発電

動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

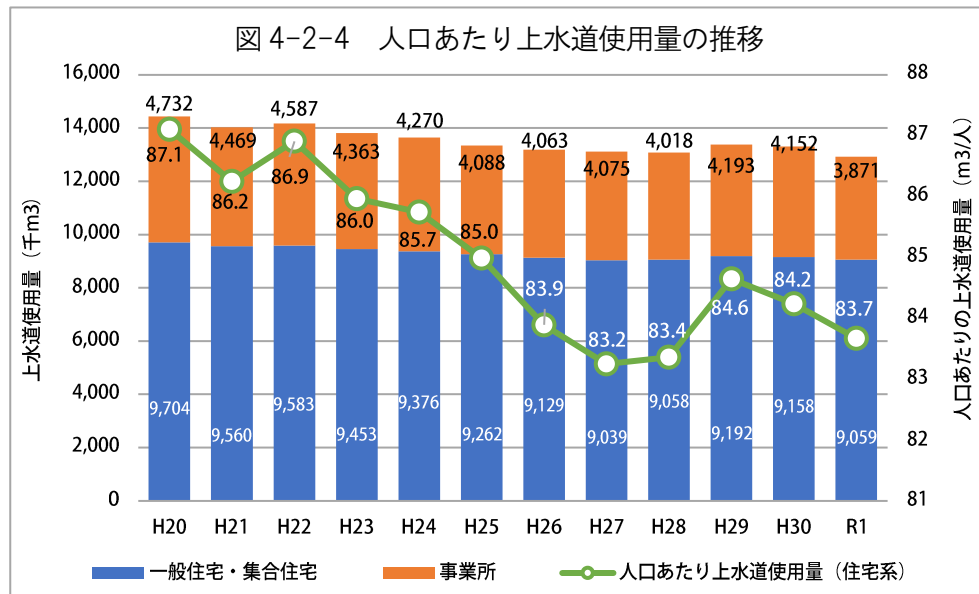
強み
課題

- 資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。
- 天候などに左右されにくい。
- 原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。

出典：資源エネルギー庁 HP



エネルギーとともに水道は市民生活の貴重なライフラインであり、本市では「安全、安定、低廉」な飲料水、生活用水を供給できる運営基盤の強化に努めています。小松のおいしい水をいつまでも安心して使えるように日々の生活の中で節水に心がけることが大切です。（図 4-2-4）



エコロジーパークこまつ

平成 30 年 7 月、エコロジーパークこまつ（Ecology Park Komatsu）は、廃棄物の処理に加え、エネルギー供給とスマートシティ※の推進拠点としてスタートしました。

廃棄物の焼却処理とその熱エネルギーを利用して発電を行うクリーンセンター（Clean center）、破碎ゴミや空缶、ペットボトル、プラスチック製の容器包装などを資源として再生するリサイクルセンター（Recycling center）、そして廃棄物を埋め立て処理する最終処分場（Landfill）の 3 つの施設で構成され、地球環境への負担低減を図っているとともに、次世代を担う子供達への環境学習の実践の場としての活用により、循環型社会※の形成、脱炭素社会※の実現に向けて取り組んでいます。



【取組①】 再生可能エネルギーの利用拡大（太陽光、バイオマス※、小水力※など）

■方針

限りある資源を有効に活用していくために、太陽光や風力、バイオマス※など再生可能エネルギーの利用拡大を図りながら、エネルギーの地産地消※を進めていきます。

■役割分担

（市 民）

- ・太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。

（事業者）

- ・事業所や工場などでの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・再生可能エネルギーの研究、商品開発などを進めます。



（市）

- ・公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ・市民や事業者の再生可能エネルギーの導入を支援します。
- ・バイオマス※エネルギーなど、地域特性をふまえた再生可能エネルギーの導入を産学官で取り組みます。
- ・設備導入コスト、固定価格買取制度※等を勘案しながら、必要な支援策を講じることにより、普及促進を図ります。
- ・家庭で導入可能な再生可能エネルギーに関する理解を深めていただけるよう、イベントやセミナー等を通じた啓発を実施していきます。



木場潟太陽光発電所



加賀三湖発電所（小水力※）

【取組②】 エコロジーパークで創エネルギー※拡大（焼却熱で発電）

■方針

エコロジーパーク内にある可燃ごみ処理施設「クリーンセンター」を利用し、焼却熱での発電を推進することで、温室効果ガス※の排出量の削減に努めます。

■役割分担

（市 民）

- ・ ごみの出し方や分別ルールを守ります。

（事業者）

- ・ ごみの出し方や分別ルールを守ります。

（市 ）

- ・ 可燃ごみ処理施設における焼却熱を利用した発電を推進します。



クリーンセンター蒸気タービン・蒸気発電機

（施策 2） 進化する技術を活かし環境負荷※軽減

■現状と課題

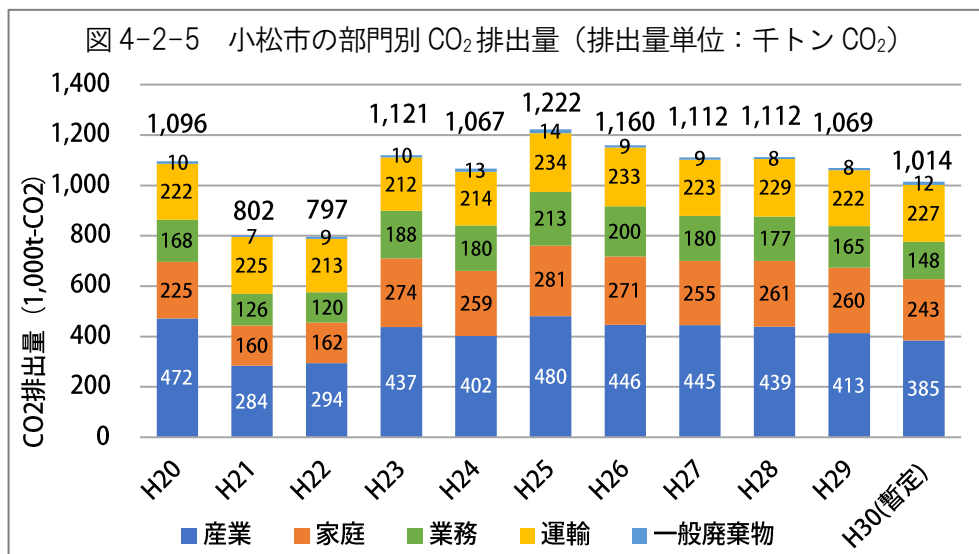
地球温暖化※とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス※」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上がり始めている現象のことをいいます。大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）※、フロン※などが温室効果ガス※といわれています。

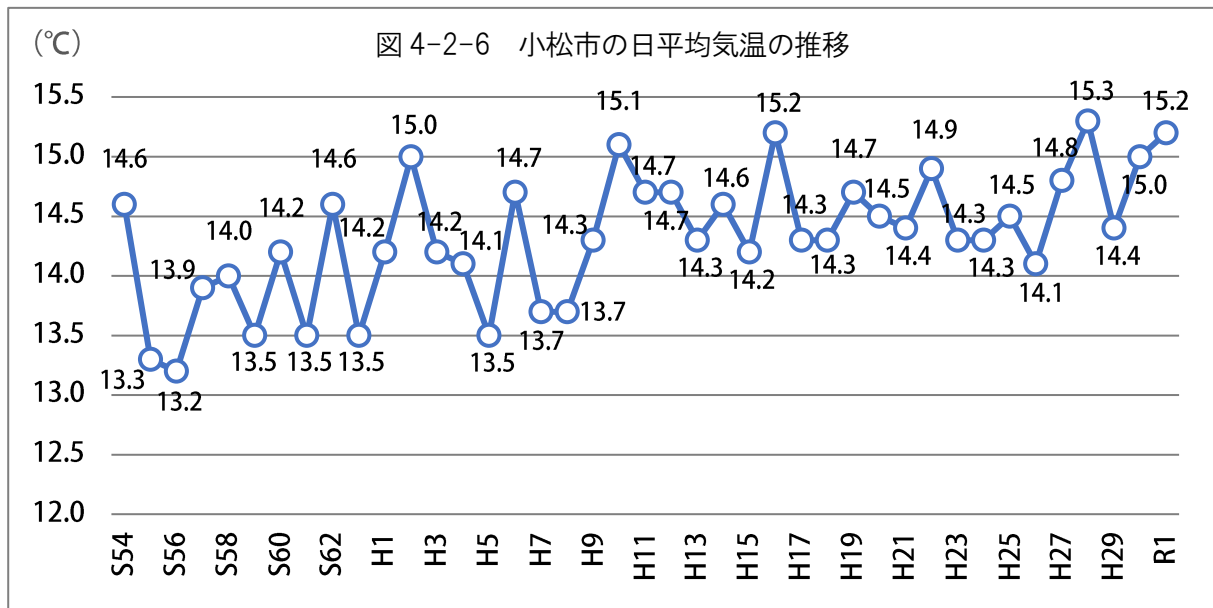
本市での産業や家庭、業務などの部門で排出される CO₂ は近年漸減傾向にあり、平成 30 年度には平成 25 年度のピーク時より約 17%削減されています。（図 4-2-5）

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズム※の変化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては自然生態系※や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

世界の年平均気温は、100 年あたり 0.85℃の割合で上昇しており、日本においては 1.15℃の割合で上昇しています。このまま温室効果ガス※を排出し続けると、最悪の場合 2100 年末には平均気温が 4.8 度上昇すると予測されています。

本市の過去 40 年間の日平均気温の推移においても、徐々に気温が上昇しています。（図 4-2-6）温室効果ガス※を削減するために、より一層効果的な取り組みが必要となっています。





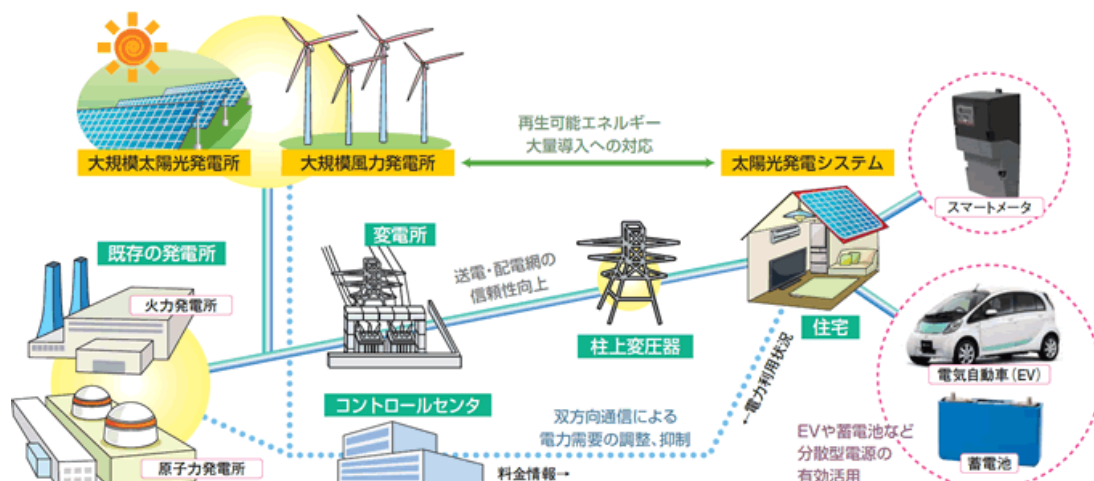
資料：金沢地方気象台 HP

スマートグリッド

オバマ元大統領のグリーンニューディール※政策で一気に注目されるようになった「スマートグリッド」は、スマート（賢い）とグリッド（送電網）を合わせた造語です。日本語では「次世代送電網」と訳され、経済産業省では「最新のIT技術を活用して電力供給、需要に係る課題に対応する次世代電力系統」と定義しています。エネルギーのネットワークと情報通信技術の融合で、電力の流れを供給側、需要側の双方向から自動調整することにより、高効率、安定的に電力を供給できるシステムです。自然エネルギーは天候に左右され不安定で、大量に導入されると電圧や周波数に乱れが生じるという問題があり、それを解決するためにもスマートグリッドが必要となっています。

環境省では令和12（2030）年までにスマートグリッドの普及率を100%にする目標を掲げています。スマートグリッドに欠かせないのは、通信機能を持つ高度な電力測定器（スマートメータ）です。家庭やオフィスに設置して、電気使用量を計測し、データを定期的に電力会社（コントロールセンタ）に送信します。これにより電力使用量を把握・予測でき、発電量や送電量の調整や制御ができます。

●スマートグリッドイメージ図



出典：公益社団法人 東京電気管理技術者協会

【取組①】 エネルギーを賢く使うスマートグリッド普及

■方針

電力を高効率、安定的に供給するためにスマートグリッドの普及を進めます。

■役割分担

（市 民）

- ・通信機能を持つ電力測定器（スマートメータ）を設置します。

（事業者）

- ・スマートグリッドの技術開発に取り組みます。
- ・通信機能を持つ電力測定器（スマートメータ）を設置します。

（市 ）

- ・スマートグリッドの技術開発を推進します。
- ・通信機能を持つ電力測定器（スマートメータ）の設置を推進します。

【取組②】 水素などの次世代エネルギー※の利活用推進

■方針

次世代エネルギー※の利活用を推進し、環境負荷※軽減を図ります。

■役割分担

(市 民)

- ・ 電動車 (xEV) ※の購入、利用を検討します。
- ・ エネファーム※の購入・利用を検討します。

(事業者)

- ・ 新エネルギー分野などに関する新技術・新製品の研究開発を行います。
- ・ 電動車 (xEV) ※の購入、利用を検討します。
- ・ 業務用燃料電池※の購入、利用を検討します。

(市)

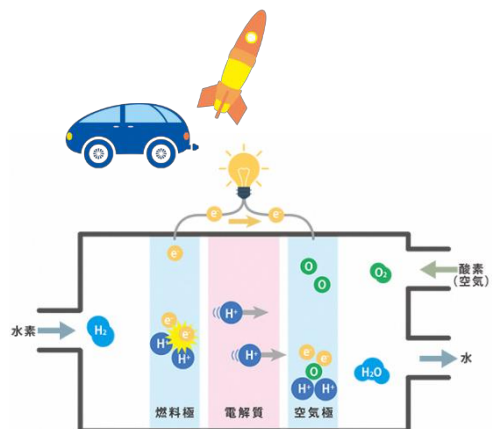
- ・ 新エネルギー分野などに関する新技術・新製品の研究開発を推進します。
- ・ 電動車 (xEV) ※の購入、利用を推進します。
- ・ 業務用燃料電池※の購入、利用を検討します。
- ・ 水素ステーション※の誘致整備を進めます。

水素

水素とは宇宙で最も軽く、最も多く存在する物質で、元素記号は H です。水に電圧をかけると陽極側に酸素 (O₂) が陰極側に水素 (H₂) が発生します。

石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料※は燃焼させると二酸化炭素 (C O₂) を発生しますが、水素は燃焼させても C O₂ は全く発生しません。水素は二次エネルギー※であり、熱や電気として利用することが可能であり、エネルギー効率は高く、液化した H₂ はロケットの燃料としても利用されます。

水素と酸素から電気をつくる装置が燃料電池※で、水素と酸化剤を外部から供給しつつ反応させて電気取り出すタイプの電池です。燃料電池※の用途は幅広く、燃料電池※自動車から家庭用燃料電池※、また移動体用途としては、バス、船等があります。



出典：資源エネルギー庁

【取組③】 環境・エネルギー産業の設備投資等への支援

■方針

環境・エネルギー産業を活性化させ、環境負荷※軽減を図るため、設備投資等への支援を行います。

■役割分担

(市 民)

- ・環境・エネルギー産業の商品の購入・利用を検討します。

(事業者)

- ・環境・エネルギー産業の商品の研究開発を行います。
- ・環境・エネルギー産業の商品の購入・利用を検討します。

(市)

- ・環境・エネルギー産業の設備投資等への支援を行います。

環境・エネルギー産業の発展により実現される社会像

環境省では、環境エネルギー産業の発展の核として、「創る」「暮らす」「知る」の三点で特色のある環境への負荷の少ない、よりエネルギー制約が緩和された社会の実現を図られるよう、取り組みを行っている。

(1)創る：グリーンな技術、製品、サービスを作り出す産業社会の実現

製品の生産・流通・廃棄など産業活動のあらゆる局面に環境配慮が組み込まれ、環境・エネルギー問題の解決に資する技術、製品、サービスの創出・発展を通じ、環境の保全を図りつつ経済の活性化が図られる産業社会が実現。

(2)暮らす：環境への配慮が組み込まれた暮らし社会の実現

環境・エネルギー産業の発展を背景にして、地域に根ざした環境への配慮を内在したライフスタイル※が定着するとともに、豊かな自然に囲まれ、環境リスク※に対する不安のない、エネルギーの安定供給が確保された安心・安全な生活を送れる社会が実現

(3)知る：環境・エネルギーへの関心の高い情報社会の実現

市民が広く環境・エネルギー問題に関心を持つと同時に、各企業がそうした市民の関心に敏感になり、各企業の取組状況、環境・エネルギーに配慮した製品・サービスに関する情報を誰もがどこでも入手でき、そうした情報が活かされる情報社会が実現。

出典：環境省

(施策 3) スマートモビリティ※システムの導入

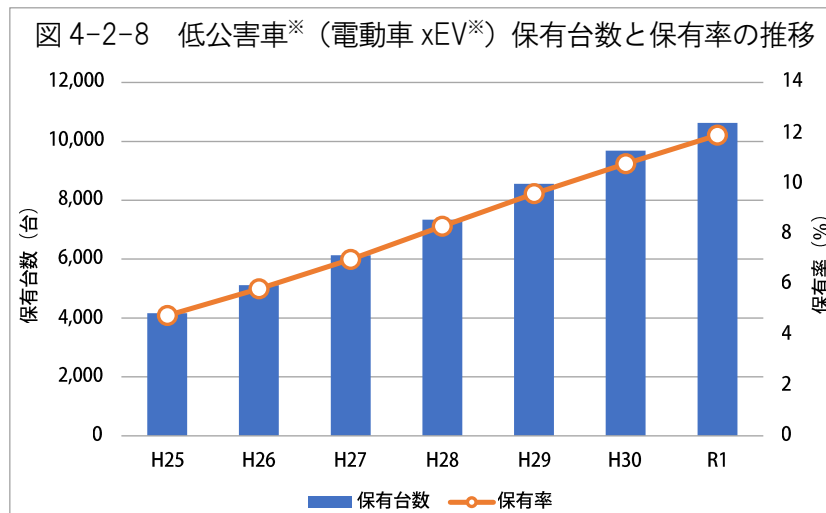
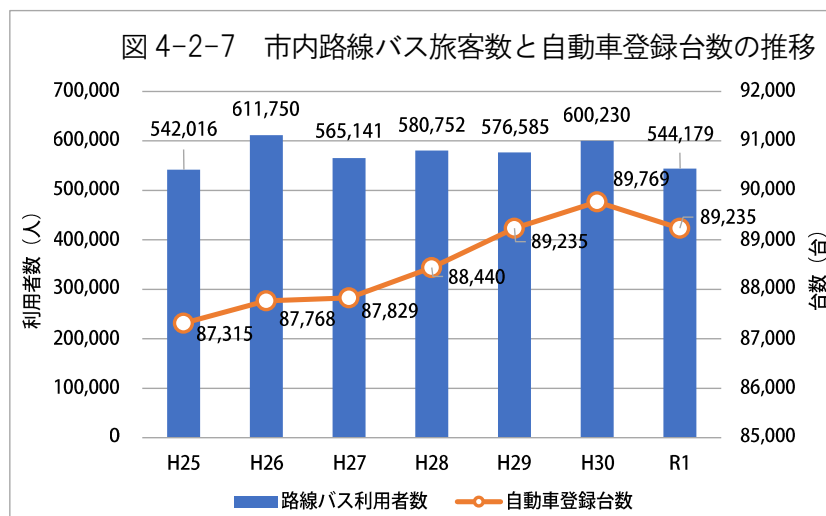
■現状と課題

市内の路線バス旅客数の推移をみると、年度において増減はあるものの概ね 57 万人で推移しており、令和元年度では約 54 万人となっています。しかし、その多くは学生や高齢者など車などの移動手段を持たない方の利用が中心です。(図 4-2-7)

国内外で新車販売におけるガソリン車、ディーゼル車の販売禁止が加速する中、CO₂の排出を抑制するためにマイカーに依存する自動車利用中心の生活を改め、徒歩や自転車、環境負荷※の小さい公共交通への利用転換や、電気自動車などの次世代モビリティ※の普及を図ることが求められています。

一方、交通事故における原因の多くは、運転手の安全未確認などヒューマンエラー※によるものが多く、現代の高齢化社会においては認知症や判断力の低下した高齢者の危険運転による交通事故も多発しています。また、バス事業者においては、路線バス運転手の高齢化や慢性的な人手不足が問題となっています。

北陸新幹線の延伸開業に伴って、本市では今後も、地域ニーズに応じた住民生活に必要な移動手段の確保や地域の実情に即した輸送サービスの提供による地域交通の充実により、健やかな生活環境の実現が求められています。



【取組①】 次世代モビリティ※の開発や普及促進

■方針

次世代モビリティ※の開発や普及促進を行い、交通の低炭素※化を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・エコドライブの徹底や電動車（xEV）※の選択を検討します。

（事業者）

- ・従業員へのエコドライブの啓発を行います。
- ・社用車の購入時には電動車（xEV）※を検討します。
- ・次世代モビリティ※の研究、開発に取り組みます。

（市 ）

- ・次世代モビリティ※の普及を推進します。
- ・EV バス※や PHV バス※をはじめ、電動車（xEV）※の公用車への率先導入を推進します。
- ・空港、新幹線、高速道路を利用できる“乗り物のまち”にふさわしいエコ交通システムの普及・啓発を推進していきます。
- ・小松駅と小松空港間において自動運転バスによる移送サービスの事業化を目指します。
- ・次世代モビリティ※の産学連携研究を推進します。
- ・次世代自動車の普及拡大を図るため、展示会や試乗会などを開催し、市民の次世代モビリティ※に対する理解が深まるよう努めていきます。
- ・燃料電池※車用の水素ステーション※整備については、国や民間事業者の動向を注視しながら設置の可能性について検討を行います。



PHV バス※（教育委員会所管）

【取組②】 カーシェア、コミュニティサイクル[※]の活用

■方針

公共交通機関や自転車の利用促進など、自動車に依存しない低炭素[※]型の交通システムへの転換を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・エコドライブの徹底や環境性能[※]に優れた車の選択を検討します。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通や自転車の利用に努めます。
- ・自動車を保有せずレンタカーやカーシェアの利用を検討します。
- ・休日の余暇活動や移動に、自転車を利用します。

（事業者）

- ・物流・配送の効率化を図り、自動車の利用を低減します。
- ・社用車の購入時には環境性能[※]に優れた車を検討します。
- ・エコドライブを徹底します。

（市 ）

- ・広報などを通してノーマイカーデー[※]など、車の使用を控えるように呼びかけます。
- ・自動車利用者に向けて、エコドライブ、アイドリングストップ[※]等の啓発を行います。
- ・交通空白地域の改善に努めます。
- ・公共交通の利用促進を図ります。
- ・安全・快適に自転車を利用できる道路の整備や周遊モデルコースの発信に努めます。
- ・レンタサイクル[※]システムの充実を図ります。



（施策 4）ゼロカーボン※型のライフスタイル※推進

■現状と課題

地球温暖化※の原因とされる温室効果ガス※の排出量を減らすため、様々な国際的取り組みが行われてきました。平成 27（2015）年に合意されたパリ協定では、「産業革命※期からの平均気温の上昇幅を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有されました。また、平成 30（2018）年に公表された IPCC※（国連の気候変動※に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、令和 32（2050）年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

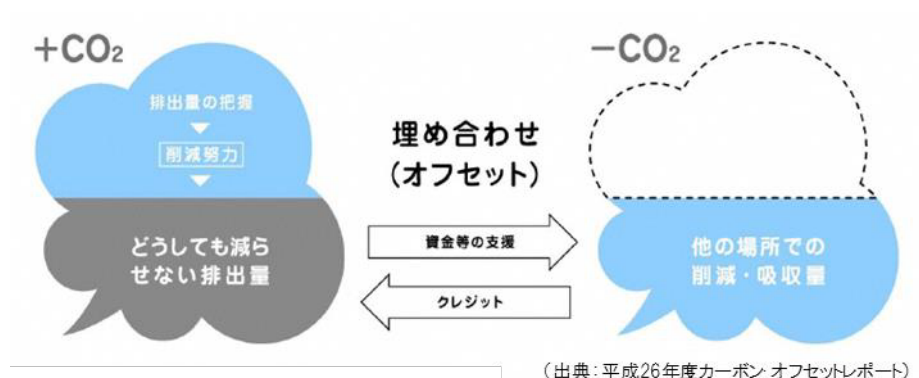
環境省では、こうした目標の達成に向け、令和 32（2050）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体を「ゼロカーボン※シティ」として広く発信し、全国の自治体へ表明を呼びかけています。

政府は令和 2 年 10 月の所信表明演説で温室効果ガス※の排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル※を令和 32（2050）年までに達成する方針を表明しています。

また、令和 3 年 4 月からは建築物省エネ法の改正により、省エネ基準に適合した建築物の義務対象範囲の拡大等が実施されます。

このような状況のもと、「カーボン・オフセット」は、地球温暖化※対策への実践的な取り組みを促し、国内外の温室効果ガス※排出削減・吸収活動を支援する手段として期待されています。カーボン（carbondioxide）は「二酸化炭素」、オフセット（offset）は「埋め合わせをする」という意味を表し、他の場所で実施する省エネルギー活動やクリーンエネルギーの導入、森林整備などに対して支援を行い、それによって得られる温室効果ガス※の排出削減量や二酸化炭素吸収量で、削減できない温室効果ガス※を埋め合わせることです。

本市では、日常生活や事業活動に伴って排出している二酸化炭素などの温室効果ガス※の量を認識（見える化）し、省エネルギー活動を通じて削減努力を行うことと、それでも削減できない部分をカーボン・オフセットにより埋め合わせを行うことが求められています。



【取組①】 カーボン・オフセット認証商品の購入・利用

■方針

日常生活や経済活動の中で排出される温室効果ガス※の埋め合わせを図るため、カーボン・オフセット認証商品の購入・利用を推進します。

■役割分担

(市 民)

- ・カーボン・オフセット認証商品を購入・利用を検討します。

(事業者)

- ・カーボン・オフセット認証商品開発に取り組みます。
- ・カーボン・オフセット認証商品を購入・利用を検討します。

(市)

- ・カーボン・オフセット認証商品の購入・利用を推進します。



出典：カーボン・オフセットガイドライン Ver.1.0

カーボン・オフセット認証ラベル



カーボン・ニュートラル認証ラベル



出典：環境省

【取組②】 省エネ住宅・建築物の普及や屋上・壁面緑化※の推進

■方針

省エネ住宅・建築物の普及や屋上・壁面緑化※の推進により、温室効果ガス※の抑制を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・住宅の新築や改築の際には、高断熱・長寿命など、省エネルギー性能が高く、環境負荷※のより少ない住宅を建築、選択します。
- ・夏季・冬季における室温管理の徹底や不要照明の消灯など、日常の取り組みによる省エネルギーを徹底して実施します。
- ・太陽光発電機器や蓄電池等の設置など再生可能エネルギーや HEMS※の導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。
- ・屋上・壁面緑化※に努めます。

（事業者）

- ・事務所・工場等の新築や改築の際には、高断熱・長寿命など、省エネ性能が高く、環境負荷※のより少ない建物を建築、選択します。
- ・太陽光発電機器や蓄電池等の設置など再生可能エネルギーや FEMS※、BEMS※、MEMS※などの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。
- ・クールビズ※やウォームビズ※の定着に努め、冷暖房に用いるエネルギーの低減に努めます。
- ・照明器具・設備などを省エネタイプに切り替えていきます。
- ・夏季・冬季における室温管理の徹底や不要照明の消灯など、日常の取り組みによる省エネルギーを徹底して実施します。
- ・市民に対して、エネルギー効率や断熱性能に優れた住宅の快適性や経済的なメリットなどを紹介し、普及促進に努めます。
- ・屋上・壁面緑化※に努めます。

（市 ）

- ・夏季・冬季における室温管理の徹底や不要照明の消灯などの日常の取り組みによる省エネルギーの徹底など新たな環境マネジメントシステム※を導入し、継続的に実施していきます。
- ・市内の消費電力やCO₂について把握し、市民・事業所における省エネ・省CO₂の定着を図る情報発信、普及啓発に努めます。
- ・住宅用環境配慮型製品の購入・設置を支援します。
- ・屋上・壁面の緑化など、自然資源を活用した省エネルギーを推進します。



【取組③】 気候変動[※]の影響に関する情報提供・注意喚起

■方針

気候変動[※]に関する情報提供・注意喚起を行い、影響を低減します。

■役割分担

(市 民)

- ・ 日ごろから暑さ対策、熱中症対策に関する情報を確認します。
- ・ 日ごろから災害への備えを行います。
- ・ 自主防災組織の取組に参加します。
- ・ 酷暑時には、直射日光の下での長時間にわたる運動や作業を避け、休憩や水分補給を行い、対処方法を理解・実践します。

(事業者)

- ・ 日ごろから暑さ対策、熱中症対策に関する情報を確認します。
- ・ 従業員の安全のため、異常気象に対する事前の備えとして、ハザードマップ[※]の確認、熱中症予防措置を行います。
- ・ 自主防災組織の取組に参加します。
- ・ 酷暑時には、直射日光の下での長時間にわたる作業を従業員にさせず、水分補給や休憩をさせるなど、異常気象時の対処方法を理解・実践します。
- ・ 農業において、気候変動[※]の影響を受けにくい品種の導入を検討します。
- ・ 雨水利用施設の設置を進めます。

(市)

- ・ 気候変動[※]によって生じる酷暑などの異常気象や風水害の危険性、それらに対する事前の備えについて啓発を行うことで、その影響を低減します。
- ・ 気象情報や「暑さ指数[※]」の提供・注意喚起、熱中症の予防・対処法の普及啓発等を適切に実施します。
- ・ 気候変動[※]の影響による農作物の収量や品質の低下が懸念されるため、高温影響を軽減する技術や高温耐性品種などの適応方策について生産者に対し積極的に情報提供を行うとともに、温暖化による影響の実態把握などにより、農業への影響の低減に努めます。
- ・ 農地の水源涵養等多面的機能[※]の活用や道路等の雨水の地下浸透を促し、雨水の流出抑制・排水対策を推進します。
- ・ 自主防災組織の結成・取組を支援し、災害への備えを促します。

テーマ 3

健康で豊かな自然との共生



木場潟 Visitors※120 万人（令和元年度 78.7 万人）

- 木場潟の再生や水辺環境の保全、森林や里山の適正な管理と生物多様性※の保全に取り組み、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいきます。
- 環境王国こまつの歴史文化や景観、食文化※を楽しむライフスタイル※を普及し、自然の魅力に触れながら守り育てる意識を広めます。
- 健康な里山を創造し、希少生物※の保護や野生動物との共生（生物多様性※の保全）への対応を推進します。

【サブ目標】

- ① 木場潟 COD※（75%値） 5.0±1 mg/L（7.7mg/L）
- ② 生態系※回復数 累計 15 種（3 種）
- ③ 五感指標※水辺調査 好感度※80%（52.5%）
- ④ 担い手への農業集積率 85%（78%）
- ⑤ 酒米作付面積 25ha（11ha）

※（ ）は現況値（令和元年度実績）

（施策 1）木場潟の再生と水郷空間の創造

■現状と課題

【木場潟】

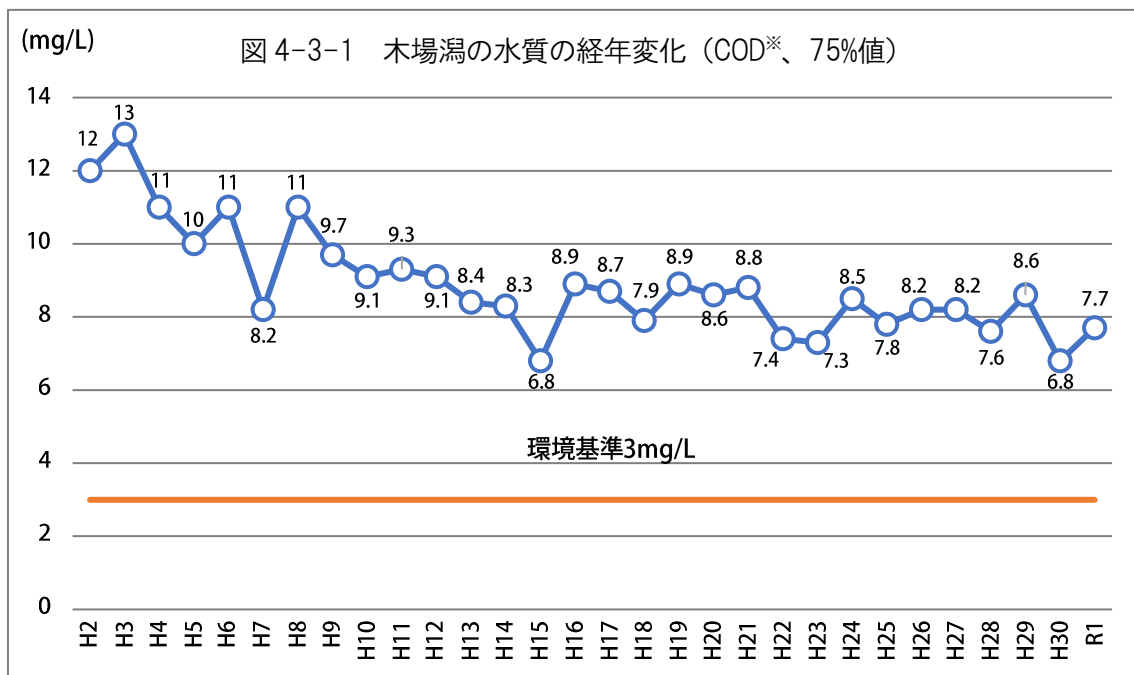
木場潟は、本市の西部に位置し、かつては今江潟、柴山潟とともに「加賀三湖」と呼ばれていました。湖面に日本三名山の一つ霊峰白山を映すその景観は、水郷の楽園であったといわれています。洪水調節、かんがい用水源として利用されてきましたが、ほとんど自然状態のままで残されている石川県唯一の潟であり、ウオーキング、野鳥の生息地、ヘラブナの釣り場として多くの人々に親しまれています。

木場潟は平均水深が浅く、水の出入りが不十分な閉鎖性水域[※]であり、流域人口の増加に伴い、水質汚濁が進み、水質改善を図ることが課題となっています。

このため、木場潟流域は平成5年5月に石川県により「生活排水対策重点地域」の指定を受け、翌年3月に「水郷の里の復活―木場潟流域生活排水対策推進計画」が策定され、下水道普及促進事業や水質浄化啓発事業が積極的に実施されてきました。

この計画をはじめとする種々の施策や流域住民及び市民団体が努力を重ねていますが、目標とする環境基準[※]（COD[※]=3mg/L 以下）は達成できていない状況です。（図4-3-1）、（表4-3-1）

一方、周辺住民やボランティアが中心となり、ヨシ刈りや木場潟クリーン作戦など、木場潟を美しい水郷の里に再生するための取り組みが行われ、木場潟公園の利用者も増えています。（図4-3-2）平成24年度からは金沢大学との包括連携協定[※]による水質汚濁起源調査が開始され、平成26年度からは産学官民が連携した木場潟浮島プロジェクトも実施されています。平成27、28年度には国、県、土地改良区が連携した前川水門を活用した水質改善実験が行われ、一定の効果を得られています。今後も、多様な視点で環境改善を進めていくことが求められています。



資料：令和元年度 公共用水域[※]及び地下水の水質測定結果報告書（石川県）

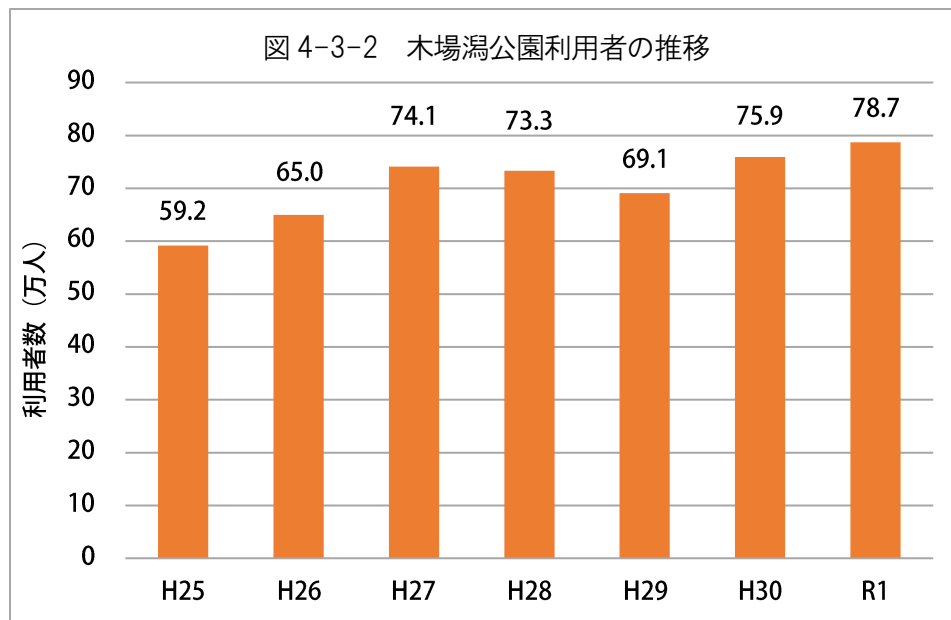
表 4-3-1 木場潟の水質と環境基準※（生活環境項目）

木場潟の水質と環境基準※（生活環境項目）

小松市の環境 令和2年度（令和元年度 公共用水域※及び地下水の水質測定結果報告書）

測定地点 及び類型	水素イオン濃度※ (pH※)	化学的酸素要求量※ (COD※、mg/L)	浮遊物質※ (SS※、mg/L)	溶存酸素量※ (DO※、mg/L)	大腸菌群数※ (MPN/100mL)
木場潟 中央	最小値:7.2 最大値:9.5	最小値:3.6 最大値:9.7 平均値:6.5 75%値:7.7	最小値: 5 最大値:24 平均値:13	最小値:10 最大値:12 平均値:11	最小値:2.3×10 ² 最大値:1.3×10 ⁴ 平均値:2.5×10 ³
環境基準※ 類型 A	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7 以上	1,000 以下

資料：令和元年度 公共用水域※及び地下水の水質測定結果報告書（石川県）
環境省告示第59号（昭和46年12月28日）



資料：（公財）木場潟公園協会調べ

【水郷空間】

市内を流れる梯川は、白山山系大日山連峰の鈴ヶ岳に源を発し日本海へと注ぐ、流域面積271km²、延長42kmの一級河川です。上流部の赤瀬ダム周辺には公園などが整備され、散策やレクリエーションなどに利用されており、清らかな水と奇岩が連なる荒俣峡などの景勝地は自然探勝などに利用されています。下流部は、小松市街地における貴重なオープンスペースとして、水辺空間を生かしたレガッタ大会をはじめ、四季を通じて、釣りや散策などの利用が盛んです。

さらに、歌舞伎十八番「勸進帳」の舞台で有名な安宅の関跡がある安宅海岸は、日本海に面しており、本市は里山から里湖・里海につながった自然環境を有する地域となっています。

このような水辺空間を活かした取り組みから、小松市は国土交通省が認定する「水の郷百選」に選ばれています。

また、市内の主要な河川である梯川・郷谷川・光谷川・前川・日用川・古川の6河川18地点、木場潟1地点と加賀沿岸海域2地点の計21地点において石川県と国土交通省により定期的に水質測定が行われています。

また、本市独自で小河川17地点、木場潟周辺排水路16地点の合計33地点の水質測定を行っており、水質汚濁の状況把握に努めるとともに、関係機関と連携を取りながら公共用水域※の水質改善に努めています。

令和元年度の石川県水質測定結果によると、人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、いずれも環境基準※を達成しており、生活環境の保全に関する項目（BOD※など9項目）についても、梯川上・下流、郷谷川では環境基準※を達成しているものの、木場潟の下流にある前川では未達成となっており、水質改善に向けた対策強化が課題となっています。（図4-3-3）、（図4-3-4）、（表4-3-2）、（表4-3-3）

図 4-3-3 小松市の河川水質状況及び環境基準点における BOD^{*}の推移 (75%値)

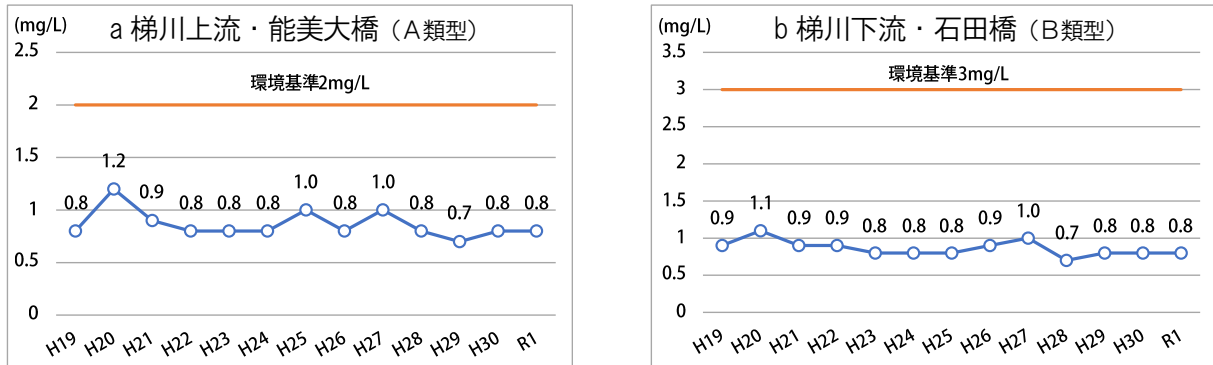


図 4-3-4 木場潟周辺の BOD^{*}水質状況 (平均値)

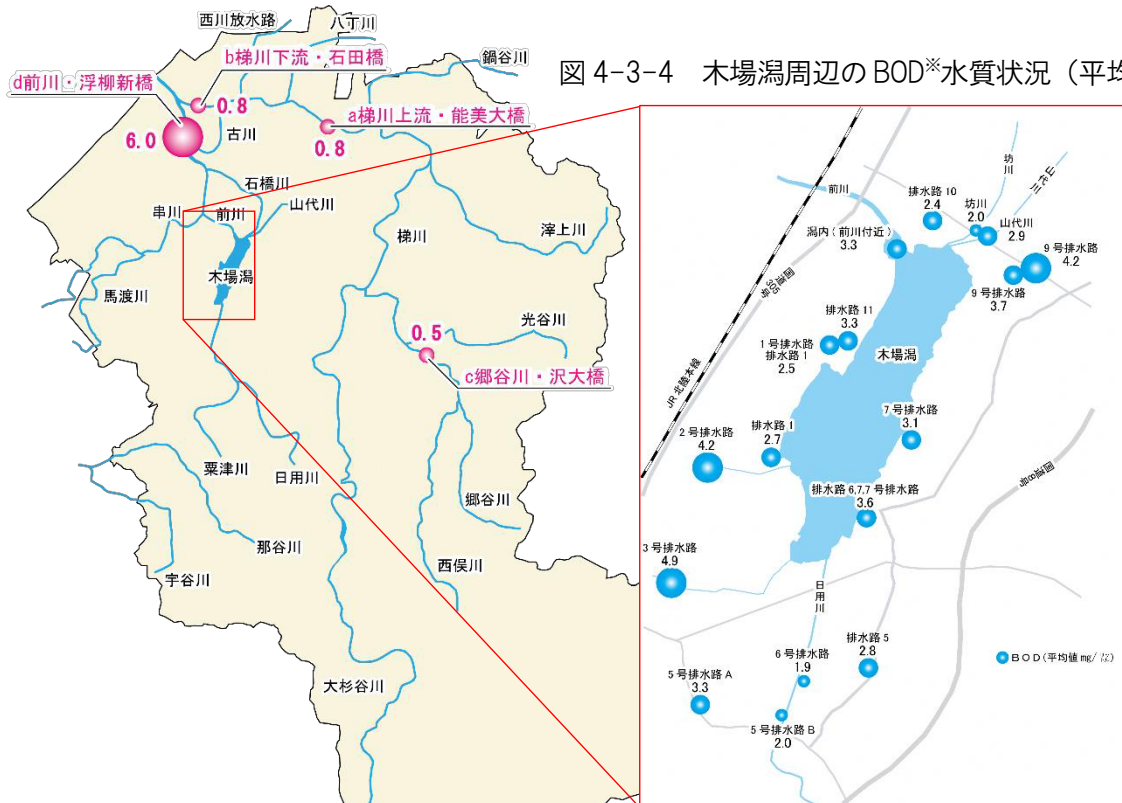


表 4-3-2 環境基準点の測定結果

水域名	測定地点	類型	水素イオン濃度※ (pH)	生物化学的 酸素要求量※ (BOD、mg/L)	浮遊物質※ (SS、mg/L)	溶存酸素量※ (DO、mg/L)	大腸菌群数※ (MPN/100mL)
梯川上流	能美大橋	A	最小値：6.6 最大値：8.1	最小値：<0.5 最大値：1.1 平均値：0.7 75%値：0.8	最小値：3 最大値：14 平均値：7	最小値：8.8 最大値：12 平均値：10	最小値：1.3×10 ² 最大値：3.3×10 ³ 平均値：1.5×10 ³
梯川下流	石田橋	B	最小値：6.8 最大値：8.1	最小値：<0.5 最大値：1.1 平均値：0.7 75%値：0.8	最小値：4 最大値：22 平均値：10	最小値：7.1 最大値：11 平均値：9.3	最小値：4.9×10 ² 最大値：7.9×10 ³ 平均値：3.6×10 ³
郷谷川	沢大橋	A	最小値：6.9 最大値：7.6	最小値：<0.5 最大値：0.8 平均値：0.6 75%値：0.5	最小値：<1 最大値：8 平均値：2	最小値：8.7 最大値：12 平均値：11	最小値：4.6×10 ² 最大値：5.4×10 ³ 平均値：8.8×10 ²
前川	浮柳新橋	B	最小値：7.2 最大値：9.5	最小値：1.8 最大値：8.4 平均値：4.9 75%値：6.0	最小値：4 最大値：25 平均値：14	最小値：9.8 最大値：14 平均値：12	最小値：1.3×10 ³ 最大値：2.8×10 ⁴ 平均値：7.1×10 ³

資料：令和元年度 公共用水域※及び地下水の水質測定結果報告書（石川県）

表 4-3-3 河川の水質環境基準（生活環境項目）

類型	水素イオン濃度※ (pH)	生物化学的 酸素要求量※ (BOD)	浮遊物質※ (SS)	溶存酸素量※ (DO)	大腸菌群数※
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下

資料：環境省告示第59号（昭和46年12月28日）

【保全活動】

本市は、奥山・里山から里湖・里海に至るまで変化に富んだ魅力ある自然環境を有しており、霊峰白山を源流とする「水」が河川や水路、農業用水路など幾筋にも張り巡らされており、あらゆる動植物に潤いをもたらしています。

私たちは、日常生活において必須の物質である「水」に感謝し、豊かな自然環境を農林水産業、新産業、教育、文化などを活かして交流拡大につなげるとともに、後世に引き継ぐことが求められています。

平成23年8月に小松の豊かな水郷を活かした地域づくりに取り組む団体と行政が連携・協力し、地域資源の保全と地域振興に結びつく観光資源の掘り起こしなどを行うことで、水郷の魅力創出や交流人口※の拡大につなげるとともに、地域の水と緑の空間を次世代に引き継ぐことを目的に「こまつ水郷2020 ネット」が組織され、令和2年8月に「こまつ水郷パートナーシップ※」と名称を改め、活動しています。（表4-3-4）

本市では、これを契機に多くの市民団体がそれぞれの地域において、先人から受け継いできた水辺の保全活動や水辺を活用したまちづくりがはじまっており、今後も活動を続けていくことが求められています。

表4-3-4 こまつ水郷パートナーシップ※賛同団体（令和2年8月現在）

源流域	おおかわの会
	大杉谷川漁業協同組合
	大杉谷川をよみがえらせる会
	魚よみがえれ郷谷川再生プロジェクト
	新丸漁業協同組合
梯川流域	梯川協議会
	九龍橋川を美しくする会
	小松東部土地改良区
前川流域	「ウォーキングネット・前川」協議会
	今江・まえがわまちづくり協議会
	前川リバーパーク推進協議会
	加賀三湖土地改良区
	木場潟を美しくする会
	木場潟再生プロジェクト
	木場小学校星の城プロジェクト
	(公財)木場潟公園協会
全流域	小松ウォーキング協会
	小松市農業協同組合
	チームリアルこまつ
	かが森林組合

【取組①】 木場潟の水質浄化を官民連携で推進

■方針

水郷のシンボル木場潟の環境保全活動を促進し、木場潟の水質浄化に努めます。

■役割分担

（市 民）

- ・ ヨシ刈りや木場潟クリーン作戦など環境保全ボランティア活動に参加します。
- ・ 水生植物の植栽・保全活動に参加します。
- ・ 下水道への接続、合併処理浄化槽※の設置など木場潟を汚さないように努めます。

（事業者）

- ・ 木場潟の水辺環境に関心を持ちます。
- ・ 法令等を遵守し、事業活動における排水を適正に処理します。

（市 ）

- ・ 市民や事業者と協働して水質浄化活動を推進します。
- ・ 木場潟流域の下水道や合併処理浄化槽※などの普及促進を図ります。
- ・ 高等教育機関と連携し、汚濁原因を特定するとともに、改善効果が高い水質浄化策を研究し、水質改善実験を実施し水質改善に取り組めます。

【取組②】 木場潟の環境調査、環境学習の推進

■方針

木場潟に対する関心・理解を深めるために、環境調査や環境学習を推進します。

■役割分担

（市 民）

- ・ 木場潟の環境学習に参加し、木場潟の水辺環境に関心を持ちます。
- ・ 水辺空間における様々な活動やイベント、講習会などに積極的に参加します。

（事業者）

- ・ 木場潟の水辺環境に関心を持ちます。
- ・ 水辺空間における様々な活動やイベント、講習会などに積極的に参加します。

（市 ）

- ・ 水質・生態調査などを継続的に実施するとともに、新たな視点を入れた環境調査を取り入れ、市民に対して積極的に情報発信を行います。
- ・ 市民や事業所との水環境学習や啓発活動の実施・協働を進めます。

【取組③】 水辺クリーンデーなど景観美化活動の推進

■方針

景観美化活動の推進を行い、潤いのある河川や水路などの水辺空間づくりを目指します。

■役割分担

（市 民）

- ・ ふるさとの清流を取り戻すための活動に参加します。
- ・ 地域の河川や水路沿いの美化に努めます。

（事業者）

- ・ 工場排水などの水質を監視し水質改善に努めます。
- ・ ふるさとの清流を取り戻すための活動に参加します。
- ・ 河川沿いの美化活動に協力します。

（市 ）

- ・ 水環境保全を啓発し、市民や事業者が取り組む美化活動を支援します。
- ・ 水や生き物と触れ合える親しみやすい多自然型水辺づくり※を推進します。



ヤマメの公開放流など／大日川上流

小松市南部の山間部にあり、大日川の最上流部の位置する新丸地区を中心に活動する新丸漁業協同組合は、漁場環境保全活動を実施しています。その一環として、ヤマメの公開放流や釣り体験イベント等を開催し、釣り愛好家をはじめ、市内の子供たちも参加して、奥山の豊かな自然を体感しています。



資料：こまつ水郷パートナーシップHP より

水郷の風情を感じる和舟体験／前川

前川沿線の地域づくりを継続的に発展させるため設立された「前川リバーパーク推進協議会」は、治水や内水対策について調査研究するとともに白山眺望や川面に映える景観を未来に向けて発展・発信していく取り組みが行われています。前川や石橋川の生物、水質調査を地元小学生と実施したり、和舟に乗ってのんびりとかつての船着場の遺構を見学するなど、水郷の風情を感じる体験イベントなどを開催しています。



資料：こまつ水郷パートナーシップHP より

小松市民レガッタ／梯川

昭和 58 年に始まった小松市民レガッタはおおよそ 40 年近くにわたって開催され、毎回 50 組程度の参加を得ており、河川を身近に感じられる取り組みとして市民に広く浸透しています。

河川改修により整備された広い水域での開催となっからは、3 つのレーンでのレース運営や、観戦者がスタートからゴールまで見渡すことができるようになるなど、たいへん盛況を博しています。ボート愛好者はもとより、レガッタ初心者参加も多く、市民同士幅広い交流が図られるとともに、河川愛護精神の啓発・普及にも大いに貢献していると言えます。



資料：小松市民レガッタ平成 24 年度事業実施報告書（社団法人 北陸建設弘済会）

木場潟ヨシ刈り

水質浄化と生態系[※]保全のため、こまつ環境パートナーシップ[※]木場潟再生プロジェクトが協力を呼び掛け、木場潟周辺八町や企業、学生、自衛隊などのボランティアでヨシ刈りを実施しています。

(毎年10月末実施 参加者約300名)



木場潟ヨシ刈り

木場潟クリーン作戦

こまつ水辺クリーンデーに合わせて実施される木場潟クリーン作戦は、木場潟周辺八町で構成される「木場潟を美しくする会」が中心となって、ボランティアの協力を呼び掛け、清掃活動を実施しています。

(毎年3月実施 参加者約1,100名)



こまつ水辺クリーンデー

バイオパーク

木場潟「水と緑のふれあいパーク（バイオパーク）」とは、クレソンなどの野菜やワスレナグサなどの花を栽培、収穫しながら水中の濁りの原因（浮遊物質、植物プランクトン[※]、チッソ、リンなど）を植物の力により取り出す、水質浄化施設です。

ここでは、木場潟の水を1日に約2,400トン汲み上げ、浄化しています。なお、クレソンは一般の人でも摘み取りができます。



資料：石川「水文化」の創造（豊かな自然の水辺を）バイオパーク（石川県HPより）

（施策 2）生物多様性※の保全と野生生物との共生

■現状と課題

本市は、市域の7割程度が中山間地域※で、市街地より東側に広がる里山ゾーンには、自慢できる様々な里山資源（食・希少な生き物※・木材・石材など）や人（職人・技術者）、文化（九谷焼など）があります。

このような豊かな自然環境、安心・安全で美味しい農林水産物、そしてそこに住む人と自然が共存している本市の特徴から、平成23年10月12日に全国では11番目、北陸三県の自治体としては初となる「環境王国」に認定されました。「環境王国」とは地域住民が築き上げたすぐれた自然環境と、農業のバランスが取れ、安心できる農産物の生産に適した環境の地域のことです。

市では、「環境王国こまつ」として、農林水産物の販売、加工にとどまらず、里山保全、観光、環境、定住など多方面にわたる取り組みを展開しています。



こまつの里山のシンボルの一つ「鞍掛山」

本市では、山間部において「獅子吼手取県立自然公園」と「山中・大日山県立自然公園」の2つの県立自然公園が指定されています。また、県自然環境保全地域として「鈴ヶ岳自然環境保全地域」と「観音下自然環境保全地域」が指定されています。（図 4-3-5） こうした優れた自然環境には貴重な動植物が生息しています。

一方、雑木林や農地といった里山が広がる地域では、人との関わりの中で維持形成されてきた自然環境が広がっており、これからも継続的に保全・保護をしていく必要があります。

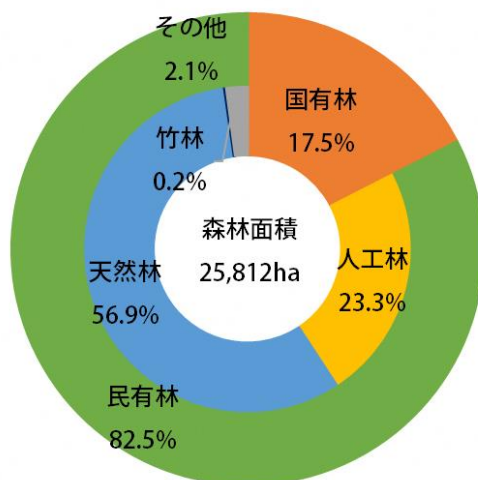
本市における森林面積は 25,812ha で、82.5%を占める民有林の内訳は、人工林が 23.3%、天然林が 56.9%、竹林が 0.2%となっています。（図 4-3-6）

また課題として林業経営の収益性の低下、林業労働力の減少をはじめ、地域の高齢化や不在地主の増加などにより、手入れ不足の森林が多くなっています。

森林が持つ多面的機能※を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を行うとともに、森林資源である木材の利用促進を図るために、林業・木材産業の育成に取り組んでいくことが求められています。



図 4-3-6 小松市における森林の構成



資料：平成 28 年度石川県森林・林業要覧（石川県）

小松市の最高峰である大日山（標高 1,368m）は、多種多様な動植物を育む県内でも有数の貴重な地域として県立自然公園に指定されています。同じく県立自然公園に指定されている「獅子吼手取県立自然公園」の約 1.2ha の湿地帯には、ミズバショウが群生しており、「横谷の湿地植生」として市指定の天然記念物に指定されています。（図 4-3-5）

鈴ヶ岳自然環境保全地域には、胸高直径 1mを超えるブナ林が見られ、動植物も豊かで生態系※の安定した自然環境になっています。観音下自然環境保全地域にはスダジイの森があります。（図 4-3-5）

また、鞍掛山・滝ヶ原地区は、生物多様性※保全上重要な里地里山として環境省に指定されており、ビオトープ※においてハッチョウトンボやアベサンショウウオ、ホトケドジョウなどの保護が行われています。

このように、本市は豊かな自然環境に恵まれ、それぞれの環境に適応した多様な生物が、互いにつながりあい、バランスをとりながら生息しています。しかしながら、近年、イノシシやツキノワグマが里山や平野部にまで出没し、農作物や人に被危害をもたらす事例が多発しています。また、市街地の拡大や外来種※の侵入などによる身近な生態系※への影響などが生じており、生物多様性※の保全への取り組みが必要となってきています。



大日山山頂



鞍掛山トンボの楽園（鞍掛山・滝ヶ原地区）

【取組①】 企業の森づくりなどCSR活動※拡大

■方針

自然環境の保護に努めるとともに、荒廃した森林の適切な伐採やモウソウ竹林の駆除を進め、健全な姿に保全する企業の取り組みを拡大します。

■役割分担

（市 民）

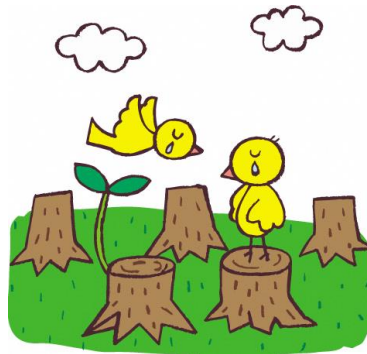
- ・身近な森林の保護・保全活動に積極的に参加します。
- ・山林の開発に際し、自然環境保全に努めます。
- ・下草刈り、苗木植樹など、森林の育林活動に参加します。

（事業者）

- ・身近な森林の保護・保全活動に積極的に取り組みます。
- ・山林の開発に際し、自然環境保全に努めます。
- ・下草刈り、苗木植樹など、森林の育林活動に取り組みます。

（市 ）

- ・森林整備の担い手を育成します。
- ・市民や事業所などの森林の育林活動を支援します。
- ・民有林の再生整備を支援します。
- ・県自然環境保全地域に指定されている奥山の保護に努め、多面的機能※の向上に努めます。



【取組②】 里山・水辺空間の管理で希少な生物を保全

■方針

希少な動植物の保護を推進していくとともに、生息・生育する環境を併せて保全していく取り組みを推進します。

■役割分担

(市 民)

- ・生き物の生息・生育状況や生態系※の調査、保全・再生活動に参加・協力します。
- ・鳥や昆虫、植物など身近な生き物の観察を行い、大切にします。
- ・希少な生き物の補獲・採集をしません。
- ・身近な緑化にも在来種※を生かす工夫をします。

(事業者)

- ・生き物の生息・生育状況や生態系※の調査、保全・再生活動に参加・協力します。
- ・開発の際には、生態系※に影響を及ぼさないよう配慮します。

(市)

- ・自然環境調査を実施し、野生動植物の分布、生息・生育環境など生態系※の現状を把握し、公開します。
- ・動植物の生息・生育の場の保全に努めます。
- ・市民や事業所に自然環境保全や動物愛護の普及啓発を図ります。

表 4-3-5 生態系※回復状況

	年度	名称	場所	時期	特記
1	令和元年度	ハス群生	木場潟	7月	100年ぶり
2		ホトケドジョウ	木場潟	8月	初確認
3		ミズアオイ群生	木場潟	9月	25年ぶり
4	令和2年度 (1月末現在)	コハクチョウ群れ飛来	木場潟	10月	15年ぶり
5		マガン飛来	木場潟	1月	57年ぶり

【取組③】 野生生物との共生、特定外来生物[※]対策の推進

■方針

野生生物との共生、特定外来生物[※]対策を行い、生態系[※]及び人的被害、農林水産被害の予防に努めます。

また、近年出没が多発しているツキノワグマについては「こまつクマ出没防止プラン」の実施により、クマとの共生とともに人身事故「ゼロ」を目指します。

■役割分担

(市 民)

- ・家の周りなどに野生生物のエサとなるものを置きません。
- ・防護柵等の設置により、野生生物の侵入を防ぐよう努めます。
- ・外来種[※]を他の地域から持ち込みません。
- ・飼育・栽培している外来種[※]を適切に管理し、最後まで責任をもって飼い、途中で捨てたり放したりしません。
- ・既に屋外にいる外来種[※]を他地域に拡げません。

(事業者)

- ・果実などは残さず完全に収穫します。
- ・防護柵等の設置により、野生生物の侵入を防ぐよう努めます。
- ・野生生物による被害防止方法の啓発を行います。
- ・警察や市などと協力して有害な野生生物の捕獲に努めます。
- ・使用する外来種[※]の特性に応じて適切な管理をします。
- ・事業活動に伴う外来種[※]の非意図的進入[※]を予防し、侵入時には適切な対応をします。
- ・社会的責任を踏まえ、市民や市などと連携して防除活動を行います。

(市)

- ・市民や事業者と協働して、野生生物被害防止のため防護柵の設置や捕獲活動などを推進します。
- ・市民や事業者に対して、野生生物による被害防止方法の啓発を行います。
- ・餌場となる豊かな森の環境をつくり、野生生物との共生を図ります。
- ・市民や事業者と協働して、人的や農業被害を防ぐため、野生生物の捕獲駆除を行います。
- ・地域における在来生物を保全する観点から、外来種[※]対策を総合的に推進します。
- ・市民や事業者に対して、外来種[※]を適切に管理するよう啓発を行います。
- ・外来種[※]に対して監視や、専門家や市民からの情報収集を行い、計画的な防除を実施します。
- ・防除を実施する人材を育成します。



（施策3）自然資源や歴史文化の活用と価値の創造

■現状と課題

本市は大日山から日本海に至るまでに、里山から里湖・里海などが織りなす多様な自然環境に恵まれています。この自然の恵みを活かし、地域を魅力あるものにしようと地域団体、専門家、行政で構成する「こまつSATOYAMA協議会」が平成22年8月に設立されました。（図4-3-6）

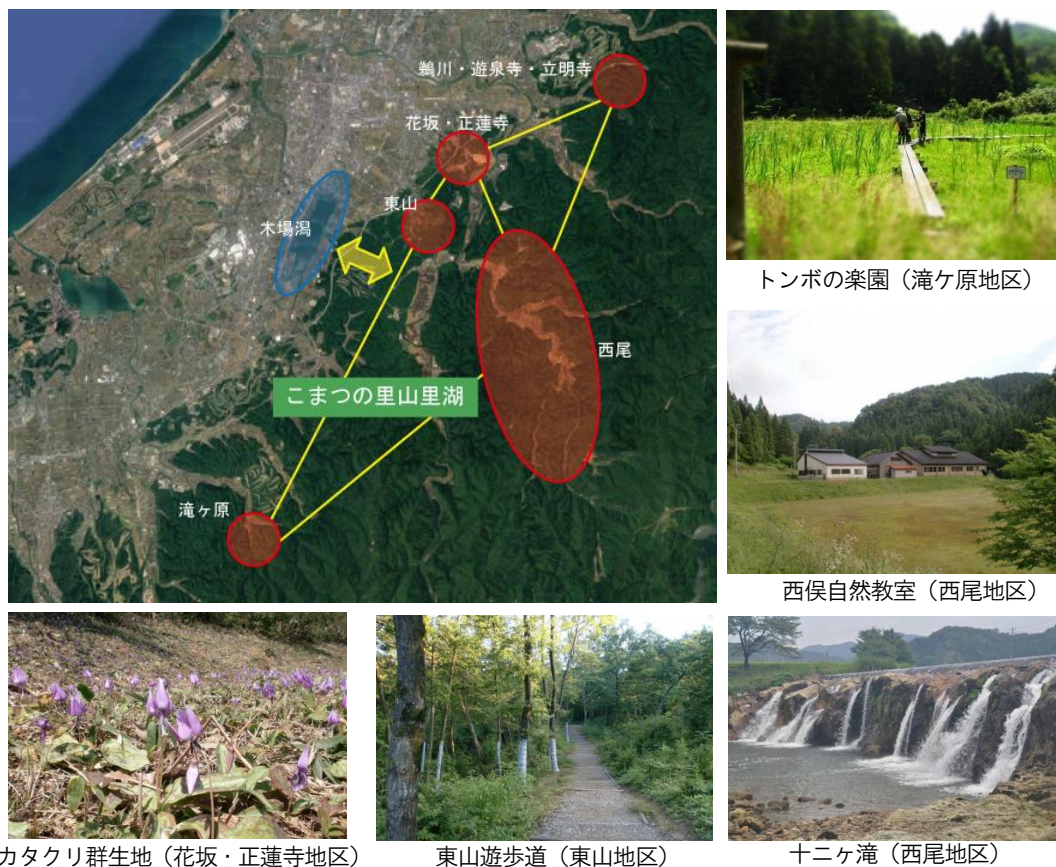
里山を活動拠点としている個々の団体では、それぞれに特徴を活かし、里山保全活動、自然体験、里山産品の販売や商品化など様々な取り組みが行われています。（表4-3-6）

「里山自然学校大杉みどりの里」や「里山自然学校こまつ滝ヶ原」は中心施設として位置づけられ、里山地域の活性化がより促進されるものとして期待されています。

また、本市里山の地下資源を活用したものづくりは弥生時代の碧玉※（へきぎょく）の玉づくりをルーツとしています。その後、古墳時代の腕飾りや高度な切石加工技術、近世のデザイン性を有した小松城の石垣、更には九谷焼や銅山、そして全国の歴史的建造物に使用される銘石材の切出し・流通まで約2300年にわたり脈々と受け継がれてきました。このような「石の文化」の歴史と魅力が、「『珠玉と歩む物語』小松～時の流れの中で磨き上げた石の文化～」として平成28年4月に日本遺産に認定されました。

今後も、地域住民らを中心に自然とのふれあいの場やものづくりの機会を積極的に提供することにより、里山地域や歴史文化への関心を高め、交流人口※の拡大や定住人口の促進を図っていくことが求められています。

図4-3-7「こまつの里山里湖」の概念図



資料：「こまつSATOYAMA協議会」HP

表 4-3-6 自然の恵みを活かした取り組み

地区	活動や地域資源
滝ヶ原地区	鞍掛山健康登山、石橋ウォーキング、トンボの楽園での里山自然学校など
西尾地区	西尾八景スタンプラリー、尾小屋鉱山、山村留学、西尾野菜市、千恵子桜など
花坂・正蓮寺地区	ふれあい農園、カタクリ群生地、ほたるの会、九谷原石地など
東山地区	竹の子林、遊歩道、マウンテンバイクなど
鶴川・遊泉寺・立明寺地区	遊泉寺銅山跡、里山みらい館、う川古代桜など

資料：「こまつSATOYAMA協議会」設立趣意書



里山自然学校こまつ滝ヶ原



里山健康学校せせらぎの郷



鞍掛山登山の様子



里山自然学校大杉みどりの里



里山みらい館

【取組①】 間伐材※の有効活用とビジネス創出

■方針

間伐材※・未利用材を木質バイオマス※等として有効活用し、ビジネスの創出を図ります。

■役割分担

(市 民)

- ・未利用材を木質バイオマス※として活用します。
- ・間伐材※を用いた製品の購入・使用を検討します。

(事業者)

- ・未利用材を木質バイオマス※として活用します。
- ・間伐材※を用いた製品の開発など、活用方法を検討します。
- ・間伐材※を用いた製品の購入・使用を検討します。

(市)

- ・間伐材※の活用を推進します。
- ・間伐材※を用いた製品の購入・使用を検討します。



木質チップストックヤード（かが森林組合那谷工場）



木質バイオマス※温水ボイラー（せせらぎの郷）



バイオマス※ボイラセンタ（コマツ栗津工場）

【取組②】 歴史・文化遺産や体験コンテンツ※の発掘

■方針

市内の歴史や文化などを再認識してもらうために、歴史・文化遺産や体験コンテンツ※の発掘・情報発信などを行っていきます。

■役割分担

（市 民）

- ・市の発信する歴史・文化遺産に関わる体験型の環境学習に関心を持ちます。
- ・地域で学校等における体験型の環境学習・教育の取組を支援します。
- ・地域団体などで、幅広い世代が参加・体験できる地域密着型のイベント開催などに取り組みます。

（事業者）

- ・開発等に際して、埋蔵文化財の破壊を招くことのないよう事前確認を徹底し、遺跡の保護と保存に努めます。また、埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに市に報告します。
- ・地域団体などで、幅広い世代が参加・体験できる地域密着型のイベント開催などに取り組みます。

（市）

- ・歴史・文化遺産や体験コンテンツ※の発掘・情報発信などを行っていきます。
- ・歴史・文化などを地域の貴重な財産として適切に保護・保存し、継承・活用します。
- ・未指定文化財の調査・研究を行い、優れた文化財は指定文化財に指定します。
- ・開発で失われる埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その成果を記録・保存します。



滝ヶ原石切り場



勾玉づくり体験（埋蔵文化財センター）

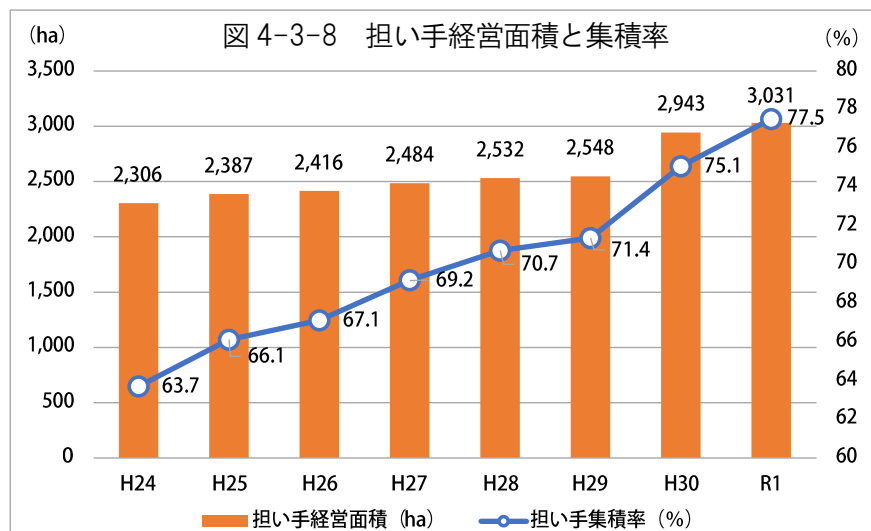
（施策 4）農業の生産性と付加価値の向上

■現状と課題

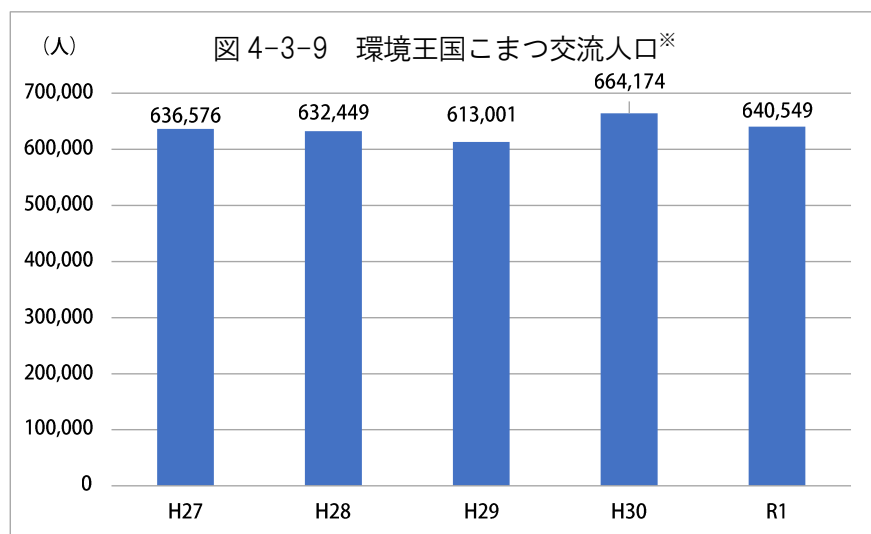
森や水、農地など地域における多様な資源は、長い歴史の中で形成、維持されてきたもので地域に住む人が協働して維持保全してきた大切な社会資本です。

農業就業者が急速に減少・高齢化するなかで、この優れた地域資源の適切な保全・活用のためには、次世代を担う意欲ある担い手を育成・確保することが不可欠です。担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手に対する農地の集積・集約化の促進していくことが重要です。（図 4-3-8）

また、平成 23 年に認定された「環境王国」のネームブランドを活かして、全国の「環境王国」自治体と連携しながら、「生産・流通・消費」を活性化し、農産物などの販売経路の開拓や交流人口[※]の拡大に取り組むとともに、北陸の空の玄関口「小松空港」から広がる流通ルートを活かし、日本国内のみならず、全世界へとマーケティングを拡大していくことが求められています。（図 4-3-9）



資料：農林水産課調べ



6 次産業化

農林漁業者（1 次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくことです。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2 次産業）、流通・販売（3 次産業）にも取り組み、それによって農林水産物を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。



道の駅こまつ木場潟



小松産素材の商品



小松空港「空の駅こまつ」

石川県エコ農産物「エコ育ち」

「環境のエコに気をつけて、大きく成長できるように」と意味が込められた「環境王国こまつ」による新しいブランド米。

「こまつの豊かな自然の中で育てた、農薬・化学肥料を極力使用しない、環境に優しいお米を」をコンセプトに、木場潟周辺を中心に栽培される特別栽培米のコシヒカリです。



【取組①】 農業のブランド化推進と特産品の開発
(特別栽培米や酒米の生産拡大、体験農園)

■方針

農産物のブランド化推進や特産品の開発を行い、農業の活性化に取り組みます。

■役割分担

(市 民)

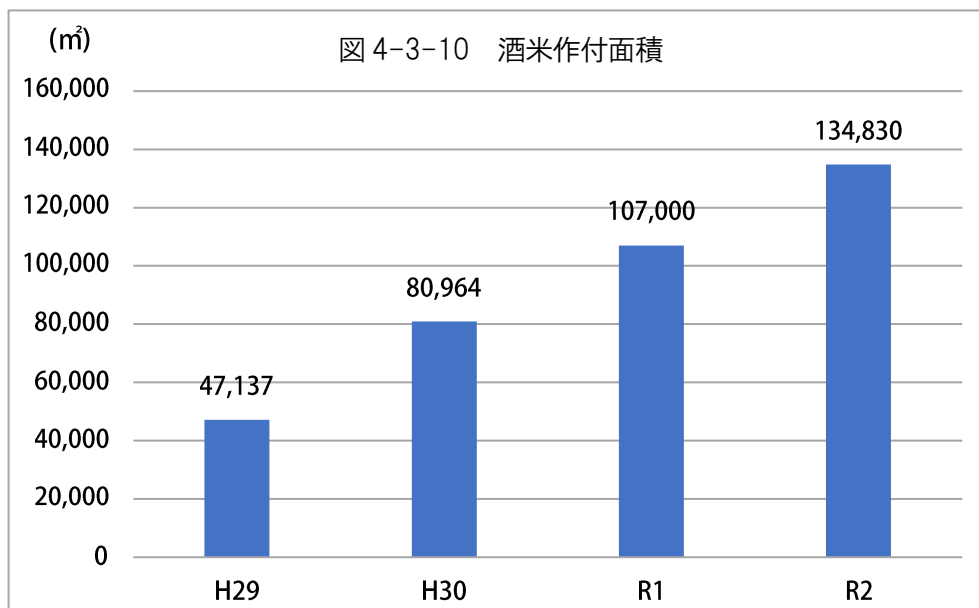
- ・里山の環境保全、地域振興、安全安心の視点から、地元産の食材や木材などを消費する地産地消^{*}に努めます。
- ・家庭における食育^{*}に努めます。

(事業者)

- ・人と環境にやさしい土づくりに取り組み、安全で安心できる農産物の提供を進めます。
- ・特別栽培米や有機栽培米など高付加価値型農業^{*}を促進します。
- ・企業や生産者、各種団体が協力して食育^{*}を進めます。

(市 役 所)

- ・市民と里山地域の交流を育む環境づくりを進めます。
- ・人と自然が共生する里山づくりを推進し、「環境王国こまつ」の魅力を広くPRします。
- ・学校給食などにおいて、地元食材の活用を進めます。
- ・農業のブランド化や特産品の開発への支援をします。



資料：農林水産課調べ



【取組②】 農作物の6次産業化の推進

■方針

限られた労働力でより付加価値の高い産業の振興のため、農作物の6次産業化を推進します。

■役割分担

(市 民)

- ・6次産業化により生産された加工品などの購入に努めます。
- ・自らの知識や経験を活かし、商工業や農業の担い手として積極的に活動します。

(事業者)

- ・農林水産物の地産地消[※]に努め、さらに6次産業化による地域ビジネスの活性化を進めます。
- ・農業の生産コストの縮減に努めます。

(市)

- ・農林水産物の地産地消[※]と6次産業化による地域ビジネスの活性化を支援します。
- ・農業者と商工業者とのマッチングによる新たな商品開発と普及啓発を行います。
- ・生産者による直販所・加工所の設置、のぼり・チラシの作成など、地産地消[※]の取組を支援します。



テーマ 4

循環型社会の形成



ごみダイエット 50%OFF（令和元年度 △19.9%）

- 循環型社会※の形成のため、全ての主体が廃棄物の 7R を意識した行動を実践する環境づくりを推進します。
- プラスチックの海洋流出や食品ロス・食品廃棄物の発生抑制や地域での有効活用を推進します。
- 災害廃棄物※への対応や公共施設等の長寿命化、有効活用に取り組みます。

【サブ目標】

- ① 一般廃棄物リサイクル率 35%（22.6%）
- ② 可燃ごみのプラスチック混入率 5%（9.6%）
- ③ コンポスト※等の補助累計 2,500 件（1,930 件）
- ④ わがまち美化ピカ隊数 300 隊（273 隊） 【再掲】

※（ ）は現況値（令和元年度実績）

(施策 1) 7R(発生回避・発生抑制・再利用・修理・改良・返却・再資源化)の推進

■現状と課題

豊かな時代といわれている今日、私たちの生活は、色々な資源の利用によって成り立ち、使い捨ての生活様式が定着した結果、家庭や工場、事業場から様々な種類の廃棄物が排出されています。

廃棄物は大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物がありますが、一般廃棄物は市町村が処理について責任をもち、産業廃棄物は排出事業者が自ら処理することが原則となっています。

環境への負荷を減らすために、地球上の限りある資源を有効に活用し、浪費を避け、最大限リサイクルを図る「循環型社会※」の形成が、今、重要な課題となっています。

本市では循環型社会※を目指し、市民の安全・安心な生活環境を保全し、多様な廃棄物を適正に処理するために、7R（Refuse：発生回避、Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Repair：修理、Reform：改良、Return：返却、Recycle：再資源化）の一層の取り組みを推進しています。

また、一般廃棄物の減量化と資源化は重要な課題であり、昭和 53 年度に全市一斉にごみ分別収集（一般ごみ・埋立ごみ・資源ごみ）を実施して以来、平成 22 年 10 月からごみ分別の区分を可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、古紙類、空缶、金物、空びん、有害ごみ、大型ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装の 11 分別 20 種類に変更し、ごみ処理作業の効率化、リサイクル率の向上を目指してきました。平成 28 年 10 月には家庭から出る可燃ごみを対象に「ごみダイエット袋（指定袋）」を導入し、指定袋を一人あたり一定量、無償配布することにより無償配布分で収めようとする事を通じて市民のごみ減量化の意識改革を図っています。

また、リサイクルの推進に関しては、芦田町、符津町、大領町、河田町の古紙リサイクルステーションでは古紙の拠点回収、向本折町のグリーンハウスはボカシ※や廃食油※利用の粉石けんの製造、またリサイクルプラザでは廃食油※によるリサイクル燃料の精製など行っております。

過去の 5 年間の一般廃棄物の年間排出量は、指定袋導入前の平成 27 年度の 34,894 t に対し、令和元年度では 32,922 t と約 5.6%減少しています。（図 4-4-1）また、可燃ごみ減量化の状況を平成 20 年度比の削減率でみると、令和元年度では 19.9%削減されています。さらに一般廃棄物のリサイクル率は、平成 27～令和元年度の 5 年間でみると、21%前後で推移しています。

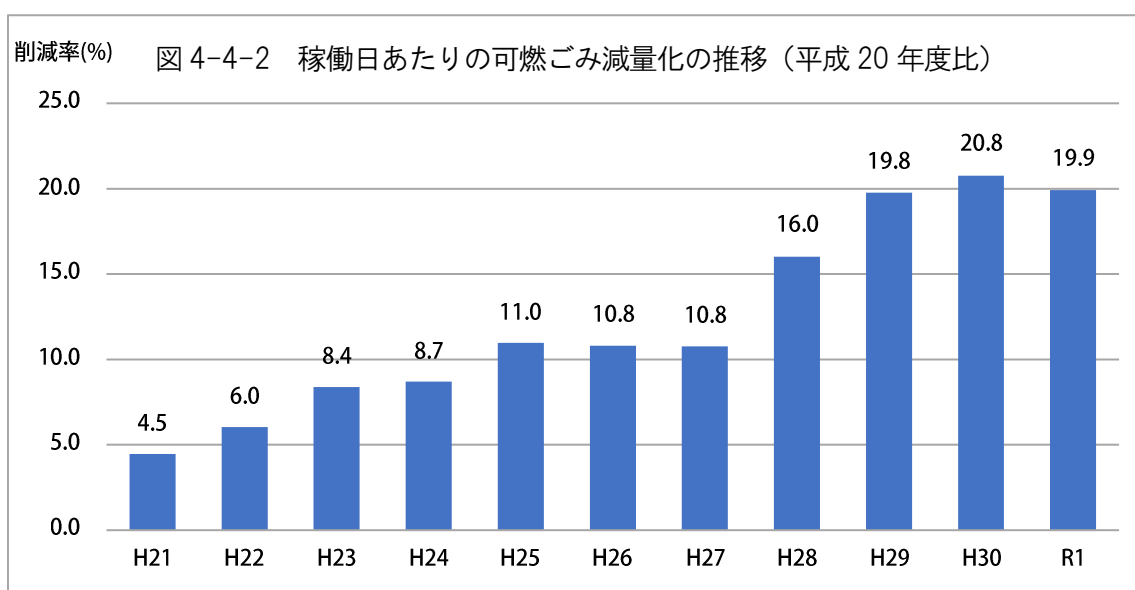
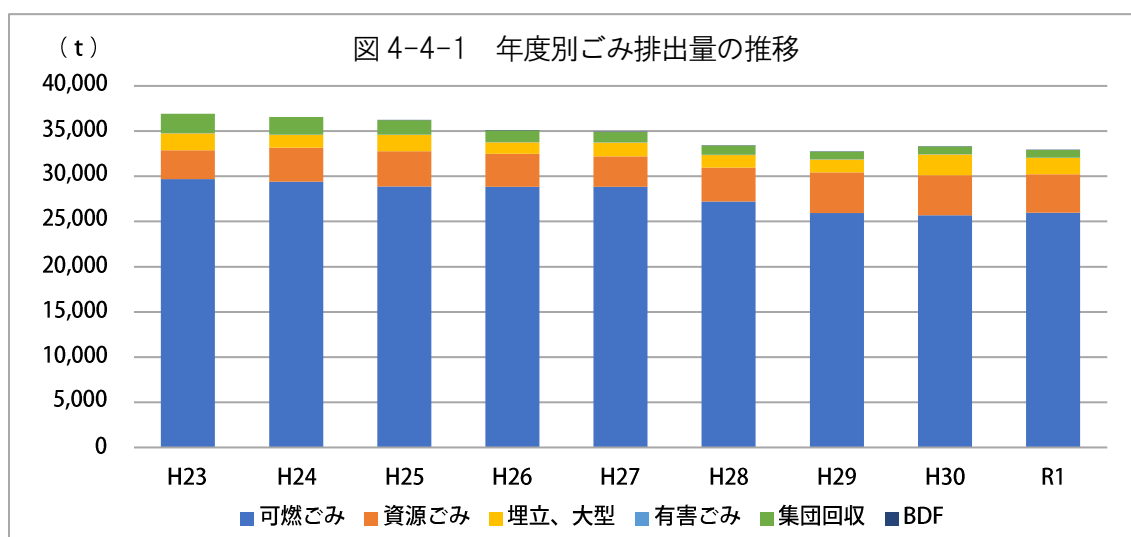
一般廃棄物の減量化と資源化は CO₂ の削減をはじめ、焼却残さの埋立量が減少し、最終処分場の延命化にもつながります。

本市では、今後も一般廃棄物の中でも大きなウェイトを占めている生ごみのたい肥化や紙類の再生利用を進めながら、これまで以上の減量化と資源化に努めていくことが求められています。

表 4-4-1 年度別ごみ排出量の推移（単位：t、平均はグラム）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人口	108,134	109,062	108,750	108,585	108,297	108,582	108,358	108,269	107,912
可燃ごみ	29,703	29,410	28,863	28,828	28,836	27,227	25,927	25,691	25,963
資源ごみ	3,194	3,762	3,896	3,650	3,375	3,733	4,496	4,424	4,261
埋立、大型	1,854	1,413	1,811	1,271	1,519	1,389	1,439	2,303	1,814
有害ごみ	51	46	44	44	41	40	35	42	41
集団回収	2,116	1,921	1,590	1,279	1,112	1,012	830	843	843
BDF			11	13	12	11	10	10	10
合計	36,918	36,552	36,213	35,086	34,894	33,412	32,738	33,311	32,932
平均（g/日・1人）	935	918	912	885	883	843	828	843	836

※平成24年度より人口に外国人を含む。



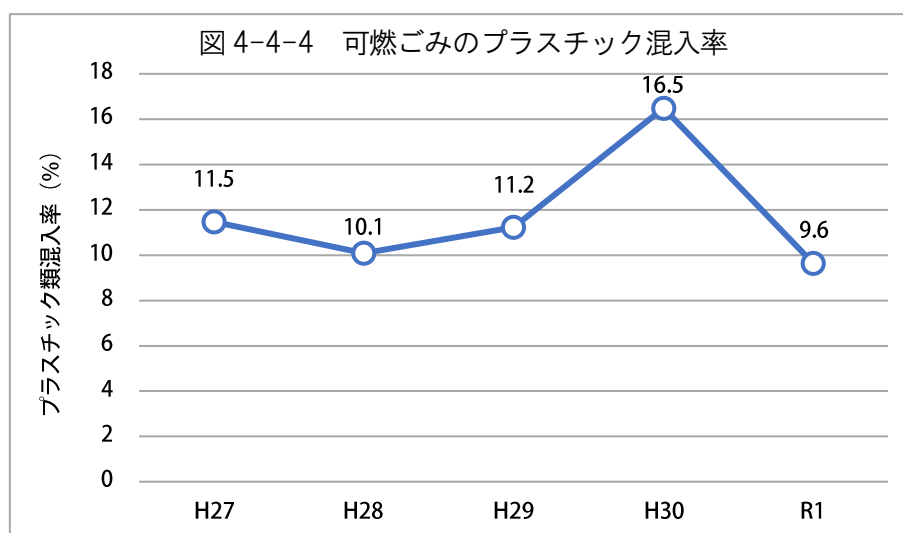
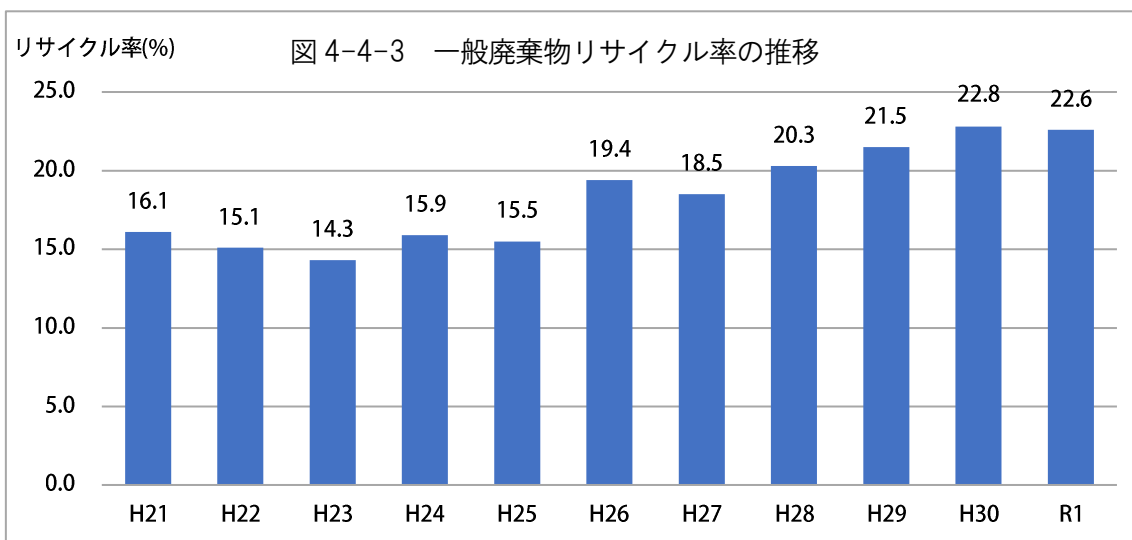


表 4-4-2 生ごみ処理機・コンポスト※補助件数の状況

年 度	生ごみ処理機	コンポスト※	計	補助件数累計
H8～20 年度	972	89	1,061	1,061
H21 年度	36	92	128	1,189
H22 年度	10	86	96	1,285
H23 年度	11	25	36	1,321
H24 年度	15	36	50	1,372
H25 年度	16	41	57	1,429
H26 年度	15	44	59	1,488
H27 年度	12	44	56	1,544
H28 年度	46	203	249	1,793
H29 年度	14	32	46	1,839
H30 年度	16	27	43	1,882
R1 年度	10	35	45	1,927

食品廃棄物と食品ロス削減

【食品廃棄物】

我が国の食品廃棄物等（食品廃棄物及び有価として扱われる物）の削減に向け、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、国、地方自治体及び事業者等による各種取り組みが進められています。

この「食品リサイクル法」に基づく事業者からの報告等を基にした食品廃棄物等の量は、平成 29 年度で約 2,550 万トンと推計されています。

【食品ロス】

食品廃棄物等のうち、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう「食品ロス」については、「SDGs」のターゲットの 1 つで、2030 年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。国の「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018 年 6 月）」でも、家庭系食品ロスを 2030 年度に 2000 年度比で半減させる目標を掲げており、2019 年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行され、食品ロスの削減を総合的に推進するとしています。日本国内における食品ロスの量は、平成 29 年度で約 612 万トンと推計されています。

地域の取り組みが国際的な目標達成に貢献することを意識し、生ごみの水切りや乾燥、消費期限切れ食品や食べ残しの発生抑制などの啓発活動に努めていく必要があります。

表 4-4-3 古紙リサイクルステーションの設置状況

回収場所			回収品目
1 号店	サービスセンターあしだ内 ／芦田町		古紙等（新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック）、 廃食油※、古着
2 号店	小松サン・アビリティーズ前 ／符津町		古紙等（新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック）、 古着
3 号店	松陽地区体育館／大領町		古紙等（新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック）、 古着
4 号店	国府地区体育館駐車場 ／河田町		古紙等（新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック）、 古着

資料：小松市HP

【取組①】 家庭・企業・地域での7R活動運動（環境教育・普及啓発や環境配慮経営※）

■方針

ごみの減量化を進めていくために、市民・事業者・市が連携して「リデュース」（ごみを減らす）、「リユース」（再使用する）、「リサイクル」（再資源化する）の3Rに「リフューズ」（不要なものは買わない）、「リペア」（修理して使う）、「リターン」（購入先に戻す）、「リフォーム」（形を変えてまた使う）の4R加えた7Rを徹底し、循環型社会※の形成を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画に関心を持ち、ごみの出し方や分別を守ります。
- ・機会を捉えて子どもたちがごみの分別やリサイクルの大切さを教えます。
- ・リサイクルステーションなどを活用し、一絞り運動や分別を徹底します。
- ・ボカシ※やコンポスト※、生ごみ処理機などを活用し、たい肥化に努めます。
- ・3バック（①紙にバック、②肩にバッグ、③土にバック）運動を推進します。
- ・3キリ（①使いキリ、②食べキリ、③水キリ）運動を推進します。
- ・不要な商品を購入しないようにして、モノを大切に長く使用し、リデュースに努めます。
- ・フリーマーケット等を活用し、リユースに努めます。
- ・電化製品や家具、玩具などが壊れても、修理できるものは修理して使い、リペアに努めます。
- ・リターナブルビン※や白色トレイ、携帯電話、ボタン電池、インクカートリッジなどは購入先へ戻し、リターンに努めます。
- ・着なくなった服などを作り直し、リフォームに努めます。

（事業者）

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画を立て、ごみの減量に努めます。
- ・マイバック（買い物袋）の持参を積極的に呼びかけます。
- ・バラ売りや量り売りを推進し、ごみの発生抑制に努めます。
- ・梱包や包装の簡素化を進め、ごみの排出抑制に努めます。
- ・リサイクルステーションの設置など、製造や販売を行った製品の回収・資源化に努めます。

（市 ）

- ・ごみ減量化への目標値や、取り組みの優先順位を明確にした具体的な行動計画を立てます。
- ・廃食用油からの粉石けん及びBDF※燃料の精製をはじめ、生ごみ処理機、コンポスト※の購入支援やボカシ※などによる堆肥の使い方教室を開催し、家庭系生ごみの減量化・資源化を促進します。
- ・古紙リサイクルステーションの活用やリサイクル品目を拡大し、家庭から発生する資源ごみの回収に努めます。
- ・循環型社会※を実感できる学習の場として「エコロジーパークこまつ」の活用を進めます。
- ・市民や各種団体、事業所のごみの減量化・資源化に関する活動支援や啓発を促す広報活動に努めます。
- ・廃プラスチックのリサイクル法制化に向けた取り組みを推進します。

【取組②】 企業や地域のリサイクルステーションの拡大

■方針

リサイクルステーションの拡充によるごみの減量化に取り組めます。

■役割分担

(市 民)

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画に関心を持ち、ごみの出し方や分別を守ります。
- ・リサイクルステーションなどを活用し、一絞り運動や分別を徹底します。
- ・ボカシ※やコンポスト※、生ごみ処理機などを活用し、たい肥化に努めます。
- ・3 バック（①紙にバック、②肩にバッグ、③土にバック）運動を推進します。

(事業者)

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画を立て、ごみの減量に努めます。
- ・リサイクルステーションの設置など、製造や販売を行った製品の回収・資源化に努めます。

(市)

- ・ごみ減量化への目標値や、取り組みの優先順位を明確にした具体的な行動計画を立てます。
- ・古紙リサイクルステーションの活用やリサイクル品目を拡大し、家庭から発生する資源ごみの回収に努めます。
- ・市民や各種団体、事業所のごみの減量化・資源化に関する活動支援や啓発を促す広報活動に努めます。

【取組③】 使い捨てプラスチックの削減・分別の徹底（容器包装のリユース・リサイクル）

■方針

使い捨てプラスチックの削減・分別の徹底を行い、循環型社会※の形成を進めます。

■役割分担

（市 民）

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画に関心を持ち、ごみの出し方や分別を守ります。
- ・リサイクルステーションなどを活用し、分別を徹底します。
- ・マイバッグを日常的に持ち歩き、不要・過剰な包装は積極的に断ります。
- ・詰め替え品（リターナブル等）やリサイクル品などを購入するように努めます。
- ・白色トレイなどは購入先へ戻し、リターンに努めます。
- ・フリーマーケットなどを利用し、不要品を他の人へ譲ります。

（事業者）

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画を立て、ごみの減量に努めます。
- ・マイバック（買い物袋）の持参を積極的に呼びかけます。
- ・梱包や包装の簡素化を進め、ごみの排出抑制に努めます。
- ・リサイクルステーションの設置など、製造や販売を行った製品の回収・資源化に努めます。
- ・白色トレイなどのリサイクル可能なものの店頭回収を実施します。
- ・可能な限り、非石油系の容器包装を使用します。
- ・中古品市場に関するビジネスや活動に、社会的課題の解決の観点からも積極的に取り組みます。
- ・長期使用可能な商品の開発や販売を行います。
- ・資源の分別排出や回収を推進します。
- ・エコマーク商品や再生資源・材料などの使用を促進するなど、環境に配慮したグリーン購入※に取り組みます。

（市）

- ・ごみ減量化への目標値や、取り組みの優先順位を明確にした具体的な行動計画を立てます。
- ・市民や各種団体、事業所のごみの減量化・資源化に関する活動支援や啓発を促す広報活動に努めます。
- ・繰り返し使うことのできるリターナブル容器の利用を促進します。
- ・集団回収など資源化活動をしている市民団体などに対する支援を行います。
- ・分別の徹底を図るため、わかりやすいパンフレットの作成などごみを適正に排出しやすい環境づくりを行います。
- ・廃プラスチックのリサイクル法制化に向けた取り組みを推進します。

【取組④】 食品ロス・食品廃棄物への対応
(フードドライブ※・フードバンク※の支援と拠点設置)

■方針

フードドライブ※・フードバンク※を活用し、食品ロスや食品廃棄物を削減し、廃棄となるものはたい肥化等を行い、資源の循環を図ります。

■役割分担

(市 民)

- ・ 買い物に出かける前に食材の在庫を確認し、買いすぎに注意します。
- ・ 食材は使い切り、食べきれ的分だけを作り、調理されたものは食べきります。
- ・ 食品ロス削減のための意識啓発活動や、フードドライブ※活動に参加・協力します。
- ・ 廃食用油からのバイオディーゼル燃料※づくり、フードドライブ※への寄付やフードシェアリング※などの 7R 活動に対し関心をもち、積極的に協力します。

(事業者)

- ・ 食品ロス問題への理解を深め、過剰生産の防止や生産・流通・販売過程でのロス防止等に取り組めます。
- ・ 食品のばら売りや量り売りなど消費者が必要とする量の提供に努めます。
- ・ 売れ残った食材は割引価格で提供したり、フードシェアリング※活動、フードバンク※等へ提供するなど食品ロスの削減に努めます。

(市)

- ・ 食品ロス削減計画を策定し、計画に基づき市民や事業者と協働して食品ロスの取り組みを推進します。
- ・ 幼児や小学生に向けた環境学習を通じて食品ロス削減のための普及啓発活動を行います。
- ・ 事業者と協働して、フードシェアリング※連携事業を推進します。
- ・ フードドライブ※、フードバンク※などの活動団体との連携を図ります。
- ・ 会社、学校、町内会などに家庭で不要となった食品を集める窓口の設置を推進します。
- ・ 食品廃棄物のたい肥化による資源循環※を図るため、生ごみ処理機等の利用促進を推進します。
- ・ 食品残さのたい肥化に取り組む企業との連携を図ります。

（施策 2）廃棄物の適正処理

■現状と課題

工場や事業場など事業活動に伴って生ずる廃棄物である産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理することが原則となっており、事業場において、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rの取り組みを独自に推進するとともに、適正処理や廃棄物のゼロエミッション*に積極的に取り組むことが求められています。

石川県では、県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で製造された再生品のうち、一定の基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」として認定し、積極的な利用を呼び掛けています。本市からはこれまでに2件の製品が認定されています。（表4-4-4）

小松市では山林や海岸への不法投棄が一向に後を絶ちません。そこで、石川県産業廃棄物不法投棄連絡員制度により、小松市廃棄物減量等推進員設置要綱を制定し、小松市廃棄物減量等推進員（通称：リサイクルリーダー）による不法投棄パトロール、小松郵便局との協定に基づく郵便配達員による不法投棄パトロールの実施や、町内会・各町婦人会等の協力によるごみ出しマナー研修会を開催し、分別排出マナーやごみ減量化の啓発活動を行うなど、不法投棄やごみ出しマナーに対する対応が求められています。（表4-4-5）

表4-4-4 石川県リサイクル認定製品（小松市関係分）

製品名	分類	再生資源	用途など
エコ木柵	廃木材・間伐材※・小径材などを使用した木製品	間伐材※を製材した時に発生する、はね材、木端板など	木柵、クロマツ植栽時の垣、立ち入り禁止柵など
粒瓦	舗装材	不良瓦	散策路、遊歩道、多目的広場、農道、中央分離帯庭園（ガーデニング素材）、防犯砂利など

資料：石川県リサイクル認定品一覧（石川県HP）

石川県エコ・リサイクル製品認定マーク

申請製品は、学識経験者等から構成される認定審査委員会で「石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱」に規定する認定基準に基づき審査します。

石川県エコ・リサイクル認定製品



表 4-4-5 不法投棄年度別件数

年度	件数
H23	96
H24	89
H25	76
H26	90
H27	70
H28	50
H29	40
H30	57
R1	83

【取組①】 ぼい捨てゼロ・マナーアップ運動の推進

■方針

廃棄物が適正に処理されるよう、ぼい捨てゼロやマナーアップ運動、野焼きの防止活動を推進します。

■役割分担

（市 民）

- ・ ごみのぼい捨ては行いません。
- ・ ごみ出しのルールやマナーを守り、廃棄物の円滑な処分に協力します。
- ・ 発生ごみを基準外の焼却炉で燃やすことや野焼きは行いません。
- ・ 地域や団体、市が主催する美化活動などに積極的に参加します。

（事業者）

- ・ 法令遵守に努め、産業廃棄物の適正処理を行います。
- ・ 資源の分別排出・回収を推進します。
- ・ 発生したごみは分別を徹底し、再利用できるものは再利用します。
- ・ 白色トレイなどのリサイクル可能なものの店頭回収を実施します。
- ・ 地域や団体、市が主催する美化活動などに積極的に参加します。
- ・ 事業系の一般廃棄物について、適切に排出します。
- ・ 発生ごみを基準外の焼却炉で燃やすことや野焼きは行いません。
- ・ 環境美化運動への関心や理解を高め、ごみのぼい捨て防止を図ります。

（市 ）

- ・ 環境美化運動への関心や理解を高め、ごみのぼい捨て防止を図ります。
- ・ 関係機関と連携して、発生ごみを基準外の焼却炉で燃やすことや野焼きの防止を図ります。
- ・ ぼい捨て禁止啓発活動、啓発看板の設置や配布を行います。

【取組②】 不法投棄の防止

■方針

不法投棄の防止に取り組み、廃棄物の適正な処分に努めます。

■役割分担

(市 民)

- ・産業廃棄物の適正処理について関心を持ち、廃棄物の不法投棄の監視に協力します。
- ・不法投棄に関する意識を高め、監視・通報等に協力します。
- ・地域や団体、市が主催する美化活動などに積極的に参加します。
- ・土地の適正な管理を行い、不法投棄の未然防止を図ります。
- ・発生ごみを基準外の焼却炉で燃やすことや野焼きは行いません。

(事業者)

- ・法令遵守に努め、産業廃棄物の適正処理を行います。
- ・処理困難な物質や有害物質をできるだけ含まない製品を作ります。
- ・不法投棄を行いません。
- ・資源の分別排出・回収を推進します。
- ・発生したごみは分別を徹底し、再利用できるものは再利用します。
- ・リターナブルビン[※]や白色トレイ、携帯電話、ボタン電池、インクカートリッジなどのリサイクル可能なものの店頭回収を実施します。
- ・地域や団体、市が主催する美化活動などに積極的に参加します。
- ・事業系の一般廃棄物について、適切に排出します。
- ・土地の適正な管理を行い、不法投棄の未然防止を図ります。
- ・発生ごみを基準外の焼却炉で燃やすことや野焼きは行いません。

(市)

- ・廃棄物の発生抑制と適正処理について、啓発と指導に努めます。
- ・市民や関係機関との連携により、不法投棄の監視を行います。
- ・不法投棄禁止などの啓発看板の設置を推進します。
- ・関係機関と連携して、発生ごみを基準外の焼却炉で燃やすことや野焼きの防止を図ります。

【取組③】 災害に伴って発生する廃棄物への対応

■方針

災害廃棄物※の適正かつ迅速な処理に努めます。

■役割分担

（市 民）

- ・ 平常時から、ごみの分別徹底を行い災害にも分別を行えるようにします。
- ・ 災害で発生したごみの分別に努め、本市が行う災害廃棄物※の円滑な処理に協力します。
- ・ ごみの野焼き、便乗ごみ※の排出及び指定場所以外の排出は行わず、本市が指定した方法を守り、集積場所の衛生確保に協力します。

（事業者）

- ・ 被災した事業所から排出される廃棄物は、事業者の責任において適正処理に努めます。
- ・ 本市と協定を締結している事業者に関しては、協定に基づき、必要な資機材や人員の提供など、災害廃棄物※処理等に協力します。

（市 ）

- ・ 発災前においては、発災時に備え迅速かつ円滑な災害廃棄物※処理が行えるよう体制を整備します。
- ・ 発災時においては、災害廃棄物等処理計画に基づき、災害廃棄物※の処理等を行います。



小松市職員が派遣された災害廃棄物※仮置き場の状況（長野県佐久市）

（施策 3）公共施設等の適正な維持管理と有効活用**■現状と課題**

本市は、平成 26 年 3 月末現在で 282 施設、総延べ床面積約 46.4 万㎡の公共建築物を保有し、その内訳は、学校が約 18.6 万㎡（約 40%）、次いで、スポーツ・レクリエーション施設が約 6.1 万㎡（約 19%）、市営住宅が約 4.6 万㎡（約 10%）、医療施設が約 3.3 万㎡（約 7%）、集会施設が約 2.6 万㎡（約 6%）、文化施設が約 2.0 万㎡（約 4%）、庁舎等約 1.7 万㎡（約 4%）となっていました。

平成 28 年度に公共建築物をより良質な資産として後世に継承するため、公共施設マネジメント計画を策定し、18 施設（床面積 10,442 ㎡）を廃止、民営化、集約しました。

平成 26 年度以降に新たに建設された公共建築物を加えた結果、令和 2 年 3 月末現在で、285 施設、総延べ床面積約 46.4 万㎡の公共施設を有しており、引き続き公共施設の長寿命化や有効活用などが求められています。

【取組①】 公共施設の長寿命化・新たな環境マネジメントシステム※を推進

■方針

市の業務・事業における新たな環境マネジメントシステム※を導入し、モニタリングにより不具合を早期発見し、公共施設の予防保全に努めることで、長寿命化を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・施設に異常や不具合などがあった場合、市に報告します。
- ・施設の清掃活動などを行います。

（事業者）

- ・施設に異常や不具合などがあった場合、市に報告します。
- ・施設を維持・更新するのに必要なコストに対する使用者又は利用者の負担という観点を踏まえ、使用料等を見直しします。
- ・NPO やボランティア団体、町内会をはじめとする地域団体などの協働・連携します。

（市 ）

- ・存続する施設については、計画的な保全により長寿命化を図るとともに効率的・効果的な維持管理手法等を導入することで、維持管理コストの縮減と平準化を図ります。
- ・新設や改築、大規模改修する場合においては、環境負荷※が少ない施設整備やライフサイクルコスト※を意識した整備を実施します。
- ・点検・診断結果等の情報をもとに、施設の健全性や果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位を明確にします。
- ・個別施設の長寿命化を踏まえた最適な維持管理に関する計画を策定し、これに基づく戦略的な維持管理・更新等を推進し、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。
- ・新たな環境マネジメントシステム※を導入し、継続的に実施していきます。

【取組②】 遊休施設※や旧ごみ焼却施設の有効活用

■方針

民間等への売却や貸付などにより遊休施設※又は施設跡地の有効活用を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・有効活用された施設を利用します。

（事業者）

- ・施設や跡地の活用方法を検討します。

（市 ）

- ・施設情報を公開します。
- ・ごみ焼却施設の跡地に、ストックヤード等の設置など活用を検討します。

テーマ 5

美しく快適な生活環境



フローラルパートナー3,000 団体・個人（令和元年度 1,475 団体・個人）

- 安全で良好な生活環境の確保のため、大気や水環境など良好な環境の維持、改善、環境悪化の未然防止に取り組みます。
- 花や緑を介して、環境に関する情報発信や学習機会を作り、市民や事業者と一体となって、住み慣れた美しい地域を守り育てる文化を広めます
- 災害や感染症など非常時の対応を推進します。

【サブ目標】

- ① 環境王国こまつ交流人口※75 万人（64 万人） 【再掲】
- ② 里山・里海※拠点施設指定数 20 施設（16 施設）
- ③ SDGs 出前講座（累計） 200 件（一） 【再掲】
- ④ 海浜エリア植林数 10,000 本（5,900 本）

※（ ）は現況値（令和元年度実績）

（施策 1）安全・快適な地域の生活環境を保全

■現状と課題

【生活排水】

本市の下水道、コミュニティプラント※、農業集落排水施設※、合併処理浄化槽※を含めた汚水処理普及率は年々増加し、令和元年度で 91.0%となっていますが、石川県平均を下回っています。

（表 4-5-1）、（図 4-5-1）

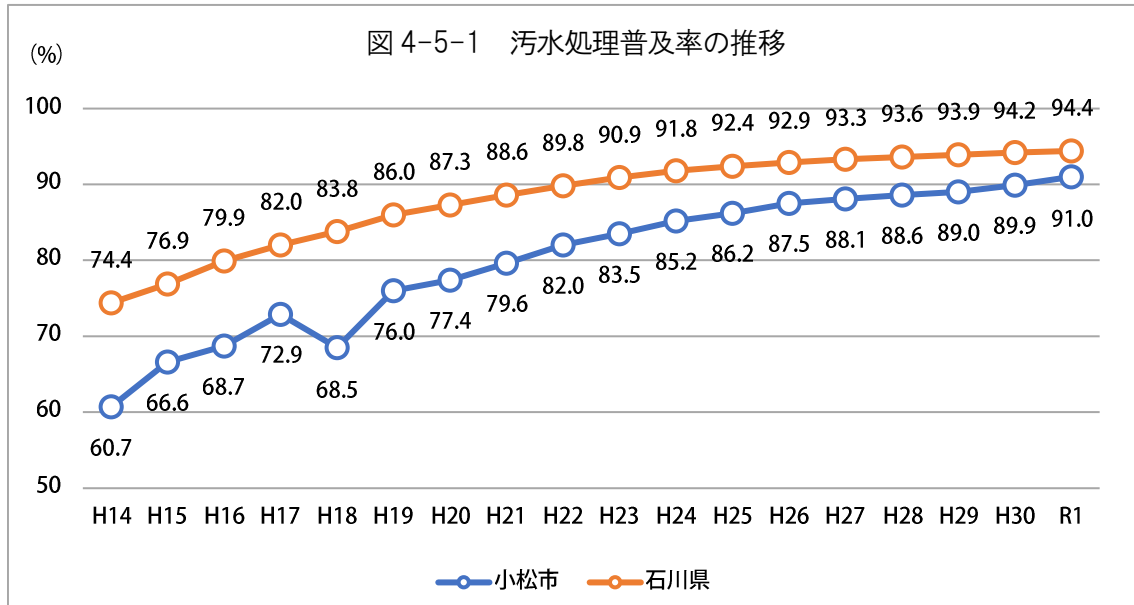
処理施設別生活排水の排出状況を見ると、令和元年度では下水道が 63.1%、合併処理浄化槽※が 10.5%、農業集落排水施設※が 5.7%となっていますが、一方、非水洗化は市全体で 20.7%（22,355 人）を占め、木場潟流域では約 2 割となっています。（図 4-5-2）

生活排水対策では、日常から一人ひとりの水環境を守るための心がけが重要です。木場潟や市内の河川の水質保全、生活環境の改善のためには、市民に対して生活排水の適正な処理を啓発するとともに、汚水処理普及率および接続率ともに 100%の早期実現を目指した各種施策や取り組みを積極的に推進していく必要があります。

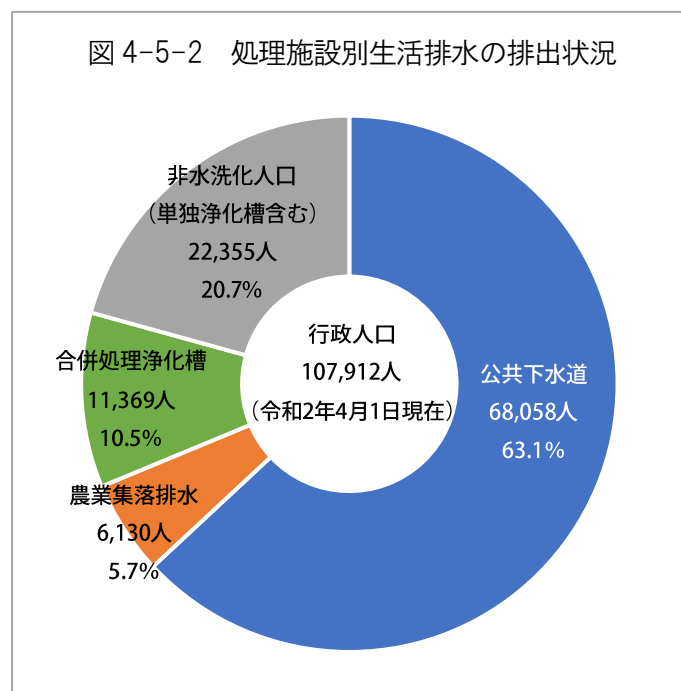
表 4-5-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	石川県
	公共下水道		小松市
コミュニティプラント※			小松市（H25 終了）
合併処理浄化槽※			個人等
農業集落排水施設※			小松市
単独処理浄化槽		し尿	個人等
し尿処理施設		し尿及び浄化槽汚泥	小松加賀環境衛生事務組合

資料：令和元年度 小松市の環境（小松市）



資料：汚水処理施設整備状況（石川県）



資料：小松市上下水道建設課調べ

【大気環境】

高度経済成長期の急速な産業の発展に伴い生じた大気汚染や水質汚濁などの公害問題は、現在ではほぼ終息していますが、光化学オキシダント※による大気汚染や自動車の騒音、振動、化学物質※による環境汚染や都市部における景観問題など、身近な生活環境に関して解決・改善すべき問題は継続しています。

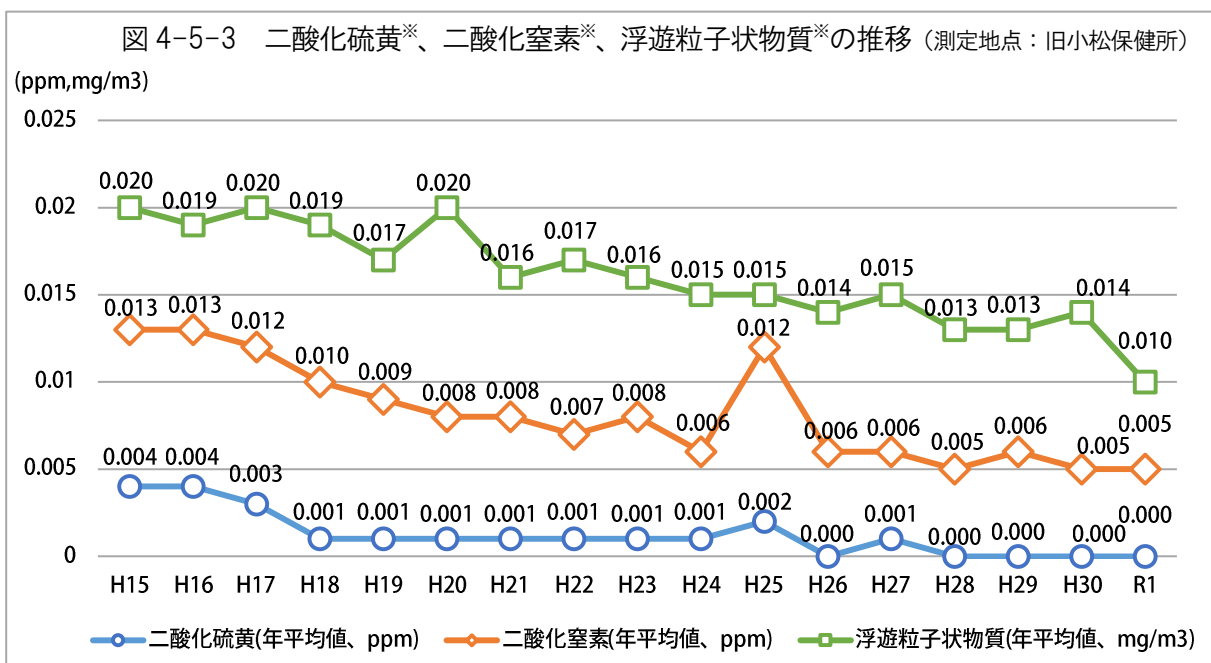
本市の大気環境については、昭和 46 年から小松市園町地内（旧小松保健所跡地）において、大気汚染防止法に基づく常時監視※が行われています。なお、大気汚染防止法に基づく規制対象工場・事業所については、石川県が法令に基づく届出の審査を行っており、施設の維持管理の徹底及びばい煙※排出状況については、県と小松市が指導しています。

小松測定局における二酸化硫黄※及び二酸化窒素※、浮遊粒子状物質※については、全ての項目で環境基準※を達成しています。（図 4-5-3）

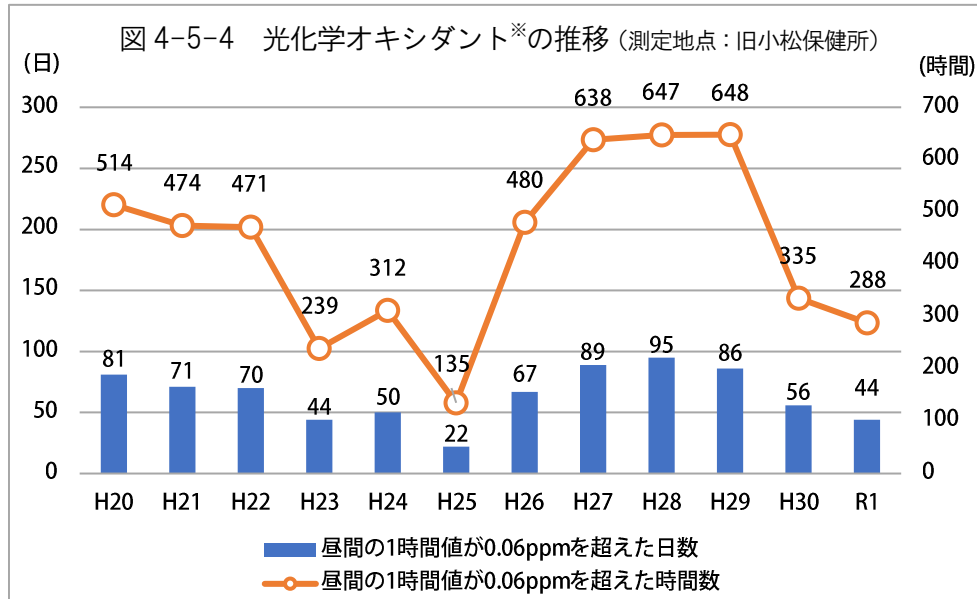
しかし、光化学オキシダント※は、全国的な傾向と同様に環境基準※を達成できていませんが、「光化学オキシダント注意報」などの緊急時の措置を講ずるまでには至っていません。（図 4-5-4）

また、微小粒子状物質※は平成 24 年度から測定が開始され、平成 26 年度から環境基準※を達成しています。（図 4-5-5）

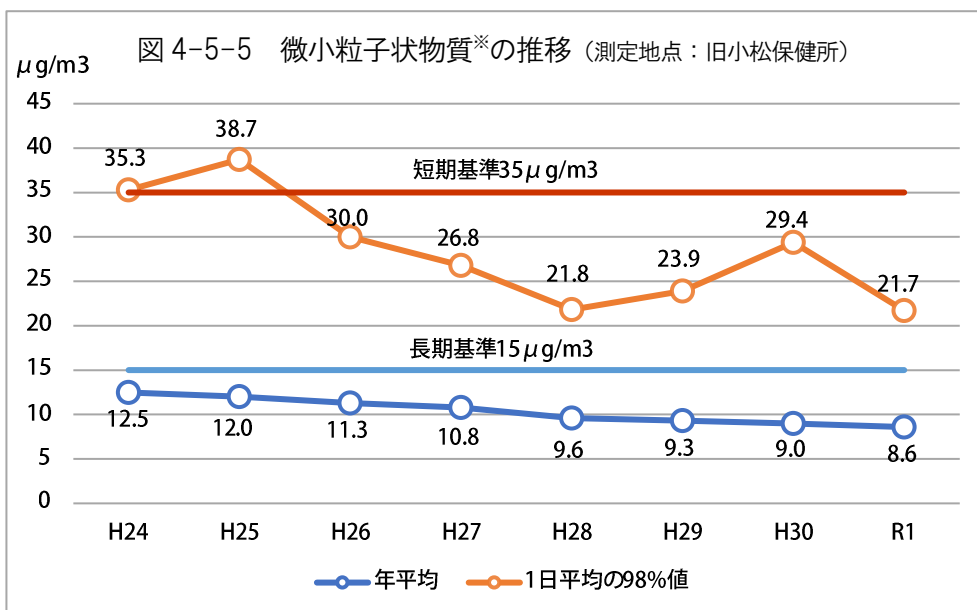
本市では、今後も大気環境の維持に努めていきます。



資料：令和元年度環境大気調査報告書（石川県）



資料：令和元年度環境大気調査報告書（石川県）



長期基準…1年平均値が15μg/m³以下

短期基準…1日平均値の年間98%値が35μg/m³以下

資料：石川県の大気環境状況

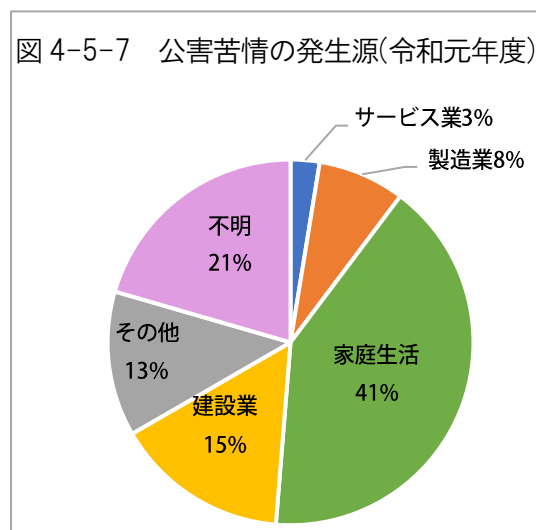
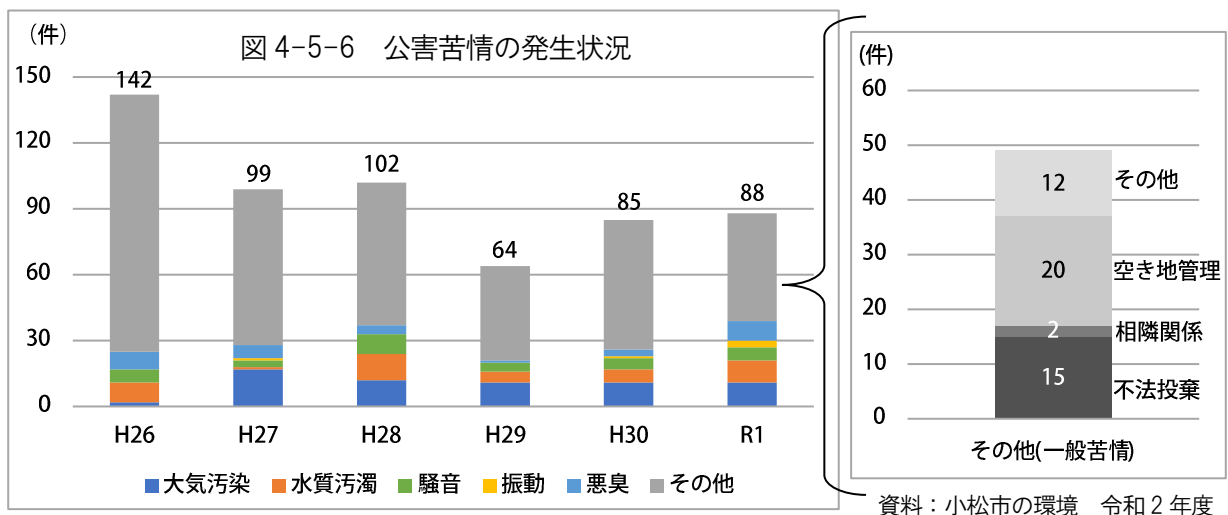
【騒音・振動・悪臭等】

令和元年度に寄せられた公害苦情は 88 件で、そのうち約 4 割が典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）でした。その他では「空き地管理」等の生活型の苦情が増えてきています。（図 4-5-6）発生源別に見た苦情件数では、「家庭生活」の苦情が 41%と最も多くなっています。（図 4-5-7）

これは、住工混在地域※の人口増加、新興住宅地での地縁的結合の希薄化、個人の権利意識の高揚等を背景に従来近隣関係としてトラブルにならなかった問題が顕在化したものと考えられます。これらの問題に関しては、原因者に対する説得を中心として、申立者の被害感情の軽減や両者の人間関係の改善などを図りながら、適切な紛争解決の方法を根気強く模索しているのが現状です。

また、公害発生の未然防止のため、小松市公害防止条例に基づく工場新（増）設届出書の提出時において、内容を審査し事前に指導を行っています。さらに、市内の中小企業等への公害防止対策の助成措置として、小松市環境保全施設整備資金融資制度を設けています。

今後も良好な生活環境を保全するために、騒音・振動・悪臭などの公害について監視していくことが求められています。



【有害化学物質】

私たちの身の回りには金属や化学物質※から作られたさまざまな製品があり、これらは現代の快適で便利な生活になくはならないものとなっています。しかし、これまでに製造された化学物質※の中には PCB※や DDT※、フロン※などのように大気や水、食品などの汚染が心配されるものも明らかになってきました。

強い毒性をもち催奇形性があるといわれるダイオキシン類※は主にごみの焼却に伴って発生します。令和元年度の調査結果では、大気、水質、底質及び地下水については、全ての項目で環境基準※以下となっています。（表 4-5-2）

また、人の健康や生活環境に被害をもたらすおそれのある化学物質※の環境への排出に関する情報を把握し、集計、公表する制度として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」が平成 13 年度にスタートしました。P R T R法は、一定量以上の対象化学物質を取り扱う事業者は排出量（大気、公共用水域※などへの排出量）と移動量（下水道への移動量と廃棄物としての移動量）を国に報告し、国はそれらの集計結果と併せて家庭や農地、自動車などから排出された対象化学物質の推計結果を公表することになっています。本市における平成 30 年度の届出事業所は 46 事業所です。今後も日常生活における有害化学物質について監視していくことが求められています。

表 4-5-2 ダイオキシン類※の環境調査結果（令和元年度）

区分		調査結果		環境基準※	単位	備考 (調査地点)
		m/n	最大値			
大気	一般環境	0/2	0.011	0.6	pg-TEQ/m ³	園町
水質	河川	0/2	0.47	1	pg-TEQ/L	石田橋、浮柳新橋
	湖沼	0/1	0.36			木場潟中央
底質	河川	0/2	45	150	pg-TEQ/g	石田橋、浮柳新橋
	湖沼	0/1	0.56			木場潟中央
地下水		0/1	0.025	1	pg-TEQ/L	園町

m：環境基準※に適合しない検体数 n：調査検体数

資料：令和元年度 ダイオキシン類※環境調査報告書（石川県）

【取組①】 車からの環境負荷※軽減や生活排水対策の推進

■方針

エコドライブに努め環境負荷※を軽減し、生活排水に関する情報発信や啓発活動を行い、水質の改善を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・エコドライブの徹底や電動車（xEV）※の選択を検討します。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通や自転車の利用に努めます。
- ・防虫剤や洗剤などに含まれる有害化学物質に対して関心を持ちます。
- ・下水道への接続や合併処理浄化槽※の設置などに努めます。
- ・環境に負荷のかかる洗剤や油を流さないように努めます。
- ・生活排水対策学習会などに参加します。

（事業者）

- ・物流・配送の効率化を図り、自動車利用の低減に努めます。
- ・エコドライブの徹底や電動車（xEV）※の選択を検討します。
- ・有害化学物質の使用抑制や適正な廃棄物処理を行います。
- ・法令等を遵守し、事業活動における排水を適正に処理します。

（市 ）

- ・エコドライブや低公害車※の普及・啓発を進めます。
- ・公用車の導入の際は、電動車（xEV）※を選びます。
- ・国、県等と連携して、有害化学物質の使用抑制や適正管理の指導を行います。
- ・下水道整備を推進するとともに、接続率向上の促進に努めます。
- ・合併処理浄化槽※のPR と普及に努めます。
- ・生活排水対策に関する正しい知識を提供します。
- ・生活排水対策学習会を開催します。
- ・自転車が走りやすい環境づくりを行い、自転車等の利用促進に努めます。



【取組②】 騒音・振動など環境監視※や発生源対策を徹底

■方針

良好な生活環境を保全するために騒音・振動・悪臭の発生源対策を強化し、抑制に努めます。

■役割分担

(市 民)

- ・近隣などに迷惑な騒音・振動・悪臭を出さないように努めます。

(事業者)

- ・法令等を遵守し、騒音・振動・悪臭の発生防止に取り組みます。

(市)

- ・騒音・振動などの監視を行います。
- ・市民や事業者に対する啓発・指導を徹底していきます。
- ・航空機騒音の実態把握のため、引き続き航空機騒音調査を実施します。
- ・北陸新幹線の延伸開業に伴う騒音・振動などの環境影響把握に努めます。
- ・住宅防音工事、学校などの障害防止工事、移転補償などの事業を推進します。
- ・市内の中小企業等への公害防止対策の支援を行います。
- ・大気の監視を行うとともに、市民や事業者への啓発・指導を行います。
- ・工場・事業場に対して法令等に基づく、規制・指導を徹底していきます。
- ・市内の中小企業等への公害防止対策の支援を行います。



（施策 2）環境を知り・学ぶ地域学習を推進

■現状と課題

現在、地球温暖化※など環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって、緊急かつ重要な課題となっています。豊かな環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会※を構築することが大切です。そのためには、市民が様々な機会を通して環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが大切です。特に、21 世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義があります。

平成 16 年 8 月、第 1 次こまつ環境プランの実現を目的に市民、事業者、市が連携して様々なエコ活動を推進するための「こまつ環境パートナーシップ※」が設立されました。

「こまつ環境パートナーシップ※」では、“今、私たちができること”を考え、具体的に実践していくプロジェクトチームにより様々な活動を通して環境教育と環境保全に取り組んでおり、今後も進めていきます。

持続可能な社会※を実現するためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、人と環境とのかわりについて理解と認識を深めることが大切です。

そのため未来を担う子供たちに対する環境教育や、大人を対象とした環境出前講座など各種の環境学習の機会を充実するとともに、市民の環境意識の啓発を図ってきました。（表 4-5-3）

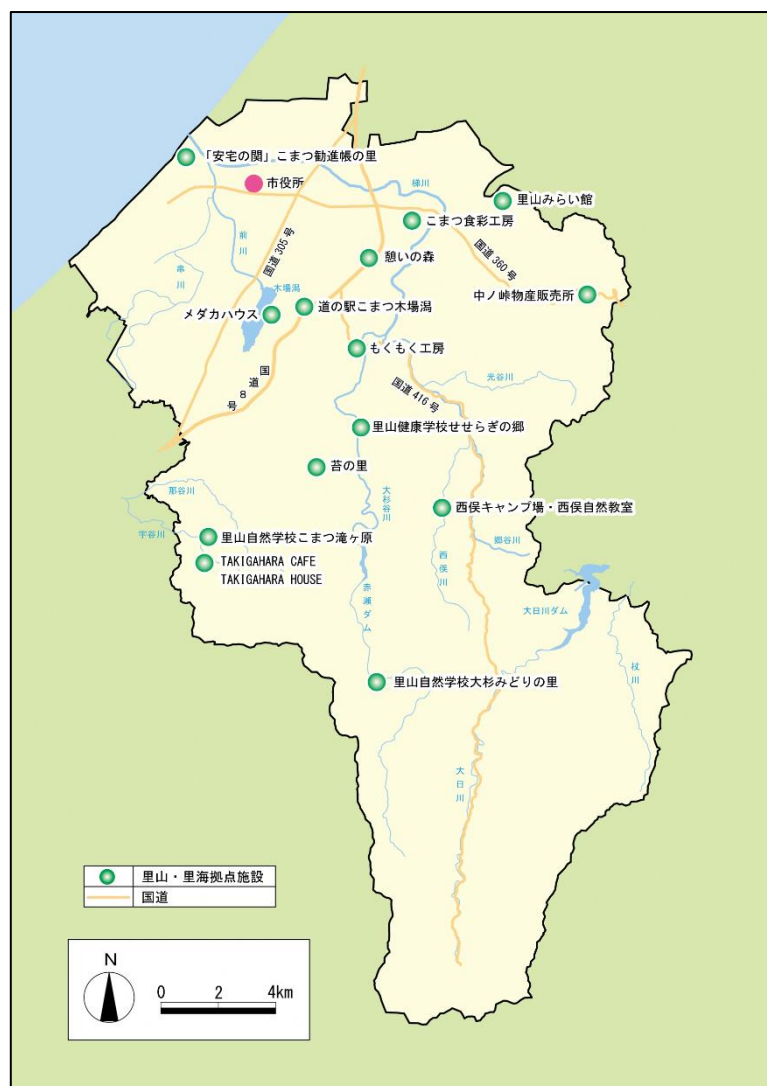
また、県では、積極的に環境保全活動に取り組んでいる県内の学校を、「いしかわ学校版環境 ISO 認定校」として認定しています。本市では市内小中学校 33 校全ての学校が認定を受け、環境教育の一環として、児童・生徒が省エネ、ごみの減量化、ビオトープ※づくりなどを通して、環境にやさしい学校づくりを実践しています。

家庭や学校、地域、事業所などあらゆる場で環境教育・環境学習を実施することで本市の環境を守る力を育むことが大切です。

豊かな自然環境を背景にした環境教育・環境学習が学校、地域などで盛んに取り組まれています。こうした活動のほか、行政、大学、研究所等による環境モニタリング※などにより、多くの環境情報や知恵・知識が蓄積されています。

しかしながら、これらの環境情報の多くはそれぞれの主体が個別に保有しており、共有されていない状態にあります。環境情報を集積・共有し、環境研究や環境教育・環境学習などに地域全体で活用していくとともに、新たな知的資産として生み出す仕組みをつくっていくことが課題となっています。

里山・里海※拠点施設（令和元年度末現在）



- 1 里山自然学校こまつ滝ヶ原
- 2 里山自然学校大杉みどりの里
- 3 里山健康学校せせらぎの郷
- 4 西俣自然教室
- 5 西俣キャンプ場
- 6 「安宅の関」こまつ勸進帳の里
- 7 道の駅こまつ木場潟
- 8 メダカハウス
- 9 苔の里
- 10 もくもく工房
- 11 中ノ峠物産販売所
- 12 憩いの森
- 13 こまつ食彩工房
- 14 TAKIGAHARA CAFE
- 15 TAKIGAHARA HOUSE
- 16 里山みらい館

表 4-5-3 SDGs 出前講座（環境出前講座） 講座内容

テーマ	内容
これからの地球と子供たちへ	地球温暖化※や地球環境全般の現状と私たちにできることを考えます。 地球エコ活動や CO ₂ 削減なども考えます。
次の世代にきれいな水を	家庭の排水をきれいにして自然に帰すには……。 美しい木場潟や河川を再生する取り組みも紹介します。
子供たちのひとみが輝いた	日本一のエコスクールを目指して。 学校での環境教育、エコ活動の取り組みを紹介します。
ふるさとの貴重な自然を探そう	私たちのふるさとの自然や樹木、植物、動物などを一緒に探索します。
エコクッキング※を楽しもう	台所から地球環境を考えよう。 自然の恵みに感謝しながら、ごみを出さない料理方法を学びます。 （会場使用料、材料代は実費となります。）
人と自然が共に生きる森、 共生の森を考えよう	人が上手に自然とかかわりあってきたことの大切さを知って、生き物の豊かな 里山を思いっきり体感しよう。
ふるさとの川を知ろう	梯川をはじめ、市内の河川を紹介します。 どんな植物や魚が生きているのかな……。
郷谷川に棲む魚たち	郷谷川水域（本流と支流）における魚の生息場所や種類を学ぶことができます。
ごみ減量・ダイエツト大作戦	ごみの分別やリサイクルの状況を分かりやすく紹介します。 また、生ごみなどの減量について、楽しく実践できる方法を紹介します。
こまつ環境大百科	小松市の環境（自然・水質・環境保全・ごみの排出量など）やこまつ環境プラン、こまつ環境パートナーシップ※の取り組みなどを紹介します。

資料：小松市HPより

第4章 第3次こまつ環境プランの施策の展開



夏の親子水棲生物調査
(大杉谷川をよみがえらせる会)



稚鮎体験放流
(大杉谷川漁業協同組合)



木場潟ホテル観察
(木場潟公園協会)



前川・石橋川生物、水質調査
(前川リバーパーク推進協議会)

【取組①】 里山自然学校などでの塾活動を推進

■方針

里山自然学校などでの塾活動を推進し、環境に対する理解を深めます。

■役割分担

(市 民)

- ・環境調査への関心を持ち、自然体験学習会、講習会などに参加します。

(事業者)

- ・従業員等への環境に関する研修や見学会等を行い、環境保全の意識向上と知識を高めます。
- ・環境保全に関わる人材を育成します。

(市)

- ・市民や事業者を対象にした環境教育、環境学習の機会を積極的に提供し、環境保全の啓発・普及を進めます。
- ・環境教育に使用する教材の充実に努め、小・中学生の環境教育・環境学習の充実に進めます。
- ・SDGs 教育の実践を進めます。



【取組②】 子どもたちへの環境教育を推進（施設見学や自然体験学習、副読本の制作）

■方針

家庭や地域と連携を図り、子どもたちの身近な環境に対する理解と親しみを深めるために、子どもたちへの環境教育を推進します。

■役割分担

（市 民）

- ・子どもたちが自然環境の中に出かけたり、遊んだりすることを奨励し、自然環境や身近な生き物、環境問題について、家族みんなで学びます。
- ・学校外で提供される環境学習や自然体験などの機会に、積極的に家族で参加します。
- ・市民団体等は、学校や地域における環境教育に積極的に協力します。

（事業者）

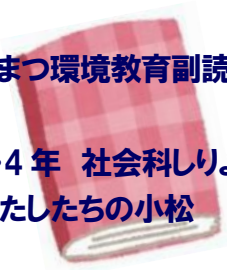
- ・学校や地域における環境教育に積極的に協力します。

（市 ）

- ・市民や事業者を対象にした環境教育、環境学習の機会を積極的に提供し、環境保全の啓発・普及を進めます。
- ・環境教育に使用する教材の充実に努め、小・中学生の環境教育・環境学習の充実に進めます。

こまつ環境教育副読本小学校

3・4 年 社会科しりょう集
わたしたちの小松



【取組③】 市民団体等とともに環境リーダーを育成

■方針

環境リーダーを育成・活用し、市民から市民へ環境教育の輪を広げていくための仕組みを作ります。

■役割分担

（市 民）

- ・SDGs 出前講座に参加します。
- ・「環境活動リーダー育成研修会」に積極的に参加します。
- ・幅広い環境の分野について継続して学びます。
- ・SDGs について学びます。

（事業者）

- ・SDGs 出前講座に参加します。
- ・「環境活動リーダー育成研修会」に積極的に参加します。
- ・環境教育・環境学習の支援や協力を行います。

（市 ）

- ・SDGs 出前講座の実施により、市民や事業者が環境学習に参加できる機会の充実を図ります。
- ・地域の環境活動を応援するため、活動に対する助成を検討します。
- ・地域や事業者、市民団体などと連携し、幼稚園や学校などの環境教育をサポートするシステムづくりを行います。
- ・SDGs について学ぶ授業に取り組みます。
- ・循環型社会※を実感できる学習の場として「エコロジーパークこまつ」の活用を進めます。

（施策3）美しいまちなみや景観の形成

■現状と課題

【まちなみ・景観】

本市の公園・緑地面積は約176haで、市民一人あたりでは16.4㎡となっています。都市公園は、レクリエーションの空間をはじめ、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性※の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

また、本市では、市民の景観意識の向上と良好な都市景観の形成を図ることを目的に、平成6年から「生垣設置奨励助成金」を開始し、平成11年には「こまつまちなみ景観賞」を創設しました。さらに、平成14年には「美しいこまつの景観を守り育てるまちづくり条例」を制定し、景観まちづくりの第一歩を踏み出しました。その後、平成16年に「景観法」が制定され、これを受けて本市では、平成21年12月に「小松市景観条例」を制定し、平成22年4月からは景観行政団体となり、景観法に基づき良好な景観の形成を担うための「小松市景観計画」を策定しました。また、平成25年8月に「フローラルこまつ※」を策定し、平成25年10月から「花壇づくり事業助成金」と「こまつ花飾り事業助成金」を開始し、花と緑あふれる美しいまちを市民総参加で創り次世代へ引き継ぐ取り組みを実施しています。平成27年度には加賀地域連携推進会議が主催する「白山眺望大賞」が創設され、平成31年1月には景観計画を改定し屋外広告物の規制エリアの拡充と規制の強化を図り、より積極的な景観行政を進めています。

こうした景観やまちなみ、公園・緑地を守り、次世代に引き継いでいくためには、地域の共有財産として再認識し、日常生活や生産活動の場においても周囲の美しい景観を損なわないような行動を心がけていくことが必要です。

表 4-5-4 小松市の公園・緑地

種類	種別	開 設 済				備考
		区分	県	市	合計	
基幹公園	街区公園	個所数		70	70	
		面積 (ha)		16.22	16.22	
	近隣公園	個所数		4	4	
		面積 (ha)		7.69	7.69	
	地区公園	個所数		2	2	
		面積 (ha)		10.87	10.87	
	総合公園	個所数	1	1	2	粟津公園（県営）
		面積 (ha)	8.26	10.03	18.29	
運動公園	個所数		2	2		
	面積 (ha)		31.72	31.72		
特殊公園		個所数		2	2	
		面積 (ha)		9.02	9.02	
大規模公園	広域公園	個所数	1		1	木場潟公園（県営）
		面積 (ha)	49.10		49.10	
都市緑地		個所数		4	4	
		面積 (ha)		5.58	5.58	
小計		個所数	2	85	87	（都市公園・緑地）
		面積 (ha)	57.36	91.13	148.49	
その他の公園		個所数		65	65	
		面積 (ha)		5.52	5.52	
その他の緑地		個所数		37	37	
		面積 (ha)		22.43	22.43	
小計		個所数		102	102	
		面積 (ha)		27.95	27.95	
合計		個所数	2	187	189	小松市民 1 人当たりの公園・緑地面積 176.44ha/107,912≒16.4m ²
		面積 (ha)	57.36	119.08	176.44	

箇所数、面積 (ha) 及び人口は令和 2 年 4 月 1 日現在

資料：小松市緑花公園センター調べ

第4章 第3次こまつ環境プランの施策の展開



第17回こまつまちなみ景観賞
木場潟公園西園地展望休憩所 今江町



第18回こまつまちなみ景観賞
滝ヶ原八幡神社 滝ヶ原町



第19回こまつまちなみ景観賞
TAKIGAHARA CAFE 滝ヶ原町



第20回こまつまちなみ景観賞
九谷セラミック・ラボラトリー 若杉町

表 4-5-5 フローラルこまつ※パートナーの状況

年 度	推進団体登録数（累計）	個人会員登録数（累計）	合 計
H25 年度	343	—	343
H26 年度	523	609	1,151
H27 年度	542		
H28 年度	562	745	1,307
H29 年度	570	777	1,347
H30 年度	576	804	1,380
R1 年度	579	896	1,475

資料：小松市緑花公園センター調べ

表 4-5-6 生垣設置奨励助成金、花壇づくり事業助成金および
花飾り事業助成金での助成状況

年 度	生垣	花壇づくり	花飾り
H21 年度	15	—	—
H22 年度	21	—	—
H23 年度	12	—	—
H24 年度	9	—	—
H25 年度	4	1	—
H26 年度	7	16	55
H27 年度	7	4	57
H28 年度	5	6	59
H29 年度	1	1	49
H30 年度	4	3	59
R1 年度	2	0	54

表 4-5-7 こまつまちなみ景観賞の応募数

年度	件数
H21	94
H22	68
H23	23
H24	37
H25	50
H26	47
H27	70
H28	67
H29	60
H30	—
R1	66

※H30 からは 2 年に 1 回

表 4-5-8 白山眺望大賞の応募数

年度	件数
H27	450
H28	288
H29	243
H30	282
R1	490

【歴史的・文化的資源】

曳山子供歌舞伎や九谷焼など私たちが先人から受け継いだ有形・無形の歴史的文化遺産は、豊かな風土や景観と一体となって、郷土への愛着を育む市民の心のよりどころとなるものであり、これらにふれあい・参加することを通して地域のつながりを強めるとともに人的交流の活性化・経済効果をもたらします。

地域特有の文化遺産を守り、これを活用し、将来に向けて伝承することを通じて、新たな文化の創造へとつなげていく必要があります。（表 4-5-9）

表 4-5-9 文化財の指定状況

区分	種別	名称、員数等
国指定重要文化財 (17 件)	建造物	那谷寺本堂（本殿附厨子、唐門、拝殿）など
	書籍	兀庵普寧墨跡など
	工芸品	兜・袖・臈宛など
	有形民俗文化財	白山麓西谷の人生儀礼用具及び民家など
	名勝	那谷寺庫裡庭園など
	考古資料	石川県矢田野エジリ古墳出土埴輪など
	無形文化財	釉裏金彩
県指定文化財 (9 件)	建造物	葭島神社本殿
	絵画	絹本著色光明本尊
	工芸品	萬暦五彩草花龍文瓶など
	史跡	安宅の関跡など
	典籍	小松天満宮連歌書
	無形民俗文化財	お旅まつりの曳山行事
	考古資料	八日市地方遺跡出土品
市指定文化財 (80 件)	建造物	来生寺の寺門など
	絵画	郡中御影など
	彫刻	薬師如来座像など
	工芸品	初代徳田八十吉作九谷松鶴文九角大皿など
	古文書	手の内の御書など
	書籍	蓮如上人紙牌
	典籍	小松旧記
	歴史資料	旧新保村久保家道場資料など
	考古資料	陶製水煙など
	有形民俗文化財	悪魔祓い
	民俗資料	馬符
	史跡	小松城本丸櫓台石垣など
	名勝	荒木氏の庭園
	天然記念物	赤穂谷のビャクシンなど
	登録有形文化財 (31 件)	建造物
		旧石川商銀信用組合小松支店など

資料：小松市 HP



お旅まつり（曳山八基揃え）



那谷寺

こまつ町家の特徴

小松市の中心市街地には、約 1,100 軒の伝統的な建築様式の「こまつ町家」が存在し、寺院などとともに町人文化が栄えた時代の面影を町並みに残しています。

こまつの町家は、町割りにより高密度に区画されており、建物の側面が隣りの家と接するため屋根は切妻平入りの構造とし、通りに面しては格子戸を設けています。

また、昭和の大火を教訓に袖壁を設けるなど、人々が気持ちよく、安全に暮らしていく知恵と工夫、そして、美しさが備わっています。



資料：こまつ町家情報バンク（小松市HP）

【取組①】 自然景観・農村景観の保全と創造（フローラル活動や屋外広告物デザイン向上）

■方針

景観に配慮した良好な都市空間を創造し、住んで心地よいまちづくりを進めていきます。

■役割分担

（市 民）

- ・ 景観条例を遵守し、環境に配慮した良好な景観形成に協力します。
- ・ 「わがまち美化ピカ隊」による市内の清掃活動に参加します。
- ・ 「フローラルこまつ[※]」による市内の緑花活動に参加します。
- ・ 「緑の少年団[※]」による市内の緑花活動に参加します。

（事業者）

- ・ 景観条例を遵守し、環境に配慮した良好な景観形成に協力します。
- ・ 「わがまち美化ピカ隊」による市内の清掃活動に参加します。
- ・ 「フローラルこまつ[※]」による市内の緑花活動に参加します。

（市 ）

- ・ 景観条例に基づき、良好な景観形成に向けて適正な指導・誘導を行います。
- ・ 「わがまち美化ピカ隊」「フローラルこまつ[※]」「緑の少年団[※]」など、市民や事業者による市内の緑花・清掃活動の支援及び協働を進めていきます。



【取組②】 歴史的・文化的資源の保全と活用（文化財・古民家等の保全活用のマッチング）

■方針

歴史的・文化的資源の価値を認識し、観光やまちづくりと連携しながら歴史的・文化的資源の保全と活用を図ります。

■役割分担

（市 民）

- ・市内の文化財や歴史的まちなみの保全に協力します。
- ・文化財にふれる機会を大切にします。

（事業者）

- ・市内の文化財や歴史的まちなみの保全に協力します。
- ・文化財にふれる機会を大切にします。

（市 ）

- ・文化財の指定・登録の推進により、歴史的遺産の保存・活用を進めます。
- ・市民や事業者へ文化財の情報発信やふれあう機会を設けていきます。
- ・歴史的・文化的環境を全国に情報発信するとともに、観光資源として展開していきます。



小松天満宮



江戸古民家（下里家）

（施策 4） 災害や感染症など非常時の対応

■現状と課題

全国的に熱中症又は熱中症の疑いにより搬送される人が増えています。

気候変動※による影響を少なくするためには、本市で想定される影響を把握・分析し、事前に対応することが必要です。

【感染症】

令和 2（2020）年の世界的な新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大は、人々の生活と行動や価値観を一変させました。この変化は、一過性の事象にとどまらず、収束後も、暮らしや働き方、コミュニケーション、生産、消費活動、移動など様々な面において大きな変化をもたらすと考えられ、今後の産業構造やまちの姿にも影響を与えられと考えられます。

国連環境計画（UNEP）※によると、人の感染症全体の 60%、新しく発生している感染症の 75% は人獣共通感染症※であると言われています。感染症の発現は、資源や農地開発、気候変動※の影響による生態系※の損失等、人の活動に伴う環境の変化が関わっていると考えられ、私たち一人ひとりの消費生活における選択やそれらを支えるグローバルな経済活動とも深く関わる問題です。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大は、都市の持続性に対して新たな課題を突き付けました。感染症リスクの視点を踏まえると同時に、気候変動※や生物多様性※の保全等といった環境の課題も意識した社会にしていく必要があります。

【災害】

大規模地震や洪水等の災害による多量の災害廃棄物※の発生に備えて、国、関係事業者団体、他の地方公共団体等との協力・支援体制の整備のほか、廃棄物処理施設等に関する情報の整理、職員に対する教育・訓練を進めながら、円滑な処理体制の構築に努めていく必要があります。

【取組①】 健康被害の予防

■方針

気候変動[※]による影響に適応し、防災対策と健康被害の予防に努めます。

■役割分担

（市 民）

- ・非常持出品（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品、非常食料・水、マスク、手指消毒液など）の準備、避難経路や避難場所の確認など、防災対策に努めます。
- ・感染症の仕組みを理解し、感染症予防に努めます。
- ・緑のカーテン、クールビズ[※]・ウォームビズ[※]、打ち水など、温暖化に適応したライフスタイル[※]への転換に努めます。

（事業者）

- ・非常時持出品の準備、避難経路や避難場所の確認など、防災対策に努めます。
- ・耐暑性品種[※]の導入、温暖化に対応した栽培技術の改良に努めます。
- ・クールビズ[※]・ウォームビズ[※]の導入など、温暖化に適応したビジネススタイルへの転換に努めます。

（市 ）

- ・洪水、土砂災害、地震・津波といった災害リスクを可視化したハザードマップ[※]などにより、各地域の災害リスクに関する情報提供を行います。
- ・洪水情報などの災害情報をリアルタイムで発信し、市民の迅速な避難行動を促します。
- ・新型コロナウイルス感染症予防に配慮した避難計画や避難所の運営に関する情報発信、啓発を行います。
- ・感染症予防や熱中症対策に関する情報発信、啓発を行います。



【取組②】 新しい生活様式やデジタルシフト※を実践

■方針

感染症などを未然に防ぐため、新しい生活様式やデジタルシフト※を実践します。

■役割分担

（市 民）

- ・知識の習得、マスク着用、咳エチケット、手指消毒等の感染対策の実践、食料品等の備蓄等を行います。

（事業者）

- ・職場における感染対策の実施、一部業務縮小の検討及び多数の者が集まる事業での感染対策を徹底します。
- ・テレワーク※などを取り入れ、デジタルシフト※を実践します。

（市 ）

- ・市民への注意喚起、まん延防止の観点から、迅速に情報を公開します。
- ・国や県の対処方針に基づき、住民接種、住民の生活支援、要援護者への支援を実施します。
- ・医療体制の確保、事業活動の縮小や雇用への対策を実施します。
- ・市民の生活相談窓口を設置します。
- ・テレワーク※などを取り入れ、デジタルシフト※を実践します。



資料編

1. 第2次こまつ環境プランの進捗状況
2. 第3次こまつ環境プランの策定経緯
3. 小松市環境基本条例
4. 用語解説 【作成中】

1. 第2次こまつ環境プランの進捗状況

(1) 主な取り組み

スマートリサイクル等の循環型社会※の推進（“3バック”運動）[平成12年]

毎年実施しているごみ質調査の結果より、可燃ごみの中に紙ごみ、容器包装プラスチック類、生ごみが多く含まれていることから、「紙」にバック・「肩」にバック・「土」にバックの“3バック”運動を展開しています。

わがまち美化ピカ隊

[平成21年]

市が管理する道路、公園緑地その他の公共施設の清掃活動を市民の皆様にご協力していただき、小松のまちを一緒に美しくしていこうという取り組みです。

平成27年に木場潟公園を主会場に開催された全国植樹祭を成功させるために、グッドマナーこまつの取り組みの一つであった「わがまち美化ピカ隊」の拡大を推進しました。令和2年9月末現在、274隊が登録・活動しています。



特定外来生物※の防除

[平成23年]

平成23年4月に「小松市アライグマ防除実施計画」を策定し、小松市全域からの「完全排除」を目指して、防除に努めています。



SDGs 未来都市エコロジー大会（旧 We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり）[平成23年]

SDGs やエコに親しみ、関心を持っていただくための環境意識の啓発を図るため、毎年「SDGs 未来都市エコロジー大会」（令和2年度改称）を開催しています。このイベントでは小松市の里山に棲息する昆虫などに直に触れるコーナーやエネルギーの仕組みを学ぶコーナーなど、子どもも大人も楽しめるエコの祭典として定着しています。



こまつ水郷パートナーシップ※（旧こまつ水郷2020ネット）

[平成23年]

白山に連なる山々を源とする小松市の水は、安宅の関跡から臨む日本海に至るまで私たちの生活に恵みをもたらしており、多くの市民団体がそれぞれの地域において水辺を保全・活用したまちづくりに取り組んでいます。また、水資源としての視点から木場潟をめぐる歴史、文化、産業についての総合調査や水質改善と生態系※保全を推進するために産・学・官・地域による実証研究が行われています。



花と緑が美しいまちを未来につなぐ取り組み（フローラルこまつ※）〔平成 25 年〕

平成 25 年 8 月に策定した「フローラルこまつ※」は先人が残してくれた豊かな自然を生かして、花と緑あふれる美しいまちを市民総参加で創り、次世代へ引き継いでいこうという取り組みです。



小松市指定ごみダイエット袋の導入

〔平成 28 年〕

平成 28 年 10 月から家庭から出る可燃ごみを対象に「ごみダイエット袋（指定袋）」を導入しました。

市民に一定枚数の指定袋を無償配布することで、「無償配布分で収めよう」を通じてごみ減量化に対する意識改革を図るとともに市民の負担軽減を図っています。



食品ロスの削減による更なるごみの減量化

〔平成 29 年〕

飲食店における食品ロス削減に着目し、「こまつの恵みに感謝！食べきり運動」を呼び掛ける啓発コースターを作成し、配布しています。



エコロジーパークこまつプロジェクト

〔平成 30 年〕

平成 30 年 7 月 1 日に竣工した一般ごみ焼却施設「クリーンセンター」は、廃棄物の焼却処理に加え焼却熱を利用した発電を行い、地球環境に配慮した施設となっています。

また、クリーンセンターに加え、既存施設であるリサイクルセンター、最終処分場を合わせたエリア全体を「エコロジーパークこまつ」とし、エネルギー供給、スマートシティ※の推進拠点として、地球環境への負荷軽減を図るとともに、環境教育・環境学習を通じて循環型の社会の形成、脱炭素社会※の実現に向けて取り組んでいます。



(2)第2次こまつ環境プランの数値目標に対する実績

第2次こまつ環境プランの進捗状況を点検・評価するため、7つの施策方針に対して、14項目の評価指標を設定しています。

いずれの現況値（令和元年度）も概ね目標値に近い値となっており、特に世帯当たりの電気・上水道の使用量や自然体験・環境保全活動等の年間参加者数については達成できています。また木場潟COD※は近年良好なデータで推移しています。しかし可燃ごみの排出量削減やCO₂削減率においては、目標値を大きく下回っています。

こまつ環境プラン（数値目標と令和元年度実績）

施策の方針	項 目	基準年 (平成24年度)	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況	備考
木場潟と水辺 空間の再生	木場潟のCOD※	8.5 mg/L	7.7 mg/L	5.0±1 mg/L	△	※1
	五感指標※水辺調査	—	好感度※52.5% (2020)	好感度※ 80%	△	※2
	木場潟年間来場者数	60.8 万人	78.7 万人	100 万人	○	※3
里山の保全と 活性化	環境保全型農業※作付面積	137ha	285ha	500ha	△	※4 項目見直し
	里山・里海※拠点施設指定数	—	15 箇所	20 箇所	○	※5
循環型社会※の 推進	可燃ごみ排出量削減率	△9%	△19.9%	△50%	△	※6 2008 年比
	コンポスト※等の補助件数 (累計)	1,371 件	1,930 件	2,000 件	○	※7
	一般廃棄物リサイクル率	15.8%	22.6%	30.0%	△	※8
地球温暖化※対 策・再生可能エ ネルギーの利用	世帯当たり電力使用量	△11.6% (2011)	△32.1% (2015)	△15.0%	◎	※9 2008 年比
	世帯当たり上水道使用量	△10.4%	△21.7%	△15.0%	◎	※10 2008 年比
	CO ₂ 削減率	△16.2% (2010)	△0.1% (2017)	△30.0%	×	※11 2008 年比
健やかな生活環 境の実現	木場潟花の彩り整備の面積	1,390 m ² (2011)	—	4,600 m ²	○	※12
環境教育・環境 学習の推進	自然体験・環境保全活動等 の年間参加者数	7,750 人	27,300 人	20,000 人	◎	※13
協働取り組みの 推進	わがまち美化ピカ隊数	54 隊	273 隊	300 隊	○	※14

達成状況 ◎：目標値を達成したもの ○：目標値は達成していないが順調に進捗したもの

△：目標値の達成に向かって順調に進捗しなかったもの

×：現況値が基準年より悪化したもの

（目標値の設定根拠）

※1 石川県公共用水域水質測定結果（75%値）

参考：農業用水基準（6.0 mg/L 以下） 湖沼B（5.0 mg/L 以下）

※2 アンケート調査による好感度※

※3 （公財）木場潟公園協会調査の公園利用者数

目標値は「水郷 2020 ネットアクションプラン」の設定値

※4 石川県の認定者数

目標値は「水郷 2020 ネットアクションプラン」の設定値

離農などにより基準年を下回っているため項目を見直し

※5 小松市の指定数

※6 可燃ごみ処理量の平成 20 年度比削減率

目標値は「10 年ビジョン」の設定値

※7 生ごみ処理機・コンポスト※等設置事業補助件数（累計）

※8 資源ごみ等におけるリサイクル率

目標値は「10 年ビジョン」の設定値

※9 小松市統計書「電灯契約数・使用電力量」中の従量電灯A・B等を世帯数で除した値の平成 20 年度比率

目標値は「こまつ環境プラン集中行動計画」の数値を継続

※10 小松市統計書「上水道使用量」中の専用栓一般用を世帯数で除した値の平成 20 年度比率

目標値は「こまつ環境プラン集中行動計画」の数値を継続

※11 小松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における平成 20 年度比設定値

※12 H30.11 桜回廊事業が実施され、花の彩り整備事業は終了

→新たな桜植樹により当初の目的は達成

目標値は「水郷 2020 ネットアクションプラン」の設定値

※13 こまつ環境パートナーシップ事業、環境王国こまつ自然環境保全活動体験、木場潟でのヨシ刈り、クリーン作戦、緑の少年団の参加者の合計数

※14 参加申出登録数

2. 第3次こまつ環境プランの策定経緯

時 期	内 容
令和2年 11月17日	◇こまつ環境パートナーシップ 第3次こまつ環境プラン 第1回策定員会 ・第2次環境プランの進捗状況 ・第2次環境プランの数値目標に対する実績 ・第3次環境プラン策定について ・第3次環境プラン策定スケジュール
令和3年 3月 3日	◇こまつ環境パートナーシップ 第3次こまつ環境プラン 第2回策定員会 ・第3次こまつ環境プランについて (施策及び取り組み、役割分担(案))
3月10日～ 3月23日	◇パブリックコメント実施
3月27日	◇小松市環境審議会開催 ・第3次こまつ環境プラン(案)(審議) 概要版・本編提示

3. 第3次こまつ環境プランの目標値根拠・出典

主要テーマ	目標項目	目標値	担当課等	掲載プラン等
テーマ1 みんなで アクション	SDGs 宣言団体数	500 団体	エコロジー 推進課	—
	わがまち美化ピカ隊数	300 隊	エコロジー 推進課	第2次環境プラン未達・継続
	SDGs 出前講座件数(累計)	200 件	エコロジー 推進課	—
	環境王国こまつ交流人口数	75 万人	農林水産課	水郷アクションプラン
テーマ2 地球環境への 思いやり	CO ₂ 排出量(H20 年度比)	35%OFF	エコロジー 推進課	第2次地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
	エネルギー自給率	12%	エコロジー 推進課	第2次地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
	低公害車(電動車 xEV)保有率	40%	エコロジー 推進課	第2次地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
	バイオマス設備の設置補助件数	140 件	エコロジー 推進課	第2次地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
	木質バイオマスチップ出荷量	8,000t	エコロジー 推進課	第2次地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
	人口あたり上水道使用量	8%OFF	料金業務課	—
テーマ3 健康で豊かな 自然との共生	木場潟年間来場者数	120 万人	緑花公園 センター	緑の基本計画
	木場潟 COD (75%値)	5.0±1 mg/l	石川県	第2次環境プラン未達・継続
	生態系回復数(累計)	15 種	エコロジー 推進課	SDGs 未来都市計画
	五感指標水辺調査	好感度 80%	エコロジー 推進課	第2次環境プラン未達・継続 アンケート調査
	担い手への農業集積率	85%	農林水産課	—
	酒米作付面積	25ha	農林水産課	SDGs 未来都市計画

主要テーマ	目標項目	目標値	担当課等	掲載プラン等
テーマ 4 循環型社会の 形成	可燃ごみ排出量削減率 (H20 年度比)	50%OFF	エコロジー 推進課	第 2 次環境プラン未達・継続 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
	一般廃棄物リサイクル率	35%	エコロジー 推進課	SDG s 未来都市計画・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
	可燃ごみのプラスチック混入率	5%	エコロジー 推進課	第 2 次地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
	コンポスト等の補助件数(累計)	2,500 件	エコロジー 推進課	第 2 次環境プラン未達・目標上方 修正
	わがまち美化ピカ隊数	300 隊	エコロジー 推進課	再掲
テーマ 5 美しく快適な 生活環境	フローラルパートナー	3,000 団体・個人	緑花公園 センター	緑の基本計画 水郷アクションプラン
	環境王国こまつ交流人口数	75 万人	農林水産課	再掲
	里山・里海拠点施設指定数	20 施設	農林水産課	第 2 次環境プラン未達・継続
	SDGs 出前講座件数（累計）	200 件	エコロジー 推進課	再掲
	海浜エリア植林数	10,000 本	農林水産課	SDG s 未来都市計画

4. 小松市環境基本条例

平成 13 年 3 月 23 日

条例第 9 号

小松市は、はるかに白山連峰を望み、そのすそ野に連なる緑の丘陵地や、梯川を中心とした幾筋もの河川が織りなす自然に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然の中で先人たちが培った伝統文化をはぐくみながら、住みよいまちを築き上げる努力を重ねてきた。

しかし、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや利便性を追求してきた結果、環境汚染や自然破壊など環境への負荷が増大し、地域の環境問題にとどまらず、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは良好な環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵みある地球環境を損なうことなく、将来の世代に継承していく責務を有している。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調のもと、人と自然とが健全に共生する良好な環境を保全するとともに、持続的発展が可能な社会を構築していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全」という。))について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全是、人間が生態系[※]の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行わなければならない。
- 3 環境の保全是、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目指すとして、すべての者の参加と協働による自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。
- 4 地球環境の保全是、人類共通の課題であるという認識のもとに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、その社会経済活動に際して、環境の保全に資する取組を自ら率先して実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動におけるあらゆる場合において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。
- 5 事業者は、市長が環境の保全に関する協定の締結を求めたときは、これに応じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において廃棄物の減量、資源の適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系[※]の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第5章に規定する小松市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように努めるものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、自らの施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又

は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者又は開発行為を行おうとする者との間に環境保全協定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業並びに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健康で快適な都市空間の形成)

第15条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、音の環境及び良好な景観の確保並びに歴史的及び文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育等の推進)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境の保全に関する自主的な活動が促進されるよう、広報啓発活動の充実並びに環境の保全に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第 21 条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民等の参加及び協力の促進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策については、国、県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全

(地球環境保全に関する国際協力)

第 23 条 市は、前章に掲げる施策と相まって、地球環境の保全に寄与するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、県その他の地方公共団体及び民間の団体等との連携を図りながら、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 章 小松市環境審議会

(小松市環境審議会の設置)

第 24 条 本市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、小松市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 25 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 市長の諮問による、環境の保全に関する基本的な事項及び重要事項に関すること。
- (3) 他の条例により、その権限に属せられた事項を処理すること。
- (4) その他市長が環境保全上必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第 26 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 27 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有するもの及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に小松市環境審議会規則(平成 5 年小松市規則第 55 号)の規定に基づいて委嘱又は任命された小松市環境審議会委員は、この条例の規定による小松市環境審議会委員に委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、第 26 条第 3 項の規定にかかわらず平成 14 年 3 月 31 日までとする。

(小松市公害防止条例の一部改正)

3 小松市公害防止条例(昭和 46 年小松市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、小松市環境基本条例(平成 13 年小松市条例第 9 号。以下「環境条例」という。)の規定に基づき、公害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第 7 条第 3 項及び第 13 条第 2 項中「第 15 条に規定する小松市環境審議会」を「環境条例に規定する小松市環境審議会」に改める。

第 3 章を削る。

第 17 条を第 15 条とする。

第 18 条を第 16 条とし、第 4 章を第 3 章とする。

(小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成 6 年小松市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(環境審議会への諮問)

第 8 条 市長は、廃棄物の減量化に関する事項、廃棄物の適正な処理に関する事項、その他市長が必要があると認める事項について、小松市環境基本条例(平成 13 年小松市条例第 9 号)に規定する小松市環境審議会に諮問することができる

5. 用語解説

《あ行》

■アイドリングストップ

信号待ちや荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車時に、自動車のエンジンを停止させること。エネルギー使用量の低減や大気汚染物質の排出抑制に効果があり、エコドライブの主要な取組になっている。

■暑さ指数

労働環境や運動環境での熱中症の予防を目的に、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目して提案された指標。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されるが、その値は気温とは異なる。

■いしかわ版環境ISO

すべての県民が日常生活のいずれかの機会に環境ISOに触れることを目的に作成された環境保全活動の指針のこと。「いしかわ学校版環境ISO」、「いしかわ地域版環境ISO」、「いしかわ家庭版環境ISO」、「いしかわ事業者版環境ISO」は、学識経験者や学校関係者、女性団体関係者などからなる策定委員会で検討され、モデル学校やモデル家庭等での活動内容を盛り込んで策定された。

■一次エネルギー

自然界から得られた変換加工しないエネルギーのこと。種類はさまざまあり、石油や石炭、天然ガス、ウランのような採掘資源から太陽光、水力、風力といった再生可能エネルギー、さらには薪や木炭なども含まれる。

■一酸化二窒素(N₂O)

二酸化炭素、メタン、フロンなどととも代表的な温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素の約 300 倍。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが主な発生原因といわれている。

■イノベーション

新しい技術の発明、アイデアから社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすことを指す。英語の「innovation」。

■インフラ

道路・鉄道・港湾などや学校・病院・公園など国民経済の発展と国民福祉の向上に必要な公共施設のこと。社会基盤、基盤施設などと訳されている。英語の「infrastructure」の略語。

■ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

■エコクッキング

食材を有効利用して生ごみを減らす、調理方法を工夫して省エネを図ったり排水をきれいにする、地場の食材を活用して地産地消を図る、といった調理という日常活動を通して環境保全を実践する運動のこと。石川県が発祥地で、全国に広がっている。

■エコロジー

狭義には生物学の一分野としての生態学のことを指す。広義には生物とその周囲の生物・非生物的環境との関係や構造、機能的側面について研究する学問分野を指す。英語の「ecology」。

■エネファーム

都市ガスや LP ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて、電気をつくる家庭用燃料電池のこと。

■エネルギー自給率

国民生活や経済活動に必要な一次エネルギーのうち、自国内で確保できる比率を指す。日本はエネルギー消費大国であるが、海外から輸入する石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料に大きく依存しており、エネルギー自給率の低いことが課題となっている。

■エンパワーメント

個人や集団での能力の開化や権限の付与を意味し、人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい、生きる力を湧き出させること。英語の「empowerment」。

■屋上・壁面緑化

建物の屋上や壁面を植物で覆うことで、二酸化炭素の削減やヒートアイランド対策などに効果がある。緑視率（視野に占める緑の割合）が増加することで、人に安らぎと心地よさを与える効果も期待できる。

■温室効果ガス

地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）。産業革命以降、石油や石炭、天然ガスなど化石燃料をエネルギー源として使うようになり、大気中の二酸化炭素濃度は400ppmを超えるまでに増加している。

《か行》

■外来種

国外または国内の他地域から元々は生息していなかった地域に、人為により意図的または非意図的に導入された生物種のことで、外来生物、移入生物、移入種などとも呼ばれる。

■化学的酸素要求量 COD

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。「Chemical Oxygen Demand」の略。

■化学物質

化学反応の結果生成した物質で、現在使われているものは世界全体で約10万種、日本で数万種あるといわれている。化学物質の中には目的に応じて製造されるもののほか、ダイオキシン類のように非意図的に生成する化学物質もある。

■カーシェア

登録した会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムで、レンタカーよりもごく短時間の利用を想定している。英語の「carsharing（カーシェアリング）」の略語。

■化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。

■カーボンニュートラル

企業や家庭から出る二酸化炭素などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。「ゼロカーボン」とも呼ばれる。政府は2020年10月、50年までにカーボンゼロを達成する目標を掲げている。英語の「carbon neutral」。

■環境監視

ある一定の地域を定め、その地域内の動植物の生態調査、大気、水質、底質調査などの結果に基づき、その環境の人への影響を監視すること。

■環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音などに係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。行政上の目標であり、環境汚染の未然防止の指針となるものである。

■環境性能

自動車の使用時に排出される炭化水素や窒素酸化物、燃費など環境への負荷の程度を評価する指標のことで、電気自動車、燃料電池自動車、水素自動車等の環境性能の優れた自動車の普及が期待されている。

■環境配慮経営

事業者による自発的な環境に配慮した経営のことで、自らの環境負荷を削減するばかりでなく、製品やサービスの利用段階での環境負荷を低減したり、原料の調達段階における環境配慮を促すことに貢献する。

■環境ビジネス

環境への負荷の低減に役立つ製品やサービスを提供したり、社会経済活動を環境保全型に変革するうえで有益な技術、システムを提供するビジネスのこと。「エコビジネス」ともいう。

■環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には人的に発生するもの（公害、廃棄物、土地開発など）と、自然的に発生するもの（気象、地震、噴火など）がある。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ土づくり等を通じて化学肥料や農薬等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

■環境マネジメントシステム

企業が経営方針の中に環境に関する取組方針を盛り込み、「計画」、「実施」、「評価」及び「改善」というサイクルで一連の環境監理の取組を実施すること。

■環境モニタリング

環境監視に同じ。

■環境リスク

人間活動によって生じた環境負荷が人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。また、発生した環境汚染に対して被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。

■間伐材

森林の成長過程で立木を間引く作業で発生する木材のこと。間伐により木々が健全に生育し、地表面に陽光が入ることによって草や低木が育ち、水源涵養力、土壌保全能力が向上する。

■気候システム

気候は大気、海洋、陸地などの間での複雑な相互作用によって決まっており、「気候システム」とは気候を決める地球表層の物質とエネルギーの移動・交換の仕組みを総称したもの。

■気候変動

環気象学では様々な時間スケールにおける気温、降水量、雲などの変化を指すが、環境分野では地球の表面温度が長期的に上昇する現象、すなわち地球温暖化とその影響を包括的に気候変動と呼んでいる。

■気候メカニズム

地球が太陽から受けたエネルギーは、大気、海洋、陸地、雪氷、生物圏の間で相互にやりとりされて、最終的には赤外放射として宇宙空間に戻されている。このようなエネルギーの流れによって気候が様々な時間スケールで変動する仕組みのこと。

■希少生物

絶滅のおそれのある動植物のうち、生息・生育地の消滅や環境悪化などによって種の存続に支障を及ぼすほどに個体数が少なくなった種や減少しつつある生物種として指定した動植物。

■共創

異なる立場や業種の人・団体が協力して、新たな商品やサービス、価値観などをつくり出すこと。「コクリエーション」ともいう。

■魚道

河川に設けられたダムや堰などのためにサケやマス、アユなどの遡行が妨げられる箇所、魚が遡行できるように河川に設ける工作物のこと。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者、国民にもグリーン購入に努めることを定めたグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が平成13年4月に施行された。

■グリーンニューディール

世界恐慌時（1929 年）に当時のルーズベルト米大統領が実施したニューディール政策にならない、環境・エネルギー関連への大規模な公共投資により、雇用・産業対策だけでなく、気候変動やエネルギー危機の解決をも目指す政策のこと。英語の「green new deal」。

■クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

■健康優良樹

適切な管理の下に、健全で良好な樹形を保ち、壮齢以上で、生育環境の改変の恐れがなく、その状態が将来にわたって見込める樹木を対象に、樹木医が推薦し日本樹木医会が選定した樹木。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される酸化性物質の総称で、その大部分がオゾンである。目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の障害をもたらす、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる。

■好感度

人や物、事柄などに対して良いとか好ましいと感じる度合いのこと。

■公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。

■高付加価値型農業

農産物の価格低迷や農業資材の価格上昇など農業経営を取り巻く状況が厳しさを増す中で、農村に由来する様々な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の推進による農産物の加工等を通じて高付加価値化を目指す農業。

■交流人口

通勤・通学や買い物、文化鑑賞、スポーツ、観光、レジャーなどを目的に、地域を訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人（定住人口）に対する言葉である。

■五感指標

湖沼などの環境を人の五感（見る・聞く・嗅ぐ・味わう・触れる）により評価する指標のこと。指標では湖水の澄み具合・ゴミ・景観・音・臭気・魚介類・湖水の感触などの観察項目を採点して周囲の様子も含めた総合的な湖沼環境をランク付けする。

■国連環境計画(UNEP)

環境分野における国連の主要な機関として、各国の政府と国民が将来の世代の生活の質を損なうことなく自らの生活の質を改善できるように1972年に設立された。地球規模の環境課題を設定し、持続可能な開発の取組の中で環境に関連した活動を進める役割を果たしている。

■固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度で、買い取り費用の一部を電気の利用者が負担することになっている。

■コミュニティサイクル

主に自治体などが街中に自転車の貸出拠点を設置し、利用者がどの拠点でも貸出・返却できる交通手段で、「自転車シェアリング」、「都市型レンタサイクル」とも称される。小松市では、「小松駅」、「栗津駅」、「栗津温泉」、「安宅ビューテラス」で貸し出ししている。

■コミュニティプラント

地方自治体や公社、民間事業者が建設する住宅団地などで、し尿と生活雑排水を合わせて処理する施設。小規模下水処理場（装置）ともいう。

■コンポスト

家庭ごみに多く含まれる生ごみや下水汚泥などの有機性廃棄物を高速で堆肥化する技術や生成した堆肥、さらには周辺の技術やシステム全般をいう。

《さ行》

■災害廃棄物

地震や台風、水害、土砂災害などの災害により生じる廃棄物のことで、可燃物、不燃物、木質廃材、コンクリート塊、金属類、土砂等さまざまな廃棄物が突発的に、大量に発生することが特徴である。

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーの総称。

■在来種

ある地域に古来から自生している生物種のことで、外来種に対する言葉として使われる。

■サテライト

「本体から離れて存在するもの」の比喩として使われる。事務所や大学、スタジオなどについて、サテライトオフィス、サテライトキャンパス、サテライトスタジオなどを使う。英語の「satellite（衛星）」。

■里山・里海

里山は、都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた森林（二次林）や農地、水路・ため池、草地等で構成される地域のこと。開発による消失や利用されなくなったことによる荒廃が問題となっている。里海は、海の恵みを利用しながら生活している人々の暮らしと強いつながりのある地域で、高い生物生産性と生物多様性の保全が図られている海域の概念。

■産業革命

18世紀後半から19世紀前半にかけてイギリスにおける技術革新に伴う産業上の変革、特に手工業生産から工場制生産への変革と、それによる経済・社会構造の大変革をいう。産業革命以降、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用に伴って大気中の二酸化炭素濃度が急増している。

■シーズ

企業等が持つ独自の材料や素材、技術力や企画力などを指す。企業等が有する事業化、製品化の可能性のある技術やノウハウなどをさしている。シーズの状態はまさしく“種”の状態であり、そのままでは顧客に提供することができない。シーズを具体的に提供できる形にしたものが製品やサービスであり、シーズを顧客ニーズに適合するような製品やサービスに変換していくことが重要とされている。

■ジェンダー

生物学的な性別に対して社会的・文化的につくられる性別のこと。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性を示す言葉で、国際連合では解決しなければならない問題のひとつに、ジェンダーにもとづく偏見や不平等があるとされている。英語の「gender」。

■資源循環

将来世代にわたって資源を有効に利用することが国際社会の共通課題となっており、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）といった資源の循環的な利用が重要とされている。

■次世代エネルギー

水素は、使用時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーであることはもちろん、燃料電池の燃料として高いエネルギー効率を実現することができることから次世代を担うエネルギーとして注目を集めている。

■次世代モビリティ

地域住民や旅行者の移動ニーズに効率的に対応するために、AI等により個々人が選択できる最適な交通サービス（MaaS、Mobility as a Service）と自動運転などの新技術を組み合わせた移動手段。

■自然共生

将来にわたって自然の恵みを受けられるように、自然環境を保全し自然に配慮した行動をとること。

■自然生態系

湖沼や森林、草原などのように、一定の構造と機能をもつ適当な広さの場所について、そこに生息する生物群集やそれらを取りまく環境をある程度閉じた系であると見なしたときの呼称。

■持続可能な社会

将来の世代の利益や要求を損なわない範囲内で環境を利用し、しかも自分たちの要求を満たすような社会のことで、環境の保全、経済の開発、社会の発展の調和が取れている社会。

■市民満足度

自治体の行政サービスについて、「住みやすさ」、「働きやすさ」、「あんしん」、「健やかさ」、「生きがい」などについて住民が感じている幸せ度のこと。

■住工混在地域

限られた面積の中に住宅と工場が混在している地域を指し、住宅と工場が混在していることで騒音、振動、臭気、粉じんなどのトラブルが発生しやすい。

■循環型社会

有限な資源を効率的に利用するとともにリユース、リサイクルすることによって、持続可能な形で資源を循環させながら利用していく社会のこと。

■常時監視

環境監視の一種で、一定地域の環境の状況を連続して監視すること。主に大気汚染物質や自動車騒音などを監視する場合に使われる。

■小水力(発電・エネルギー)

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模なものではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回して発電する小規模な水力発電のこと。

■食育

食べ物の栄養や安全性などについて学習するとともに、食事や団らんを通じてマナーや社会性を身に付けたり、食文化を理解し健全な食生活を実践すること。

■植物プランクトン

海や湖の水面で増殖するプランクトン。地球上の酸素の維持に大きな役割を果たし、光合成によって固定した炭素化合物は海水や淡水中の食物連鎖の基礎になっている。

■食文化

食事にまつわる文化で、食材、献立、調理法から、食器、食べ方、作法・マナー、食事する場所などに至るまで多くのことが含まれる。

■自立型エネルギー

家庭やビルなどで太陽光発電や燃料電池などにより自給自足できるエネルギー。太陽光発電や燃料電池などは二酸化炭素の削減につながるとともに、災害時などには大いに役に立つ。

■自律分散型社会

食料やエネルギーの地産地消、地域資源の活用など地域に着目したライフスタイルの変革が二酸化炭素の大幅な削減につながることから、経済社会そのものを大規模・集中型から持続可能なものに変革していく考え方。

■人獣共通感染症

ペストや鳥インフルエンザ、ラッサ熱など同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症のこと。

■水素イオン濃度 (pH)

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で pH7 は中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。自然水の pH は 6.5～8.5 の範囲にある。

■水素ステーション

FCV の燃料となる水素を補給することができる施設。

■スマートシティ

IT や環境技術などの先端技術を駆使して、環境負荷を抑えながら生活の質を高め、継続して成長を続けられる新しい街、都市のこと。

■スマートモビリティ

カーナビや自動運転車などにより主に都市部での交通・移動をより安全・効率的で、交通渋滞や大気汚染などの課題を解決する新交通技術の総称。経済産業省と国土交通省では「スマートモビリティチャレンジ」に取り組んでいる。

■生態系

地域の環境を構成する水、大気、土、太陽光、及びこれらに支えられて生きるすべての動植物が関係しあって成り立つ自然の仕組みのこと。

■生物化学的酸素要求量 BOD

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きい河川などには有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。「Biochemical Oxygen Demand」の略。

■生物多様性

地球上には3千万種を超える生物種が存在するとされ、それらが様々な環境と結びついて多様な生態系を形成している。このような種や生態系などの多様さは自然環境の保全上、極めて重要な要素の一つである。

■ゼロエミッション

国連大学が提唱している循環型社会を目指す取組で、事業所から出る産業廃棄物と一般廃棄物の再資源化や再利用により、埋立量を限りなくゼロに近づける考え方。英語の「Zero Emission」。

■ゼロカーボン

カーボンニュートラルに同じ。

■創エネ

「創エネルギー」の略で、自治体や企業、一般家庭が自らエネルギーを創り出す考え方・方法のこと。設備としては太陽光発電や燃料電池が主で、蓄エネ機器としてリチウムイオン電池が実用化されている。

《た行》

■ダイオキシン類

ダイオキシンは、ベトナム戦争の際にアメリカ軍が使用した枯葉剤に含まれていた発がん性、催奇形性の強い有害化学物質として知られている。ダイオキシン類は、ダイオキシンの仲間も含めた物質をいう。

■体験コンテンツ

旅行や学習で訪れる人々に地域ならではの自然資源や文化、伝統、歴史などを体験できる機会や場所を提供できるように準備した企画や計画などのこと。

■耐暑性品種

地球温暖化が進行し、夏場に頻発する異常高温にも耐えて安定的に生産できるように改良された農作物の品種のこと。

■大腸菌群数

大腸菌の存在はし尿の流入等を示すものであり、大腸菌が多ければ赤痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。また、大腸菌が多いと快適な生活環境とはいえないことから水質汚濁の指標とされている。

■多自然型水辺づくり

河川や水路を、コンクリート3面貼りではなく川を蛇行させたり中洲などを設けて生き物に優しい整備を行うこと。

■脱炭素社会

地球温暖化につながる温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的なゼロを実現する社会のこと。

■多面的機能

水田や森林は農林産物を生産するだけでなく、洪水や土砂流失の防止、地下水のかん養、河川流況の安定化、気温の安定化、親水空間の提供など環境の保全効果ある。水田や森林がもつこれらの機能のことをいう。

■地域コミュニティ

日常生活の中で住民相互の交流が行われる地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

■地球温暖化

人間活動の拡大により大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

■地球市民スピリッツ

私たちは特定の国家や人種、宗教に属する以前に、地球の構成員であり、まず地球のことを考えて行動しなければならない、という考え方。

■地産地消

「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われる言葉。また、ファーストフード等の画一的な食生活に対し、地域の伝統や独自の文化を取り戻そうという動きでもある。

■地方創生

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すもの。

■中山間地域

地域区分の一つで、平野の外縁部から山間地にかけてのまとまった平坦な耕地の少ない地域を指す。

■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて排出ガス中の炭化水素や窒素酸化物、騒音・振動などを大幅に抑えた自動車。環境省は電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド車を低公害車と呼んでいるが、自動車メーカーでは燃料電池車など新たな技術も開発されつつある。

■ディーセント・ワーク

働きがいのある人間らしい仕事を意味する。「権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会保護が供与された生産的な仕事」として 1999 年の IL0（国際労働機関）総会で初めて用いられた言葉。英語の「decent work」。

■低炭素(社会)

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。「低炭素型社会」、「脱炭素社会」ともいう。地球温暖化を緩和するために、二酸化炭素の排出が少ない社会を構築することが世界的な課題となっている。

■デジタルシフト

デジタル化と同じ意味の言葉で、デジタル技術を用いて利便性を高めることを指すが、デジタルシフトのほうが技術を提供する側の言葉として使われることが多い。

■出作り小屋

夏季（4 月～11 月）に焼畑耕作や養蚕、製炭に従事することを「出作り」といい、出作り期間に寝泊まりするために山中に建てられた住居、仮小屋のこと。

■テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、移動中や移動の合間に行うモバイルワーク、サテライトオフィスなどで行う施設利用型テレワークのほか、リゾートで行うワーケーションなどがある。英語の「telework」。

■電動車(xEV)

バッテリーに備えた電気エネルギーを動力に使うって走行する自動車のことで、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、ハイブリッド車(HV)、燃料電池車(FCV)がある。

■特定外来生物

明治時代以降に日本に入り込んだ外来生物の中で、農林水産業、人の生命・身体、生態系へ影響を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものとして外来生物法で指定された生物。

《な行》

■二酸化硫黄(SO2)

硫黄の酸化物の一つで、亜硫酸ガスともいう。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料の燃焼により発生し、大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなっている。

■二酸化窒素(NO2)

窒素の酸化物の一つ。種々の物質の燃焼や硝酸等の製造過程などでの副生成物として発生し、大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなっている。

■二次エネルギー

一次エネルギーから変換加工して得られたエネルギーのこと。人間社会では、自然界に存在するエネルギー源をそっくりそのまま利用することは、ほぼ不可能なため、発電、精製、乾留などといったさまざまな加工を行って、エネルギーを利用可能な形にする必要がある。

■燃料電池

電気化学反応によって燃料の化学エネルギーから電力を取り出す（＝発電する）電池を指す。燃料として水素、炭化水素、アルコールなどを用いる。

■農業集落排水施設

集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する施設で、農業用排水の水質保全と施設の機能維持、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に寄与している。

■ノーマイカーデー

「ノーカーデー」とも呼ばれ、大気汚染の抑制、交通渋滞の緩和、交通事故の軽減などを目的として、主に地方自治体が一定の月日・曜日・期間を定めて自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかけるキャンペーン。

《は行》

■ばい煙

石炭などの燃焼に伴って発生する煙と煤（すす）のことで、大気汚染防止法では「物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物、その他政令で定める物質）」をばい煙と定義している。

■バイオディーゼル燃料 BDF

菜種油や大豆油、魚油、廃食用油（天ぷら油等）など生物由来の油脂から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。バイオマスエネルギーの一つで、原料となる油脂に化学処理や改質処理を施し、ディーゼルエンジンに使用できるようにした燃料。

■バイオマス

生態学では特定の時点・空間に存在する生物の量をいい、転じて生物由来の資源を指す。英語の「biomass」。

■廃食油

てんぷらや揚げ物などの料理に用いられた食用油の使用後の油のこと。水質浄化及び資源の業務再利用の面から、廃食用油を回収・再生し、飼料、塗料、石けん等の原料として有効利用されている。

■ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策を目的に、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。英語の「hazard map」。

■パートナーシップ

英米では2人以上の人間が金銭、労務、技術などを出資してなされる共同の営利行為関係、又はその契約を指すが、我が国では単に「協力関係」、「共同」、「提携」を意味する言葉として使われることが多い。英語の「partnership」。

■非意図的導入

本来その地域に生息していなかった生物が、建築資材や水産物、農産物、園芸植物などの輸送・運搬など人や物の移動に伴って意図せず運び込まれること。

■ビोटープ

野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。環境分野では人工的に植物や魚、昆虫が共存する空間として作り出したものを指すことが多く、野生生物の生息場所、復元、創出など生物の多様性を維持するツールとして注目されている。ドイツ語の「Biotop」。

■微小粒子状物質 PM2.5

大気中に浮遊する微粒子のうち、粒径が約2.5マイクロメートル以下の粒子の総称。微小な粒子は肺の奥まで入り込みやすいことから人への健康影響が懸念されており、環境基準が定められている。「Particulate Matter」の略。

■ヒューマンエラー

人間の行為が原因で思わぬ結果を引き起こす行為をいい、「人為的ミス」とも呼ばれる。ヒューマンエラーの要因として認知ミスや誤判断、忘却、操作ミスなどがある。英語の「human error」。

■便乗ごみ

災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物など。

■フードシェア

食品ロスの削減に関する取組の一つで、「フードシェアリング」ともいう。何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせる仕組みのこと。

■フードドライブ

食品ロスの削減に関する取組の一つで、家庭などで食べきれずに余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに提供する活動。

■フードバンク

企業などが、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に乗せることができない食品を必要としている施設や団体、困窮世帯などに無償で提供する活動。

■浮遊物質 量 SS

水中に浮遊している微細な固形物の量を表す指標。一般河川では25mg/L以下が望ましいとされている。「Suspended solids」の略。

■浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する10μ以下の微粒子をいい、発生源は土砂等の飛散、固体物質の破砕、燃焼過程から出るものなど多種多様である。比較的長期間大気中に滞留して呼吸器系の深部にまで侵入するので健康影響が懸念される。

■フローラルこまつ

先人が残してくれた小松市の豊かな自然を生かして、花と緑のあふれる美しいまちを市民総参加で創り、未来へ引き継いでいく取組。

■フロン

無色、無臭、不燃性の気体で、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄、発砲スチロールの発泡材、スプレーなどに使われてきたが、大気中に放出されたフロンは紫外線を吸収するオゾン層を破壊することから、1992年11月のモントリオール議定書締約国会議で全廃が決められた。

■閉鎖性水域

外部との水の出入りが少なく、地形的に閉鎖された湖沼、内湾、内海などをいう。閉鎖性水域では流入してくる汚濁負荷が外部へ流出しにくいいため水質汚濁が進行しやすい。

■碧玉

微細な石英の結晶が集まってできた鉱物（潜晶質石英）で、ブルーサファイアのことを和名で碧玉ということもある。酸化鉄や水酸化鉄などの不純物が混入しているため不透明で、不純物の違いによって紅色・緑色・黄色・褐色など様々な色や模様のものがある。

■包括連携協定

企業と自治体が様々な分野にわたって緊密な相互連携と協働によって住民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的して締結する協定。

■ボカシ

有用微生物群により発酵させて作る有機肥料の一つ。コンポストなどに使う。

《ま行》

■緑の少年団

緑化活動を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が援助している活動団体。

■木質バイオマス

木材からなるバイオマスのことで、樹木の造林や伐採のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

■木質ペレット

乾燥した木材を細粉し、圧力をかけて直径 6～8mm、長さ 5～40mm の円筒形に圧縮成形した木質燃料で、主にストーブやボイラーの燃料として利用されている。

《や行》

■遊休施設

活用されないで放置されている施設。

■溶存酸素量 DO

水に溶けている酸素の量。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠であるが、有機物による汚染が進むと溶存酸素が消費されるので溶存量は少なくなる。「Dissolved Oxygen」の略。

《ら行》

■ライフサイクルコスト

製品や構造物などについて、原料の調達から製造、使用、廃棄の全期間に要する費用を意味する。英語の「life-cycle cost」。

■ライフスタイル

生活様式のことで、ある社会における構成員に共通しているような生活の送り方のことをいう。広義には、個人や集団の興味・意見・行動、及び行動指向を指す。英語の「lifestyle」。

■リカレント教育

変化し続ける社会に適応するために、義務教育又は基礎教育の修了後にも生涯にわたって教育と就労を交互に行うこと。

■リターナブルビン

ビールビン、一升ビン、牛乳ビンなど回収・返却、詰め替えによって繰り返し使用できるビンの総称。一方、繰り返し使用できないビンはワンウェイビンという。

■レジリエント

「弾性」、「柔軟性」、「耐久性」、「抵抗力」、「回復力」、「復元力」などを意味する言葉。英語の「resilient」。

■レンタサイクル

都市での渋滞や騒音、大気汚染を緩和するために、市民の交通機関の選択肢として自転車を数時間程度の短期間貸し出すこと、又は貸し出された自転車を指す。

《アルファベット》

■BOD

生物化学的酸素要求量に同じ。

■BDF

バイオディーゼル燃料に同じ。

■BEMS

ビルエネルギー管理システムのこと。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。「Building Energy Management System」の略語。

■COD

化学的酸素要求量に同じ。

■CSR活動

企業が倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任を認識して取り組む活動。CSRは「Corporate Social Responsibility」の略語。

■DDT

世界で最初に合成された強力な有機塩素系殺虫剤。難分解性で、高濃縮性、長期毒性があるため、製造・輸入禁止となっている。「dichlorodiphenyltrichloroethane」の略語。

■DO

溶存酸素量に同じ。

■EV バス

電気のみを動力として走るバスのうち、電力を架空線から集電する以外のもの。

■FEMS

工場エネルギー管理システムのこと。工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備の稼働・エネルギー使用状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステム。「Factory Energy Management System」の略語。

■HEMS

家庭エネルギー管理システムのこと。家庭で使う電気やガスなどの使用量を見える化や家電機器を自動制御することによりエネルギーを節約する管理システム。「Home Energy Management System」の略語。

■IPCC

世界の科学者が参加して気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとコンサルティングすることを目的とした政府間機構である。「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略語。

■MEMS

マンションエネルギー管理システムのこと。マンション内の電力消費量を計測・見える化し、空調や照明設備等の制御やデマンドを抑制することで電力消費量を制御するシステム。「Mansion Energy Management System」の略語。

■PCB

難分解性で、高濃縮性、長期毒性の化学物質で、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙など多方面に使用された。カネミ油症事件の原因物質で、昭和48年に制定された化学物質審査規制法により製造・輸入禁止となっている。「Poly Chlorinated Benzene」の略語。

■pH

水素イオン濃度に同じ。

■PHV

外部電源から充電できるハイブリッド車。走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車の長所とガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。「Plug-in Hybrid Vehicle」の略語。

■PM2.5

微小粒子状物質に同じ。

■SS

浮遊物質量に同じ。

■Visitors

訪問者、来客、来遊者、観光客などを意味し、一定の目的をもって他の地域から訪れる人。

■xEV

電動車に同じ。

第 3 次こまつ環境プラン

発行日 令和 3 年 3 月

発行者 小松市 産業未来部 エコロジー推進課

〒923-8650 石川県小松市小馬出町 91 番地

TEL 0761-24-8067 FAX 0761-23-6403

E-mail eco@city.komatsu.lg.jp